

○ 軽自動車検査協会検査事務規程

昭和 48 年 9 月 26 日

協会規程第 16 号

最終改正 令和 6 年 9 月 26 日協会規程第 7 号

目 次

第 1 章 総則

第 2 章 検査の実施方法

第 3 章 自動車検査証等及び高度化システムへの記録又は軽自動車検査票の記載

第 4 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

第 5 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査（改造等による変更のない使用過程車）

第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理

第 7 章 電子情報処理組織による軽自動車検査ファイルへの記録

第 8 章 臨時検査

第 9 章 雑則

別表

様式

第 1 章 総則

1-1 目的

この軽自動車検査協会検査事務規程は、軽自動車の検査事務の実施に関する規程を定め、適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

1-2 適用

軽自動車の検査については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号）及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項に基づく審査事務規程によるほか、この規程の定めるところによる。

なお、理事長が軽自動車の検査事務に当分の間適用する取扱いとして別に定めたものについては、当該取扱いによることとする。

1-3 用語の定義

この規程における用語の定義は、法、施行規則、保安基準、様式省令及びこれらの法令に基づく国の関係通達並びに審査事務規程によるほか、下表に定めるところによるものとする。

なお、審査事務規程 1-3「用語の定義」中、「検査担当者」、「高度化システム」及び

「保安検査コース」の内容は、下表に定めるものとし、「地方検査部及び地方事務所」は「事務所、支所及び分室」と、「審査時車両状態」は「検査時車両状態」と読み替えるものとする。

分類	用語	内容
か	改造自動車等	改造自動車、試作車又は組立車をいう。
	改造自動車等審査結果通知書等	改造自動車等審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図（装置の詳細図を含む。）及びその他特に指示された資料をいう。
	改造自動車等の取扱い	「改造自動車等の取扱いについて」（平成7年11月21日付け自技第239号）及び「改造自動車等の取扱いについて」に係る細部取扱いについて」（平成7年11月21日付け自技第240号）をいう。
	解体等届出書	様式省令に定められた軽第4号様式の2及び様式7-4-2をいう。
	解体届出書	様式省令に定められた軽第4号様式の3及び様式7-4-3をいう。
	画像取得装置	受検車両の画像を取得するための装置をいう。
	完成検査終了証	法第75条第4項の規定による完成検査終了証をいう。
き	規程	軽自動車検査協会検査事務規程（昭和48年9月26日協会規程第16号）をいう。
け	軽自動車検査票	様式4-1の軽自動車検査票1及び様式5-1の軽自動車検査票2をいう。
	軽自動車検査票1	様式4-1によるものをいう。
	軽自動車検査票2	様式5-1によるものをいう。
	継続検査	法第62条の規定による継続検査をいう。
	計測検査コース	主として軽自動車検査票2に係る検査を行う検査コース又は検査担当者が指定した検査場所をいう。
	継続検査申請書	様式省令に定められた軽第3号様式及び軽専用第2号様式をいう。
	検査	軽自動車の検査をいう。
	検査記録事項等証明書 交付請求書	様式省令に定められた軽第3号様式をいう。
	検査結果通知書	様式4-2の検査結果通知書1及び様式5-2の検査結果通知書2をいう。

	検査結果通知書 1	高度化システムにより出力された、保安基準不適合箇所が記載された様式 4-2 によるものをいう。
	検査結果通知書 2	高度化システムにより出力された、自動車の諸元等が記載された様式 5-2 によるものをいう。
	検査コース	保安検査コース及び計測検査コースをいう。
	検査担当者	検査業務に従事する職員（検査案内員を除く。）をいう。
	検査担当者等	検査担当者、検査案内員及び警備員並びに他職員をいう。
	検査当日	自動車が提示された日をいう。
	検査標章再交付申請書	様式省令に定められた軽第 3 号様式をいう。
	限定自動車検査証	法第 71 条の 2 の規定による限定自動車検査証をいう。
	限定自動車検査証再交付申請書	様式省令に定められた軽第 3 号様式をいう。
こ	構造等変更検査	法第 67 条第 3 項の規定による構造等変更検査をいう。
	高度化システム	電子情報処理システム及び検査機器等と連携し検査状況等を電磁的に記録するためのシステムをいう。
さ	再輸入見込届出書	様式省令に定められた軽第 4 号様式の 2 及び様式 7-4-2 によるものをいう。
し	敷地等	軽自動車検査協会が管理している敷地、建物及び施設をいう。
	自動車検査証	法第 58 条第 2 項の規定による自動車検査証をいう。
	自動車検査証交付申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 5 号様式及び様式 7-2 をいう。
	自動車検査証再交付申請書	様式省令に定められた軽第 3 号様式をいう。
	自動車検査証等	自動車検査証、自動車予備検査証及び限定自動車検査証をいう。
	自動車検査証変更記録申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 3 号様式、軽第 5 号様式、軽専用第 1 号様式及び様式 7-2 をいう。
	自動車検査証返納証明書	法第 69 条の規定による自動車検査証返納証明書をいう。

	自動車検査証返納証明書交付申請書	様式省令に定められた軽第 4 号様式及び様式 7-4 によるものをいう。
	自動車検査証返納届出書	様式 7-4 及び様式 7-4-2 によるものをいう。
	自動車重量税印紙	自動車重量税法（昭和 46 年法律第 89 号）第 8 条の規定による印紙をいう。
	自動車重量税納付書	様式 6 の自動車重量税納付書をいう。
	自動車予備検査証	法第 71 条の規定による自動車予備検査証をいう。
	自動車予備検査証再交付申請書	様式省令に定められた軽第 3 号様式をいう。
	自動車予備検査証変更記録申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 5 号様式及び様式 7-2 をいう。
	自動車予備検査申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 5 号様式及び様式 7-2 をいう。
	事務所等	主管事務所、事務所、支所及び分室をいう。
	収納計器	手数料令に基づき検査手数料を収納する計器をいう。
	収納済印影	収納計器により印字された様式 1 の印影をいう。
	受検者	検査を受検する者をいう。
	受検者等	受検者、同行者、見学者、各種申請者、各種届出者及び相談者をいう。
	所有者変更記録申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式をいう。
	新規検査	法第 59 条の規定による新規検査をいう。
	新規検査申請書	様式省令に定められた軽第 1 号様式、軽第 2 号様式、軽第 5 号様式及び様式 7-2 をいう。
	審査事務規程	独立行政法人自動車技術総合機構法（平成 11 年法律第 218 号）第 13 条第 1 項の規定による独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程（平成 28 年 4 月 1 日規程第 2 号）をいう。
	申請審査書	様式 2 の手数料納入補助シートをいう。
	申請手数料一括納付書	複数件数の手数料を一括表示する様式 3 をいう。
て	電子情報処理システム	法第 72 条第 1 項の規定による軽自動車検査ファイルに記録するための電子情報処理組織をいう。

ほ	保安検査コース	主として軽自動車検査票 1 に係る検査を行う検査コース又は検査担当者が指定した検査場所をいう。
	保険証明書	自動車損害賠償責任保険証明書又は自動車損害賠償責任共済証明書をいう。
も	持込検査	検査のうち自動車の提示が必要な新規検査、予備検査、継続検査、構造等変更検査（記録事項の変更を含む。）又は臨時検査をいう。
ゆ	輸出予定届出証明書交付申請書	様式省令に定められた軽第 4 号様式の 2 及び様式 7-4-2 によるものをいう。
	輸出予定届出証明書返納届出書	様式省令に定められた軽第 4 号様式の 2 及び様式 7-4-2 によるものをいう。
よ	様式省令	自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和 45 年運輸省令第 8 号）をいう。
	予備検査	法第 71 条の規定による予備検査をいう。
り	臨時検査	法第 63 条第 2 項の規定による臨時検査をいう。
	臨時検査申請書	様式省令に定められた軽第 3 号様式をいう。
0	OSS 申請	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 6 条第 1 項の規定による同項に規定する電子情報処理組織を使用する検査の申請をいう。

1-4 二輪車の基準を適用する自動車

審査事務規程 1-4 を準用する。

1-5 燃料の規格

審査事務規程 1-5 を準用する。

第 2 章 検査の実施方法

2-1 敷地等における秩序維持等

(1) 受検者等は、敷地等における秩序を維持するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備、備品等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者（1 名に限る。）以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。

- ⑥ 検査コース内において、検査担当者等の許可なく自動車を歩行速度を超える速度で運行しないこと。また、急発進や急停止をしないこと。
 - ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
 - ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
 - ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
 - ⑩ 検査担当者等の許可なく検査機器、検査設備、備品等を使用しないこと。
 - ⑪ 凶器、爆発物等の危険物（自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。）、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
 - ⑫ 検査担当者等の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
 - ⑬ 現車検査中の検査担当者又は書面確認中の検査担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関すること以外の内容について話しかけないこと。
 - ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
 - ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
 - ⑯ 検査担当者等の許可なく検査中又は検査コースに所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
 - ⑰ 検査中又は敷地等の定められた場所以外では、喫煙しないこと。
 - ⑱ 検査担当者等が検査業務を公正かつ確実に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。
 - ⑲ その他、検査担当者等が行う公正かつ確実な検査業務の実施を妨げる行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。
- (2) 何人も事務所等の長の許可なく敷地等、検査担当者等、検査機器、検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
- また、敷地等、検査担当者等、検査機器、検査設備等の画像、動画若しくは音声又は公正かつ確実な検査業務の実施を妨げる情報を、公衆に提供（譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワークキング・サービス（SNS）への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。）しないこと。
- (3) 受検者は、検査担当者が検査業務を公正かつ確実に実施するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態

- オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
- カ 窓ガラスが取外されていない状態
- キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
- ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
- ケ 走行距離計は総走行距離（オドメータ）を表示した状態
- コ エンジンルーム内の検査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット（フード）を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
- サ 窓ガラスの検査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
- シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
- ス 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態（審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の検査を除く。）
- (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア) 又は (イ) に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
- セ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
- ② 受検車両の入場検査コース又は検査場所について、検査担当者等からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は軽自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者等からの指示により、原動機の始動及び停止（ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドリング状態の維持を含む。）を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプロープを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。
- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示（音声案内を含む。）又は検査担当者等の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。

- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
 - ⑪ 検査コースでの検査が終了又は中断したときは、個別の検査結果にかかわらず、その都度、検査担当者から総合判定の通知を受けること。

また、検査コースでの検査が終了し、総合判定の通知を受けたあとは軽自動車検査票を所定の窓口に提出すること。
 - ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
 - ⑬ 画像取得装置を使用して画像の取得を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
 - ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
 - ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
 - ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
 - ⑰ 検査担当者等がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。
- (4) 検査担当者等は、(1) ①から③までに掲げる事項を受検者等が遵守しないことを確認した場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけるとともに、公務執行妨害行為等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。
 - (5) 検査担当者等は、(1) ④から⑯までに掲げる事項、(2) 及び (3) に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、受検者等に対しこれらを遵守するよう口頭で指示すること。
 - (6) (5) に基づき指示したにもかかわらず、(1) ④から⑯までに掲げる事項、(2) 及び (3) に掲げる事項を受検者等が遵守しない場合には、警報装置を作動させ、検査担当者等の全員が全ての業務を一時的に停止し、当該事案の発生場所に駆けつけること。
 - (7) (6) に基づき警報装置を作動させ、検査担当者等が集合してもなお、受検者等が遵守しない場合には、検査担当者等は受検者等に対し退去及び自動車の撤去を命じること。

また、退去や撤去の命令に従わない場合には、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察への通報等の厳正な措置をとるものとする。

2-2 構内における掲示等

- (1) 事務所等の構内の適当な箇所には、検査等の申請者が見やすいように次に掲げる事項を掲示するものとする。
 - ① 申請手続の順序
 - ② 業務受付時間

- ③ 業務を行う日
 - ④ 構内における指示
 - ⑤ その他必要な事項
- (2) 構内には駐車場所、通行区分を明確にするための標識を設置すること等により、構内の安全及び秩序の維持を図るものとする。

2-3 自動車検査場における掲示等

- (1) 自動車検査上屋の入口附近の適当な箇所及びその他必要と認められる箇所には、受検者等が見やすいように次に掲げる事項を掲示するものとする。
- ① 検査時間
 - ② 検査を行う日
 - ③ 検査コース毎のコース名
 - ④ 受検者等の遵守事項
 - ⑤ 受検時の指示事項
 - ⑥ 受検時の注意事項
 - ⑦ その他必要な事項
- (2) 受検者等の遵守事項には、2-1(1)各号及び(2)に掲げる事項が含まれていなければならない。
- (3) 受検時の指示事項には、2-1(3)各号に掲げる事項が含まれていなければならない。
- (4) 受検時の注意事項には、原則として次に掲げる事項が含まれていなければならない。

ただし、設置されている検査機器等により変更することができる。

① 各検査コース共通の受検時の注意事項

- ア 受検車両の操作方法（特にトラクションコントロール装置、衝突被害軽減ブレーキ、コーナーセンサー、横滑り防止装置、坂道発進補助装置及び灯火器類）については、取扱説明書等により十分に理解しておくようにしてください。
- イ 自動車の構造・装置の変更を行っている場合には、あらかじめ検査担当者に申し出てください。
- ウ 初めて受検する方及び受検に不安な方はあらかじめ検査担当者に申し出てください。
- エ 最低地上高の低い車両、幅の広いタイヤ（扁平率 50%以下）を装着した車両で受検する方は、検査担当者に申し出てください。
- オ トラクションコントロール装置を備えている車両は、当該装置の作動を解除して受検してください。
- カ 車の中心をテストの中心に合わせ、まっすぐに進入してください。
- キ テスタへの乗り入れ、脱出、その他の動作は表示器又は検査担当者の指示に従ってください。

- ク 受検時は急停止、急発進をしないでください。
 - ケ テスタ上ではハンドルを切らないでください。
 - コ ヘッドライト・テストの動きに注意して進行してください。
 - サ ディーゼル車はCO・HCテストを使用しないでください。
 - シ 降車するときは、シフトレバーを確実に「P」レンジ又はニュートラルの位置にして駐車ブレーキをかけてください。
 - ス 排気ガス・テストのプロープを入れたままエンジンをスタートしたり、回転を上げたりしないでください。
 - セ 検査コース内において車両を後退させる場合は表示器又は検査担当者の指示に従ってください。
 - ソ サンドル、スリッパ等運転装置の誤操作のおそれのある履物での受検はご遠慮ください。
 - タ 受検する方の不注意又は検査担当者の指示に従わずに受検車両を操作し、受検車両が損傷しても、当方は一切責任を負いません。また、施設等に損害を与えた場合は、弁償していただく場合がありますので、細心の注意を払って受検するとともに検査担当者の指示に従ってください。
 - チ 上記タの場合のほか、事故が発生した場合は、当方と受検された方等の過失割合に応じた対応とさせていただきます。
 - ツ 必要な場合を除き、前後の受検車両との間に立たないでください。また、その間を通行しないでください。
 - テ 受検車両の走行距離計がマイル表示の場合には、その旨を検査担当者に申し出てください。
 - ト 窓口より交付された自動車検査証等の走行距離計表示値その他の記載内容及び記録内容が自動車と相違していないことを確認してください。相違している場合は、ただちに申し出てください。
- ② 自動方式総合検査機器（マルチテスト）の受検時の注意事項
- ア 軸重 1,000kg 以上の車両及び三輪車は検査コースに乗り入れないでください。
 - イ 再入場車両、4WS 車及びオートライト検査車は必要に応じ該当する申告ボタンを押してください。
 - ウ 進入表示器の「進入」表示を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れてください。
- ③ 自動方式検査機器の受検時の注意事項
- ア 軸重 1,000kg 以上の車両は検査コースに乗り入れないでください。
 - イ 前輪駆動車（FF 車）は、スピードメータ検出選択ボタンを押してください。
 - ウ 再入場する車両は該当する申告ボタンを押してください。なお、ヘッドライト、排気ガス及び下回りの再入場の場合は、インターホン等で申告してください。

エ パートタイム 4WD 車は二輪駆動に切り替えて受検してください。

オ 入場信号灯の「青色」を確認したのち、ゆっくりとテストに乗り入れてください。

カ ヘッドライト検査の際は車両の停止位置案内線に沿って正しくテストに正対させてください。

キ フルタイム 4WD 車及び三輪車は検査担当者に申し出てください。

④ 画像取得装置使用時の注意事項

ア 停止位置案内線に沿って、検査担当者の指示により直進姿勢で停止してください。

- (5) 事務所等の窓口には行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）の規定による審査基準及び標準処理期間を記載したものを備えつけ、又は窓口において申請者の求めに応じて審査基準等を提示するものとする。

2-3 の 2 自動車検査場における検査時間及び検査コースの閉鎖

- (1) 持込検査は、1 日を 4 つのラウンドに区分し、それぞれのラウンドにおいて実施するものとする。

ただし、事務所等の長は、繁忙期等においてラウンド内に検査業務が適正かつ確実に処理できないと判断した場合には、4 つのラウンド以外のラウンドを定めることができる。また、検査の種別に応じて、検査を行うラウンドを限定することができる。

- (2) (1) に規定するラウンドは、次のとおりとする。

- ① 1 ラウンド 9 時 00 分から 10 時 15 分まで
- ② 2 ラウンド 10 時 30 分から 12 時 00 分まで
- ③ 3 ラウンド 13 時 00 分から 14 時 15 分まで
- ④ 4 ラウンド 14 時 30 分から 16 時 00 分まで

- (3) 事務所等の長は、必要な範囲において検査コースの一部又は全部を閉鎖することができるものとする。

2-3 の 3 持込検査の予約

検査業務の円滑な処理及びユーザーの利便の確保を図る観点から、持込検査は予約により行うことを原則とする。

なお、2-6-3(3) 及び 3-4-5(3) の取扱い又は有効な限定自動車検査証の提出があった場合については、検査の予約は要しないものとする。

2-4 不適切な補修等

- (1) 第 4 章及び第 5 章の規定に基づく基準適合性検査にあたり、持込検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、自動車の装置又は部品の取付け、取外し若しくは補修及び車体又は装置への表示について、次に掲げる例による方法及びこれらに類する方

法により措置されたものであることが外観上確認された場合は、指定自動車等と同一の構造を有すると認められる場合を除き、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

① 装置又は部品の取付け

- ア 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による取付け
- イ 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法による取付け（指定自動車等において脱着を可能としているもの及び貨物の積みおろしのために一時的な取外しを要するものを除く。）
- ウ 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある取付け
- エ 走行装置の回転部分附近の車体（フェンダー等）にベルト類、ホース類、粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作され、当該目的のために貼付されたものを除く。）、紙類、布類、段ボール類、スポンジ類、発泡スチロールが取付けられているもの
- オ 灯火器（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等のうち装備義務があるものに限る。）の配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側表面上に確認できるもの（溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかな灯火器にあっては、当該灯火器を取付けるための必要最小限の配線部分を除く。）
- カ 審査事務規程 7-41（8-41）に規定する保護棒又は保護仕切であって、車体側に保護棒又は保護仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのもの

② 装置又は部品の取外し

- ア 緊急自動車の警光灯に形状が類似した灯火（赤色以外のものを含む。）であって、当該灯火に係る電球、全ての配線及び灯火器本体（カバー類、粘着テープ類その他の材料により覆われているものを含む。）が取外されていないもの
- イ 不点灯状態にある灯火（審査事務規程 7-65(8-65)から 7-95(8-95)に規定する灯火等（反射器を除く。）及びその他の灯火をいい、アの灯火を除く。）であって、当該灯火に係る電球（光源）及び全ての配線が取外されていないもの

③ 装置又は部品の補修

- ア 粘着テープ類（自動車用部品の補修を目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類による補修
- イ 灯光の色の基準に適合させるため、灯火器の表面に貼付したフィルム等がカラーマジック、スプレー等で着色されているもの
- ウ 空き缶、金属箔、金属テープ又は非金属材料を用いて排気管の開口部が延長又は変更されているもの

エ 排気管又は消音器に空き缶、軍手、布類、金だわし等、騒音防止を目的として設計・製作されたもの以外の異物が詰められているもの

オ 灯火器の照射方向の調整が、段ボール、木片等、照射方向の調整を目的として設計・製作されたもの以外の異物の挟込み、差込み又は取付けによる方法その他工具を用いない方法で行われているもの

カ 後写鏡に内蔵された灯火が、粘着テープ類その他の材料により覆われているもの

キ 前照灯の光度や照射光線の向きの基準に適合させるため、レンズ面に油類を塗布しているもの又は粘着テープ類を貼付しているもの

④ 車体又は装置への表示

ア 貼付けられた紙又は粘着テープ類（表示を目的として製作されたステッカーを除く。）に記入されているもの

イ 表示された内容が容易に消えるもの

ウ マグネット、吸盤等により取付けられており手で容易に取外すことができるもの（審査事務規程 7-35-1(8-35-1) (2) の表示を除く。）

- (2) 灯火器、審査事務規程 7-107(8-107)の鏡その他の装置等、保安基準に適合させるために取付けられた装置であって、指定自動車等と異なる取付方法によると認められるものについては、当該装置、部品又は表示を手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認すること。

当該確認の結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるものは、保安基準に適合しないものとして取扱うものとする。

2-5 製作年月日等

2-5-1 製作年月日

自動車の製作年月日については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）には、次のいずれかの日とする。

ただし、令和 6 年 3 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車、輸入自動車特別取扱自動車及び多仕様自動車並びに令和 6 年 3 月 31 日以前に「改造自動車等の取扱いについて」（平成 7 年 11 月 21 日付け自技第 239 号）に基づき改造自動車等審査結果通知書が交付された自動車であって、①又は②の規定により製作年月日が令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 10 月 31 日までの日となる自動車（2-5-2 の自動車を除く。）については、「令和 6 年 3 月 31 日に製作された自動車」とみなして取扱うものとする。（適用関係告示第 1 条第 4 項関係）

- ① 型式指定自動車については、完成検査終了証の発行日

- ② ①に規定する自動車以外の自動車については、原則として、初めての検査に係る申請書の提出年月日。ただし、次の各号のいずれかに該当する自動車にあっては、それぞれ当該各号に掲げる製作年月日、発行年月日等とする。この場合において、複数の製作年月日となる場合は、そのうちの最も古い年月日とする。
- ア 新型届出自動車と同一のもの（新型届出自動車と異なる荷台等の架装を行ったものを除く。）であって、自動車製作者の証明により当該自動車の製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年月日
- イ 在日外国政府大使館等が使用していた自動車であって、日本国外務省が発行した登録証により当該自動車の登録年月日が明らかとなるものにあつては、当該登録証に係る登録年月日
- ウ 輸入自動車にあっては、自動車通関証明書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）又は税関の押印がある輸入（納税）申告書（自動車の車台又は原動機のみを輸入したものを除く。）に記載された輸入許可年月日（輸入許可年月日の記載がないものは発行年月日）
- エ 輸入された小型二輪自動車（自動車の車台及び原動機のみを輸入したものを除く。）であって、法第 30 条第 1 項の規定に基づき輸入自動車等の打刻届出書が届け出された自動車にあっては、打刻届出書の受理年月日
- オ 輸入自動車であって、次に掲げる証明書により当該自動車の製作年、製作年月又は製作日が明らかとなるものにあつては、当該証明書に係る製作年若しくは製作年月の末日又は製作年月日
- （ア） 輸出国の権限ある政府機関その他の公的機関（アメリカ合衆国において製作された自動車にあっては、日本国国土交通省によりあらかじめ指定されたアメリカ合衆国の公証人を含む。）の自動車検査証、自動車登録証その他の証明書
- （イ） 日本自動車輸入組合が発行する輸入自動車製作日証明書
- （ウ） 自動車製作者による製作日証明書
- （エ） COC ペーパー
- カ 輸入自動車であって、船荷証券又は航空貨物証書により当該自動車の輸出年月日が明らかとなるものにあつては、当該証明書等に係る輸出年月日
- キ 輸入自動車であって、FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルにより製作年月が表示されているものにあつては、当該表示に係る製作年月の末日
- ク 輸入自動車であって、自動車製作者が付与した車台番号又は車両識別番号（VIN）により当該製作年が明らかとなるものにあつては、その製作年の末日
- ケ 昭和 47 年以前に製作されたことが外観及び自動車製作者が付与した製作番号等から明らかな輸入自動車であって、自動車製作者等の資料により製作年を特定することができるものにあつては、その製作年の末日

- (2) (1)以外の場合には、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の初度検査年月欄や備考欄等に記録（自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書、限定自動車検査証にあつては記載と読み替える。以下同じ。）されている情報を基に判断するものとする。

ただし、上記書面に記録されている情報だけでは審査事務規程の各項における従前規定の適用の可否を判断することが困難な場合にあっては、(1)に準じて判断するものとする。

2-5-2 出荷検査証が発行された自動車の基準適用の特例

- (1) 令和6年3月31日以前の多仕様自動車であつて令和6年4月1日から令和6年10月31日までの間に出荷検査証が発行されたものの法第59条の規定による新規検査又は法第71条の規定による予備検査に係る検査を行う場合（法第71条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）には、「令和6年3月31日に出荷検査証が発行された自動車」とみなして基準の適用を判断するものとする。

ただし、当該出荷検査証が検査当日において発行日から起算して11か月を経過しているか否かの判断にあっては、当該出荷検査証の発行日を起算日とする。（適用関係告示第1条第4項関係）

- (2) (1)以外の場合であつて、自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証（法第71条の2の規定により交付を受けた場合に限る。）の備考欄に記録されている保安基準適用年月日が令和6年4月1日から令和6年10月31日までの日となっているものについては、令和6年3月31日以前の多仕様自動車であるかどうかを確認するものとし、これに該当するものは「自動車検査証等の備考欄に記載されている保安基準適用年月日が令和6年3月31日のもの」とみなして基準の適用を判断するものとする。

2-6 検査の受付等

2-6-1 持込検査の受付

- (1) 持込検査は、6-8の規定に基づき、申請書の記載事項に不備がないこと及び添付書面（2-12に規定する書面を含む。）を確認のうえ、軽自動車検査票に受付日付印を押印し、原則として受付した事務所等にて検査を開始するものとする。この場合において、2-6-2(2)の規定による検査担当者印を当該受付日付印に代えることができるものとし、事務所等の長が別途認めた手続きにより持込検査の予約が行われたものにあっては、軽自動車検査票に受付日付印が押印されたものとみなすことができる。
- (2) 軽自動車検査票の検査実施日欄、車両番号欄、原動機の型式欄及び車台番号欄に

については、ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載されていることを確認する。

なお、記載が無い場合は、原則として申請者に対して記載するよう依頼するものとする。

2-6-2 検査手数料の納付及び消印

- (1) 手数料令により検査手数料の納付が必要とされた自動車について、収納計器による収納済印影が申請書、申請審査書若しくは申請手数料一括納付書（以下 2-6-2 において「申請書等」という。）に表示され、かつ、提出があった場合又は、OSS 申請をする場合であって、協会に納められた予納金から精算するものとして申請者による検査手数料の納付手続が完了した場合若しくは検査手数料収納業務に係る契約を締結した者を通じて申請者から納付された検査手数料の納付情報を取得した場合には、検査手数料の納付があったものとして検査を行うものとする。

この場合において持込検査（出張検査によるものを除く。）にあつては、複数件数の手数料を一括表示することはできないものとする。

- (2) 収納済印影の消印は、手数料令に規定する額の有効な収納済印影が表示されていることを確認し、別に定める受付日付印又は部署及び日付を表示した検査担当者印を用いて、表示された収納済印影の表示と申請書等の紙面にかけて印影の半分程度が当該収納済印影にかかるように朱印、青インク又は黒インクにより明瞭に行うものとする。なお、特段の理由がある場合に限り、朱印、青インク又は黒インク以外の色を使用することができる。

この場合において、持込検査にあつては、検査コースへの初回の入場の際に同様の消印を行うものとする。

2-6-3 持込検査の実施

- (1) 持込検査は、検査当日に行うものとする。ただし、天災その他の事由により検査が困難になった場合は、この限りでない。
- (2) 持込検査は、軽自動車検査票を使用して行うものとし、軽自動車検査票は、軽自動車検査票 1 及び軽自動車検査票 2 の 2 種類とする。ただし、限定自動車検査証の交付を受けている場合にあっては、限定自動車検査証を使用して行うことができるものとする。
- (3) 持込検査において、保安基準適合性について疑義が生じた等により 2-7 に規定する検査が完了せず、検査当日中に検査担当者が速やかに判定を行うことができない場合にあっては、次により取扱うものとする。

- ① 3-4-5(1)の規定に基づく検査中断に該当せず、かつ、次に掲げるいずれかの事由により検査当日中に 3-4-1 の検査結果通知を行うことができない場合にあっては、(1)の規定にかかわらず、検査当日から起算して 15 日（証明書等について真正性の照会を行っている期間は除く。）までを限度として検査を継続するこ

とができる。

ア 自動車の種別、用途、車体の形状、乗車定員、最大積載量、車両重量、車両総重量、長さ、幅又は高さが自動車検査証の記録事項と同一と判断できないもの

イ 自動車の申請された用途又は車体の形状が用途区分通達で定められた要件を満足しないもの

ウ 2-12-1 に規定する書面の提出又は提示がないもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、検査内容に疑義等が生じたもの

② 検査継続とした場合には、受検者に対しその旨通告するとともに、その理由を軽自動車検査票 1 若しくは軽自動車検査票 2 の備考欄に記載する、又は検査結果通知書により受検者に通知するものとする。

③ 証明書等について真正なものであるか疑義がある場合には、本部に照会のうえ判断するものとする。

なお、受検者に対し「証明書等の真正性確認を行う必要があり、その確認が完了するまでに生じた期間については検査期間の対象外となる」旨を連絡しておくものとする。

④ 自動車の検査を行った事務所等の職員は、①に掲げる事由のうち軽自動車検査協会に起因するものにあつては、可及的速やかに総合判定を行うことができるよう努めるものとする。なお、いずれの事由であるかにかかわらず、総合判定を行うことができるようになった際には、軽自動車検査票 1 若しくは軽自動車検査票 2 の備考欄に記載又は検査結果通知書に印字された理由を抹消することなく、当該箇所に検査担当者印の押印を行うものとする。

⑤ 受検者に対し求めた書面の提出若しくは提示又は自動車の提示が検査当日から起算して 15 日を超えても行われない場合には、総合判定を「検査中断」とするものとする。

(4) カーボン紙による複写等でなく、軽自動車検査票に直接ボールペン等により車台番号が記載されている場合には、車台番号の文字の一部を消しゴム、指等で擦り、擦った部分の文字が消えないことを確認する。

2-7 検査の実施方法

検査は、次に定めるところにより実施するものとする。この場合において、持込検査にあつては第 4 章及び第 5 章に規定する項目について実施し、検査コースにおける自動車の状態は、個別に定める場合を除き、検査時車両状態とする。

なお、書面等により審査を行う項目については、受検者に対し必要な書面の提出又は提示を求め審査するものとする。

(1) 新規検査及び予備検査

① 構造に関する検査

次に掲げる事項について、画像取得装置、巻尺、重量計、傾斜角度測定機等を用いて検査するものとする。この場合において、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項以外の事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。ただし、発行後 9 か月を経過した完成検査終了証（完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。）、登録識別情報等通知書又は自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示がある自動車（⑧に掲げるものを除く。）については、ア、ウ（車両重量に限る。）及びエに掲げる事項についても、同様とする。

ア 長さ、幅及び高さ

イ 最低地上高

ウ 車両重量及び車両総重量

エ 車輪にかかる荷重

オ かじ取り車輪にかかる荷重の車両重量及び車両総重量に対する割合

カ 最大安定傾斜角度

キ 最小回転半径

ク 接地部及び接地圧

② 装置に関する検査（その 1）

次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、ア、イ及びケに掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、ウ及びカからクまでに掲げる事項については、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

ア かじ取車輪の整列状態	サイドスリップ・テスト
イ 制動装置の性能及び制動能力	ブレーキ・テスト
ウ 自動車が発する騒音の大きさ	音量計
エ 自動車から排出される一酸化炭素の濃度	一酸化炭素測定器
オ 自動車から排出される炭化水素の濃度	炭化水素測定器
カ 自動車から排出される黒煙の汚染度	黒煙測定器
キ 前照灯の明るさ及び主光軸の向き	前照灯試験機
ク 警音器の音の大きさ	音量計

ケ 速度計の指度の誤差	速度計試験機
コ 車載式故障診断装置の診断結果の読み出し	検査用スキャンツール

③ 装置に関する検査（その 2）

次に掲げる装置について、亀裂、がた、取付けの緩みの有無等を検査用ハンマ等を用いて検査するものとする。この場合において、道路運送車両の保安基準に適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り、視認等により検査することができる。

- ア 動力伝達装置
- イ 走行装置
- ウ 操縦装置
- エ 制動装置
- オ 緩衝装置
- カ 燃料装置
- キ 車枠及び車体
- ク 連結装置
- ケ 物品積載装置
- コ 内圧容器及びその附属装置

④ 装置に関する検査（その 3）

次に掲げる装置について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

- ア 原動機
- イ 電気装置
- ウ 乗車装置
- エ 前面ガラスその他の窓ガラス
- オ 騒音防止装置
- カ ばい煙等の発散防止装置
- キ 灯火装置及び反射器
- ク 警報装置
- ケ 指示装置
- コ 視野を確保する装置
- サ 走行距離計その他の計器
- シ 防火装置
- ス 運行記録計
- セ 速度表示装置
- ソ 自動運行装置

⑤ 乗車定員又は最大積載量の算定

次に掲げる構造に関する事項及び装置についての検査の結果に基づき、乗車定員又は最大積載量を算定するものとする。

ア 構造に関する事項

①のイからカまで及びクに掲げる事項

イ 装置

③のアからオまで及びキからケまでに掲げる装置並びに④のア及びウに掲げる装置

⑥ 完成検査終了証又は出荷検査証の提出がある自動車の検査

型式指定自動車及び多仕様自動車は、次に掲げる全ての要件を満足するものについては、②（多仕様自動車にあっては、②アからケまでに掲げる事項について当該器具を用いて検査する装置が多仕様自動車として指定を受けた範囲に含まれているものに限る。）、③（多仕様自動車は③ケを除く。）、④オ及び④カの検査を提出書面の審査に代えることができる。

ただし、提出のあった書面又は当該自動車の構造・装置の内容に疑義が生じ、審査に代えることが妥当ではないと判断する場合はこの限りではない。

ア 型式指定自動車

(ア) 完成検査終了証（検査当日において発行後 9 か月を経過しないものに限る。）があること

(イ) 当該自動車に係る構造・装置について変更がないこと（諸元表に記載される事項に変更のない軽微な装置の変更を除く。）

(ウ) 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）

イ 多仕様自動車

(ア) 出荷検査証（検査当日において発行日から起算して 11 か月を経過しないものに限る。）があること

(イ) 当該自動車の別記様式の表中に記載されている項目のうち「16 かじ取り装置」、「21 制動装置(貨物)」、「22 制動装置(乗用)」、「75 騒音」、「77 排出ガス」、「78 排出ガス」、「85 前照灯」、「87 前照灯」、「118 警音器の音圧」及び「130 速度計」に○印が付されている装置に変更がないこと

(ウ) 新規検査等届出書の「前照灯の明るさ及び主光軸の向き測定」欄に○印が付されていること（被牽引自動車を除く。）

⑦ 自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出（法第 94 条の 5 第 9 項の規定により申請書への記載をもって提出に代える場合（継続検査に係る場合を除く。）を含む。以下この号において同じ。）がある自動車の検査

自動車検査証返納証明書の提出若しくは提示及び保安基準適合証の提出がある自動車については、当該自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証（法第 94 条の

5 第 2 項の規定により登録情報処理機関に提供される保安基準適合証に記載すべき事項を含む。)を審査することにより検査するものとする。

⑧ 限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車の検査

限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車については、当該限定保安基準適合証及び限定自動車検査証を審査することにより検査するものとする。

(2) 継続検査

① 構造に関する検査（その 1）

次に掲げる事項が当該自動車検査証の記載事項又は記録事項と同一であるかどうかを視認等により検査するものとする。

この場合において、ア又はイについては、「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」（平成 7 年 11 月 16 日付け自技第 234 号自整第 262 号）及び「「自動車部品を装着した場合の構造等変更検査時等における取扱いについて（依命通達）」の細部取扱いについて」（平成 7 年 11 月 16 日付け自技第 235 号）を踏まえて検査するものとする。

なお、上記通達中、「装着」又は「取り付け」とあるのは、取付けのほか、取替え及び取外しを含めて取扱うものとする。

ア 長さ、幅及び高さ

イ 車両重量及び車両総重量

ウ 乗車定員

エ 用途及び車体の形状

② 構造に関する検査（その 2）

次に掲げる事項について、視認その他適切な方法により検査するものとする。

ア 最低地上高

イ 最大安定傾斜角度

ウ 最小回転半径

③ 装置に関する検査

(1) 新規検査及び予備検査に係る実施の方法に準じて検査するものとする。

④ 保安基準適合証の提出（法第 94 条の 5 第 9 項の規定により申請書への記載をもって提出に代える場合（継続検査に係る場合に限る。）を含む。以下この号において同じ。）がある自動車の検査

保安基準適合証の提出がある自動車については、当該保安基準適合証（法第 94 条の 5 第 2 項の規定により登録情報処理機関に提供される保安基準適合証に記載すべき事項を含む。）を審査することにより検査するものとする。

⑤ 限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車の検査

限定保安基準適合証の提出及び限定自動車検査証の提出がある自動車について

は、当該限定保安基準適合証及び限定自動車検査証を審査することにより検査するものとする。

(3) 臨時検査及び構造等変更検査

- ① 道路運送車両の保安基準に適合していないおそれがあると認められる部分について、(1)新規検査及び予備検査に係る検査の実施の方法に準じて検査するものとする。
- ② 前号の検査のほか、(2)継続検査に係る検査の実施の方法に準じて検査するものとする。

(4) 第4章における書面等による審査は、次に掲げる自動車の種類に応じて、それぞれに定めるとおり取扱うものとする。(施行規則第36条第5項、第6項、第14項、第37条の2第1項、第37条の2の2第3項、第38条第9項及び第42条第1項並びに「道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準」(令和2年国土交通省告示第1331号)関係)

① 指定自動車等(④の自動車を除く。)

ア 新規検査又は予備検査(自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下、2-7において「新規検査等」という。)に係る審査を行う場合には、2-12、2-13及び2-15の規定によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、2-12及び2-15の規定によるものとする。

② 試作車又は組立車(④の自動車を除く。)

ア 新規検査等に係る審査を行う場合には、2-12及び2-15の規定によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に係る変更が行われていると認められる場合には、2-12及び2-15の規定によるものとする。

③ 並行輸入自動車(使用の過程にある④の自動車を除く。)

ア 新規検査等に係る審査を行う場合には、2-12及び2-14の規定によるものとする。

イ ア以外の検査に係る審査を行う場合であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により構造、装置又は性能に

係る変更が行われていると認められる場合には、2-12 及び 2-15 の規定によるものとする。

- ④ 使用の過程にある自動車、自動車予備検査証の交付を受けた自動車（審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4. (3) 及び(4)に掲げる自動車に限る。）であって、新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る審査を行う場合には、2-12、2-13 及び 2-15 の規定によるものとする。
- (5) 有効な限定自動車検査証の提示がある自動車については、当該限定自動車検査証に記載された保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分を検査するものとする。
- (6) 持込検査において、視認等による方法で判定することが困難な場合は、当該自動車にかかる点検整備記録簿又は特定整備記録簿の提示を求め、当該記録簿の記載事項を検討する等の方法により確認することができる。
- (7) 持込検査に際して、受検車両が検査時車両状態にない場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。
- (8) OBD 検査の実施については、次の①から⑥までの手順による方法により実施するものとする。

なお、高度化システム障害発生時又は高度化システムが導入されていない検査場においては、特定 DTC 照会アプリにより検査を実施する。

- ① 自動車検査証等、自動車検査証返納証明書及び登録識別情報等通知書の備考欄に OBD 検査の対象である旨が記載又は記録された自動車について、OBD 検査が必要かどうかを、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。
- ② ①の照会の結果、OBD 検査が必要と判定された場合は、原動機が停止し、かつ、電源がオフの状態で、OBD 検査対象車のデータリンクコネクタに検査用スキャンツールを接続する。
- ③ 原動機を始動する。（電気自動車又はハイブリッド自動車にあつてはパワースイッチを操作し走行可能状態（READY の状態）にする。）
- ④ OBD 検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出し、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリから OBD 検査用サーバに照会する。

なお、照会中は原動機を停止せず、アイドリング状態（電気自動車又はハイブリッド自動車にあつては走行可能状態（READY の状態））を維持する。

- ⑤ OBD 検査用サーバが分析及び照会した検査結果の応答を待ち、高度化システム又は特定 DTC 照会アプリで確認する。
- ⑥ 原動機を停止し、かつ、電源がオフの状態でデータリンクコネクタから検査用スキャンツールを取外す。

(9) OBD 検査用サーバに接続できない場合の特例措置

- ① OBD 検査を実施する際、次表の左欄に掲げるいずれかの事象が発生したことにより、OBD 検査用サーバに接続できない場合には、右欄に掲げる期間に限り、(8)の方法に代えて、OBD 検査対象装置の異常を示すテール表示の確認方法でもよい。

事象	適用する期間
ア OBD検査用サーバの障害の発生を原因としてOBD検査用サーバに接続できない事象（OBD検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）	・自動車機構がサーバ障害の発生を認定した時点から、自動車機構がサーバ障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで
イ 通信障害又は電力障害の発生を原因としてOBD検査用サーバに接続できない事象（当該事象が発生している又は発生した地域に限る。）	・自動車機構が通信障害又は電力障害の発生を認定した時点から、自動車機構が通信障害又は電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点まで
ウ OBD検査用サーバのアップデートなどによりOBD検査用サーバに接続できないと自動車機構が認める事象（OBD検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。）	次のいずれかとする。 ・自動車機構がOBD検査ポータルに掲載した期間の開始時点から、自動車機構が定める期間の終了日時まで ・自動車機構がOBD検査を実施することができない事象の発生を認定した時点から、自動車機構が事象の終了を認定した時点まで

- ② 次に掲げる事象は①に該当しないものとする。

- ア 保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバに接続できない事象
イ 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により OBD 検査を実施できない事象

2-8 検査状況の電磁的な記録

2-8-1 検査状況の記録

- (1) この章の規定に基づく受検車両の検査状況については、別に定める方法により高度化システムを用いて検査の経過と同時に記録するものとする。
- (2) 出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票に記録を行うものとする。

2-8-2 画像の取得及び保存

- (1) 新規検査、予備検査又は構造等変更検査（完成検査終了証の発行後 9 月を経過し

た型式指定自動車、自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査であって、当該自動車に係る構造、装置又は性能について変更がないものを除く。以下 2-8-2 において「新規検査等」という。)の受検車両にあつては、画像取得装置を用いて、画像の取得及び高度化システムへの保存を行うものとする。

ただし、画像取得装置を用いて画像の取得を行うことが困難な場合又は画像取得装置に障害が発生した場合にあつては、デジタルカメラ等により当該自動車の外観を撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すればよい。

この場合において、高度化システムへの画像の保存は、画像の取得後速やかに行うこと。

- (2) 次回検査時に活用するための記録として、検査した次に掲げる部位をデジタルカメラ等を用いて撮影し、取得した画像を高度化システムに保存すること。
 - ① 座席の変更に係る書面審査（座席、座席ベルト、座席ベルト取付装置、内装材料）を実施した自動車の座席まわり
 - ② 審査事務規程7-107（8-107）に規定する鏡その他の装置を備えている自動車（指定自動車等であつて審査事務規程7-107（8-107）に規定する鏡その他の装置に変更がない自動車を除く。）の当該装置の取付状況（新規検査等の受検車両に限る。）
 - ③ その他撮影記録が必要と判断した部位
（例）改造自動車の改造部位、特種用途自動車の特種な設備、乗用から貨物へ改造した自動車の座席及び物品積載設備
- (3) (1)及び(2)において取得する画像は、保安基準に適合している状態のものとする。
なお、画像を保存する際には、当該自動車に備えている装置を撮影したものであることを十分に確認すること。
- (4) (1)及び(2)において取得した画像は、電磁的方法により国土交通省へ提供するものとする。
- (5) 画像の取得に際して、受検者が画像の撮影を拒否した場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-9 受検車両と書面の同一性確認

- (1) 持込検査にあつては、自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、次に掲げる検査の種別毎に定める書面に記載又は記録されている車台番号及び原動機の型式と同一であることを確認するものとする。
この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされて

いる自動車にあっては、当該ラベルに記載された型式を確認することによって持込検査の受付があった自動車に打刻されている原動機（電動機に限る。）の型式を確認したものとみなす。

なお、型式の異なる原動機に変更する改造自動車の場合には、当該自動車の原動機の型式については、改造自動車等審査結果通知書等又は審査済みの審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書及び軽自動車検査票に記載されている原動機の型式と同一であることを確認するものとする。

- ① 新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）の場合

ア 指定自動車等

完成検査終了証、出荷検査証、排出ガス検査終了証、輸入自動車特別取扱届出済書、譲渡証明書（譲渡人の押印不要。以下同じ。）又は自動車製作者による証明書及び軽自動車検査票

イ 並行輸入自動車

自動車通関証明書、輸入申告書又は打刻届出書及び軽自動車検査票

ウ 試作車又は組立車

改造自動車等審査結果通知書等及び軽自動車検査票

この場合において、改造自動車等審査結果通知書は、写しをもって代えることができる。

- ② 新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）の場合

自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証及び軽自動車検査票

- ③ 構造等変更検査の場合

自動車検査証及び軽自動車検査票

- ④ 継続検査の場合

自動車検査証又は限定自動車検査証及び軽自動車検査票 1

- (2) 持込検査において、自動車に打刻されている車台番号及び原動機の型式について、(1)の書面に記載されている車台番号及び原動機の型式と相違する場合又は相違するおそれがある場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告するものとする。

この場合において、容易に確認できる位置に原動機（電動機に限る。）の型式の打刻が行えないものとして自動車型式認証実施要領、共通構造部（多仕様自動車）型式指定実施要領又は輸入自動車特別取扱要領に基づくラベル標示の届出がされてい

る自動車（型式の異なる電動機に変更した自動車を除く。）であって、当該ラベルの標示が確認できないもの等は相違するおそれがあるものとする。

- (3) 検査コース移動後の入場時及び再入場時の場合には、その都度、提示のあった自動車に打刻されている車台番号について、軽自動車検査票 1 に記載されている車台番号と同一であることを確認するものとする。
- (4) 並行輸入自動車、試作車又は組立車であって車台番号が特定されていないものについては、(1) から (3) までにおいて、「打刻されている車台番号」を「表示されているシリアル番号又は製造番号」に、「記載されている車台番号」を「記載されているシリアル番号又は製造番号」に読み替えるものとする。

2-10 走行距離計表示値の確認

- (1) 走行距離計を備える自動車（最高速度 20km/h 未満の自動車及び被けん引自動車を除く。）であって、次に掲げる持込検査に際しては、走行距離計の確認を行うものとする。
 - ① 新規検査及び予備検査（法第 16 条第 1 項の規定による一時抹消登録を受けた自動車及び法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査及び予備検査に限る。）
 - ② 継続検査
 - ③ 構造等変更検査
- (2) 走行距離計の確認は、次により行うものとする。
 - ① 検査当日の初回の入場において、同一性確認を開始した際の受検車両の走行距離計の表示値を確認する。

2-11 再入場

検査当日の持込検査において、自動車の構造又は装置が保安基準に適合しないと認められた場合には、当該検査を行った事務所等において、検査当日の検査時間内に限り、再入場について、次に掲げる検査の種別毎に定める回数を限度として認めるものとする。

この場合において、軽自動車検査票 1 又は検査結果通知書 1 に適合しない旨の記載がある項目以外の項目（保安基準に適合しない部分を整備した場合における当該整備に係る部分を除く。）については、検査を省略することができる。

また、再入場回数は、軽自動車検査票 1 の所定の欄の検査担当者印の押印により確認するものとする。

なお、検査当日に新たな検査を行う場合にあっては、改めて回数を数えるものとする。

- ① 新規検査、予備検査及び構造等変更検査にあっては、保安検査コース及び計測検査コースについて、それぞれ 2 回まで
- ② 継続検査にあっては、保安検査コース及び計測検査コースについて 2 回まで（同一性の検査を受けるため、計測検査コースに入場した回数を除く。）

2-12 検査における書面の提出又は提示等

2-12-1 保安基準への適合性を証する書面

(1) 技術基準等への適合性を証する書面

次のいずれかの書面とする。

- ① 当該自動車又は当該装置の試験成績書（写しをもって代えることができる。）
- ② 同一構造を有する自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。）
- ③ 自動車製作者が発行した適合証明書
- ④ 協定規則に基づく認定証（写しをもって代えることができる。）
- ⑤ 当該自動車と変更前の自動車の比較による適合説明書
- ⑥ 当該自動車と他の自動車の比較による適合説明書
- ⑦ 計算による適合説明書
- ⑧ 基準適合性について判断できるその他適切な書面

(2) 自主防犯活動用自動車の証明書

- ① 自主防犯活動用自動車の証明書の提示があった自動車について、新規検査又は構造等変更検査を行う場合には、当該証明書により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。
- ② 青色防犯灯を備えた自主防犯活動用自動車について、継続検査を行う場合には、当該自動車の自動車検査証備考欄の記録事項により自主防犯活動用自動車であることの確認を行うものとする。

この場合において、自主防犯活動用自動車であって、保安基準第 55 条の規定により青色防犯灯に係る基準緩和の認定を受け、自動車検査証備考欄にその旨の記録があるものは、3-3-15(1)20. の記録があるものとして取扱う。

(3) タンク証明書

爆発性液体を運送するタンク自動車にあつては、そのタンクについてタンク証明書を参考として検査するものとする。

2-12-2 検査に必要な書面

(1) 自動車検査証返納証明書等

- ① 法第 16 条第 1 項の申請に基づく一時抹消登録を受けた自動車の新規検査又は予備検査に際しては、登録識別情報等通知書の提示を求め検査するものとする。
- ② 法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に際しては、自動車検査証返納証明書の提示を求め検査するものとする。

この場合において、法第 94 条の 5 第 1 項の規定による保安基準適合証の提出があったときは、当該申請に係る自動車と提示された自動車検査証返納証明書の構造等に関する事項が同一である場合に限り、2-7(1)⑦により検査することができるものとする。

(2) 完成検査終了証

- ① 完成検査終了証の発行後 9 月を経過した型式指定自動車については、期間が満了した完成検査終了証を確認のうえ、諸元表を参考として検査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により検査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

- ② ①の場合において、法第 59 条第 4 項又は施行規則第 42 条第 2 項の規定により、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、完成検査終了証の提出に代えるときは、完成検査終了証に記載すべき事項が記載された書面により確認するものとする。

(3) 出荷検査証

- ① 多仕様自動車の新規検査又は予備検査は、当該自動車の出荷検査証の提出がある場合は確認のうえ、諸元表を参考として検査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により検査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

- ② ①の場合において、出荷検査証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供され、新規検査申請書又は予備検査申請書にその旨の記載をすることをもって、出荷検査証の提出に代えられたときは、出荷検査証に記載すべき事項が記載された書面により確認するものとする。

(4) 新型届出資料

- ① 新型届出自動車の新規検査及び予備検査は、諸元表を参考として検査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により検査する項目については、諸元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

- ② 提示された自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、当該自動車の構造・装置と技術基準等に適合している新型届出自動車（諸元表に記載されている新型届出年月日（変更届出年月日）が、当該新型届出自動車に適用される技術基準等の適用年月日以降のものをいう。）の構造・装置が同一である場合には、当該技術基準等に適合しているものとして取扱うものとする。

(5) 輸入自動車特別取扱届出済書

- ① 輸入自動車特別取扱自動車の新規検査及び予備検査は、提示された自動車と輸入自動車特別取扱届出済書に記載されている型式の自動車との同一性を確認のうえ、諸元表を参考として検査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により検査する項目については、諸

元表と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

- ② 提示された自動車に適用される技術基準等のうち、技術基準等に係る部位について、当該自動車の構造・装置と技術基準等に適合している輸入自動車特別取扱自動車（輸入自動車特別取扱届出済書又は諸元表に記載されている届出年月日（変更届出年月日）が、当該輸入自動車特別取扱自動車に適用される技術基準等の適用年月日以降のものをいう。）の構造・装置が同一である場合には、当該技術基準等に適合しているものとして取扱うものとする。

- ③ 輸入自動車特別取扱届出済書について、表面の内容に疑義が生じた場合には、本部検査部検査企画課に確認するものとし、裏面の内容は次の点に注意すること。

ア 「取扱要領第 9 第 2 項の確認結果」欄

当該自動車の構造・装置の仕様（自動車製作者が製作工場から出荷した状態をいい、検査コースに持ち込まれた状態ではない。）と諸元表に記載されている仕様に相違があるときには、その内容が記載されていること。

イ 「車台番号拓本の貼付位置」欄

当該自動車の車台番号の拓本が貼付されていること。ただし、当該自動車に係る車台番号の全ての字体が、車台番号の打刻届出書等に貼付等された拓本等によって確認できる場合には、当該自動車の車台番号をインク等により記載することにより、車台番号の拓本の貼付を省略することができる。

(6) 試作車又は組立車の審査結果通知書

- ① 試作車及び組立車の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下(6)において「新規検査等」という。）は、改造自動車等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了し、受検者から改造自動車等審査結果通知書等の提示があったものに限り実施するものとする。

- ② 提示された自動車と改造自動車等審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認の上、改造自動車等審査結果通知書等を参考として検査するものとする。

この場合において、書面等その他適切な方法により検査する項目については、改造自動車等審査結果通知書等と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。

- ③ 提示された自動車と、改造自動車等審査結果通知書等に記載されている自動車との同一性を確認する際に許容される製作誤差は、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」別表第 4 に定める範囲内とする。

この場合において、提示された自動車の長手方向、横手方向及び高さ方向の各寸

法並びに重量に係る製作誤差は、それぞれ、「長さ」、「幅」及び「高さ」並びに「車両重量」の範囲を準用する。

ただし、この寸法及び重量に係る製作誤差の範囲を超えるものであっても、改造自動車等審査結果通知書等に記載されている内容（装置の概要欄に記載されている項目）に変更がなく、長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量（改造自動車等審査結果通知書の最大積載量を超えない範囲に限る。）並びに車両総重量については、提示された自動車を確認することにより保安基準への適合性の判定が可能なものにあつては、この限りでない。

- ④ 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない自動車の新規検査等の申請があつた場合又は提示された自動車と改造自動車等審査結果通知書等に記載されている内容（長さ、幅、高さ、車両重量及び最大積載量並びに車両総重量を除く。）を確認した結果、同一でないと認められるときは、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(7) 基準緩和認定書

保安基準第 55 条の規定により基準緩和の認定を受けた自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査は、基準緩和認定書（写しをもって代えることができる。）及びその他必要となる資料を参考として検査するものとする。

(8) 試験自動車の認定書等

保安基準第 56 条第 4 項の規定による試験自動車の認定書の提示があつた自動車については、提示された資料を参考として次により検査するものとする。

- ① 保安基準第 56 条第 4 項の規定により基準が適用されない項目については、提示された資料と同一であることを確認する。確認した結果、同一でないと認められるときは、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。
- ② 基準が適用される項目のうち書面等その他適切な方法により検査する項目については、提示された資料と同一であり、かつ、その機能を損なうおそれがある損傷のないものは、基準に適合しているものとして取扱う。
- ③ 基準が適用される項目のうち、②以外の項目については、提示された資料を参考に検査を行う。

この場合において、最大積載量については、これらの資料に記載された最大積載量並びに車両総重量及び軸重の許容限度を超えない範囲内で指定するものとする。

(9) 製作年月日を判断する資料

初めての検査に係る申請書の提出年月日を製作年月日とする場合を除き、2-5 の規定に基づき製作年月日を判定する際の根拠が確認できる資料の提出（2-5(1)①は提示）を求め検査するものとする。

この場合において、2-5(1)②のうち、イからカまでに掲げるものについては、原本の提示及びその写しの提出があり、事務所等において写しに原本と照合済みであ

る旨を表示した場合には、写しをもって代えることができる。

(10) 適用する基準の判断資料

自動車に適用される基準が提示された自動車及び書面等により判断できない場合にあっては、受検者から当該自動車に適用される基準が判断できる資料（写しをもって代えることができる。）の提出又は提示があった場合に限り、当該基準を適用し検査するものとする。

2-13 新規検査等の提出書面審査

2-13-1 審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」の準用

(1) 当日提出書面審査

- ① 指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。2-13-1(1)②において「新規検査等」という。）に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則1により実施するものとする。
- ② 指定自動車等（事前届出対象自動車を除く。）の新規検査等の申請を行おうとする者に対しては、審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則1に定める新規検査等届出書、自動車进行特定する書面及び添付資料を提出することを求めるものとする。
- ③ 新規検査等届出書、自動車进行特定する書面及び添付資料に不備があった場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

(2) 事前提出書面審査

- ① 事前届出対象自動車（審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.(1)又は(2)の自動車に限る。）の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則2により実施するものとする。
- ② 事前届出対象自動車（審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」4.(3)又は(4)の自動車に限る。）の新規検査、予備検査又は構造等変更検査に係る検査は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」附則3により実施するものとする。
- ③ 事前届出対象自動車の新規検査、予備検査又は構造等変更検査（以下2-13-1(2)④、⑤及び⑥において「新規検査等」という。）の申請を行おうとする者に対しては、新規検査等に先立って、審査事務規程別添2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書、自動車进行特定する書面及び添付資料を、新規検査等を

申請する事務所等（審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」4.(2)及び(4)の代表届出の自動車にあっては主管事務所又は沖縄事務所）に提出することを求めるものとする。

- ④ 事前届出対象自動車の新規検査等の申請を行おうとする者から、提出した新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料を取下げの旨の申告があった場合には、審査事務規程別添 2 「新規検査等提出書面審査要領」に定める取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。
- ⑤ 事前届出対象自動車の新規検査等に係る検査は、新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。
- ⑥ 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない事前届出対象自動車の新規検査等の申請があった場合又は書面審査が終了した新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び添付資料の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。
- ⑦ ③の規定による新規検査等届出書等を提出される事務所等と 2-15-1 (2) の規定による改造自動車等届出書等を提出される事務所等が同一であり、審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」附則 2 に基づく届出の添付資料として改造自動車に関する書面が提出された場合は、①から⑥までによるほか、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」別表第 3 により審査を実施するものとする。

2-13-2 審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」の読み替え

審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」中（3.(4)を除く。）、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

新規検査等提出書面要領	中欄	右欄
4. 以下同じ	改造自動車審査結果通知書等	改造自動車等審査結果通知書等
附則1 3.1.	本則4-13-1(2)	規程2-13-1(1)②
附則1 3.1. (備考) (13) 以下同じ	本則 4-15(2)に基づき別添 4「改造自動車審査要領」に定める改造自動車届出書、改造概要等説明書	規程 2-15-1(2)に定める様式 9 の改造自動車等届出書、様式 10 の改造概要等説明書
附則1 3.2. (1) (以下、附則1 において同 じ。)	運輸支局等と同一敷地内にある事務所等	事務所、支所又は分室

附則1 4. 1. (4) 以下同じ	関東技審	東京事審
附則1 4. 2. (6) 以下同じ	自動車機構が構築した新規検査等に係 る事前入力ソフトを用いて作成された 二次元コードが付されたものであるこ と	二次元コードの表示については、当分 の間、記載を要しない
附則1 4. 11. (2) 以下同じ	本則4-12-1(1)	規程2-12-1(1)
附則1 5. 以下同じ	現車審査	現車検査
附則1 5. (1) 以下同じ	本則4-7	規程2-7
附則1 5. (1) 以下同じ	本則4-13	規程2-13
附則1 5. (2) 以下同じ	自動車機構検査部長	本部検査部長
附則1 6. 以下同じ	事務所等	事務所、支所又は分室
附則2 3. 1. 以下同じ	本則 4-13-2(4)	規程2-13-1(2)③
附則2 3. 2. (1) (以下、附則2 及び附則3にお いて同じ。)	運輸支局等と同一敷地内にある事務所 等	事務所又は支所
附則2 3. 2. (2) 以下同じ	地方検査部	主管事務所又は沖縄事務所
附則2 3. 2. (4) (以下、附則2 及び附則3にお いて同じ。)	事務所等	事務所又は支所
附則2 4. 1. (2) 以下同じ	受理した届出書等については、別途定 める方法により当該届出に係る情報を記 録するものとし、新規検査等届出書 (第1号様式(その1))に受付印を押印	受理した届出書等については、様式13 の新規検査等事前審査管理台帳に定め る必要事項を記載するものとし、新規 検査等届出書(第1号様式(その1))に

	するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。	受付印を押印するとともに、事前審査管理番号を記載するものとする。
附則 2 4. 3. (3) 附則3 4. 3. (3)	別途定める方法により	新規検査等事前審査管理台帳の備考欄に
附則2 4. 3. (3) 附則2 8. 2. 附則3 4. 3. (3) 附則3 8. 2.	記録	記載
附則2 4. 1. (2)② 以下同じ	検査部記号	主管事務所又は沖縄事務所記号
附則2 4. 1. (2)② 以下同じ	関東検査部	東京主管事務所
附則2 4. 1. (2)② 以下同じ	北海道検査部 北海道技審 東北検査部 東北技審 関東検査部 関東技審 北陸信越検査部 北信技審 中部検査部 中部技審 近畿検査部 近畿技審 中国検査部 中国技審 四国検査部 四国技審 九州検査部 九州技審 沖縄事務所 沖縄技審	札幌主管事務所 札幌事審 宮城主管事務所 宮城事審 東京主管事務所 東京事審 新潟主管事務所 新潟事審 愛知主管事務所 愛知事審 大阪主管事務所 大阪事審 広島主管事務所 広島事審 香川主管事務所 香川事審 福岡主管事務所 福岡事審 沖縄事務所 沖縄事審
附則 2 4. 3. (1) 以下同じ	本則 4-13-2(5)	規程 2-13-1(2)④
附則 2 6. (1) 以下同じ	本則 4-15 (6)	規程 2-15-1(6)
附則 2 7. 21. (2)	別添 4「改造自動車審査要領」の別表第2	規程別表
附則 2 8. 2. 附則3 8. 2.	別途定める方法により	新規検査等事前審査管理台帳に
附則 2 10. 1. 附則3 10. 1.	新規検査等終了後、新規検査等の日から3年間（代表届出自動車にあつては書面審査が終了した日から5 年間）、事	新規検査等終了後、新規検査等事前審査管理台帳に検査終了年月日の記載を行うとともに、新規検査等の日から3年

	務所等の長が定めた場所に保存するものとする。	間（代表届出自動車にあっては書面審査が終了した日から5年間）、事務所等の長が定めた場所に保存するものとする。
第1号様式 （その1）（別添2の5. 関係） 以下同じ	独立行政法人自動車技術総合機構	軽自動車検査協会
第8号様式 （別添2の5. 関係） 以下同じ	所長（課長） 次長 上席検査官 主席検査官 検査官	所長 課長 特別検査員 総括検査員 上級検査員 主任検査員 検査員
第9号様式 （その2）（別添2の5. 関係）	改造自動車審査結果通知書	改造自動車等審査結果通知書

2-14 並行輸入自動車

2-14-1 審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」の準用

- (1) 並行輸入自動車の新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第16条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第69条第4項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。以下2-14において「新規検査等」という。）は、この規程の定めるところによるほか、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」により実施するものとする。

ただし、当該要領中3.2.(2)③に係る取扱いについては準用しない。（以下2-14において同じ。）

- (2) 並行輸入自動車の新規検査等の申請を行おうとする者（以下2-14において「届出者」という。）に対しては、新規検査等に先立って新規検査等を申請する事務所長又は支所長（以下2-14及び2-15において「事務所長等」という。）に対し、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより、並行輸入自動車届出書及び添付資料（2-14において「届出書等」という。）を提出することを求めるものとする。
- (3) 届出者から、提出した届出書等を取上げる旨の申告があった場合には、審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」に定めるところにより取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所等に提出することを求めるものとする。
- (4) 並行輸入自動車の新規検査等に係る検査は、届出書等の書面審査が新規検査等の前日までに終了したものについて実施するものとする。
- (5) 書面審査が新規検査等の前日までに終了していない並行輸入自動車の新規検査

等の申請があった場合又は書面審査が終了した届出書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり、検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

- (6) 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.12.2.(5)及び6.12.4.(2)の規定においては、別途通知する方法とする。

2-14-2 審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

並行輸入自動車審査要領	中欄	右欄
2.(10)	事務所等の長(地方検査部にあつては、検査課の長)	事務所長又は支所長
3.1.	本則 4-14(2)	規程 2-14-1(2)
3.2.(2)①	事務所等(地方検査部にあつては、検査課)	事務所又は支所
3.2.(3) 以下同じ	事務所等	事務所又は支所
4.1.(2)	次のいずれにも該当しないことを確認するものとする。 ① 自動車(二輪の小型自動車を除く。)にあつては、法第4条の規定により自動車登録ファイルに登録を受けたことがないこと ② 二輪の小型自動車にあつては、法第60条の規定により車両番号の指定を受けたことがないこと	法第60条の規定により車両番号の指定を受けたことがないことを確認するものとする。
4.1.(3)	3.2.(2)①又は②の方法により提出された届出書等を受理した場合には、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、並行輸入自動車届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。	受理した届出書等については、別に定める並行輸入自動車受付台帳に必要事項を記載するものとし、並行輸入自動車届出書(第1号様式(その1))に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。

4. 1. (4)	3. 2. (2)①又は②の方法により提出されたものにあつては(2)の処理、3. 2. (2)③の方法により提出されたものにあつては届出システムの処理	受付台帳への記載
4. 3. (1)	本則 4-14(3)	規程 2-14-1(3)
5. 以下同じ	地方検査部	主管事務所又は沖縄事務所
5. 以下同じ	地方事務所	事務所（主管事務所及び沖縄事務所を除く。）又は支所
6. (2) 以下同じ	現車審査	現車検査
6. 2. 6. (3) 6. 2. 10. (3)	通知	依頼
6. 2. 7.	本則 5-3-8	規程 3-3-8
6. 5.	本則 4-5-1	規程 2-5-1
6. 12. 2. (5) 以下同じ	本部	本部検査部検査企画課
6. 12. 3. (2)②	本則 4-18	規程 2-18
8.	本則 4-7	規程 2-7
8. 7. (1) 8. 7. (2)	本則 7-124	本則 7-124 及び規程 4-1
第 1 号様式中	普通・小型・大型特殊	軽自動車
第 1 号様式中	乗用・乗合・貨物・特種・建設機械	乗用・貨物・特種
第 3 号様式 以下同じ	独立行政法人自動車技術総合機構	軽自動車検査協会
第 9 号様式	所長（課長） 次長 上席検査官 主席検査官 検査官	所長 課長 特別検査員 総括検査員 上級検査員 主任検査員 検査員

2-15 改造自動車等

2-15-1 改造自動車等の事前書面審査及び検査

- (1) 改造自動車等の新規検査、予備検査又は構造等変更検査並びに自動車検査証の記録事項の変更（以下 2-15 において「新規検査等」という。）に係る検査は、この規

程の定めるところによるほか、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」により実施するものとする。

また、試作車又は組立車の届出にあつては、「改造自動車等の取扱い」を準用するものとする。

- (2) 改造自動車等の新規検査等の申請を行おうとする者又は改造施工者(以下 2-15 において「届出者」という。)に対しては、新規検査等に先立ち、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」及び「改造自動車等の取扱い」にかかわらず、様式 9 の改造自動車等届出書(以下「届出書」という。)、様式 10 の改造概要等説明書(以下「説明書」という。))及び添付資料(届出書、説明書及び添付資料(以下 2-15 において「届出書等」という。))を別表に掲げる届出先の区分により、最寄りの事務所長等に提出することを求めるものとする。
- (3) 届出者から、提出した(2)の届出書等を取上げる旨の申告があつた場合には、審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」の第 6 号様式にかかわらず、様式 11 の取下願出書を、当該届出書等を提出した事務所長等に提出することを求めるものとする。
- (4) 改造自動車等の検査は、改造自動車等届出書及び添付資料の書面審査が新規検査等の前日までに終了し、受検者から改造自動車等審査結果通知書の原本(試作車又は組立車にあつては、原本又はその写しとする。)、外観図及び改造部分詳細図等の提示があつたものに限り検査を行うものとする。
- (5) 改造自動車等の検査にあたって、書面審査が新規検査等の前日までに終了していない改造自動車等の新規検査等の申請があつた場合又は改造自動車等審査結果通知書等の内容と提示された自動車に構造・装置の相違等があり検査当日中に保安基準への適合性を判断することが困難な場合には、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。
- (6) 改造自動車に係る審査を 2-13-1(2)⑦により実施する場合にあつては、(1)から(5)までの規定にかかわらず、2-13-1(2)により取扱うものとする。

2-15-2 審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」の読み替え

審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車審査要領	中欄	右欄
2. 以下同じ	改造自動車届出書	改造自動車等届出書
3. (2)①	本則 4-14(2)	規程 2-14-1(2)
4. 1. 4. 2. (1)	本則 4-15(2)	規程 2-15-1(2)
4. 1.	別表第 2	規程別表
4. 2. (1)①	地方検査部	主管事務所長又は沖縄事務所長

以下同じ		
4. 2. (1)②	地方事務所	事務所長（主管事務所長又は沖縄事務所長を除く。）又は支所長
4. 2. (3) 以下同じ	事務所等	事務所又は支所
5. 1. (2)	受理した届出書等については、別途定める方法により当該届出に係る情報を記録するものとし、改造自動車届出書（第 1 号様式（表面））に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。	受理した届出書等については、様式 12 の改造自動車等受付台帳に定める必要事項を記載するものとし、改造自動車等届出書（第 9 号様式（表面））に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。
5. 3. (3)	別途定める方法により取下処理を行った旨	改造自動車等受付台帳の備考欄に取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）
5. 3. (3) 8. 3.	記録	記載
5. 3. (1)	本則 4-15(3)で規定する取下願出書は、第 6 号様式とする。	取下願出書は、規程 2-15-1(3)で規定する様式 11 とする。
8. 1 以下同じ	改造自動車審査結果通知書等	改造自動車等審査結果通知書等
8. 2. 以下同じ	現車審査	現車検査
8. 2. (1)⑥ 以下同じ	本則 4-13	規程 2-13
8. 2. (2)③	審査項目	検査項目
8. 3.	別途定める方法により	改造自動車等受付台帳に
9. (1)	本則 4-7	規程 2-7
別表第 3 3. ⑧	60cm	40cm
第 5 号様式	独立行政法人自動車技術総合機構	軽自動車検査協会

2-15-3 「改造自動車等の取扱いについて」の読み替え

「改造自動車等の取扱いについて」中、下表の中欄の字句は同表右欄の字句に読み替えて適用する。

改造自動車等の取扱いについて	中欄	右欄
3. (1)	事務規程の定めるところにより、改造自動車届出書及び添付資料を検査	規程の定めるところにより、改造自動車等届出書（以下「届出書」とい

	に先立って最寄りの独立行政法人自動車技術総合機構の地方の検査部長若しくは事務所長（以下「事務所長等」という。）に提出するものとする。	う。）及び規程別表に定める添付資料を検査に先立って同表に定める最寄りの事務所長等に提出するものとする。また、届出書等の提出は、原則として、事務所長等が定めた時間帯及び場所に行うものとする。
3. (2)	試作車・組立車等届出書（以下「届出書」という。）、概要等説明書（以下「説明書」という。）及び別表に定める添付資料を検査に先立って最寄の運輸局長に提出するものとする。なお、2. (2)②及び2. (3)②にあっては、使用の本拠の位置を管轄する運輸局長に提出するものとする。	届出書、概要等説明書（以下「説明書」という。）及び規程別表に定める添付資料を検査に先立って、同表に定める届出先区分により最寄りの事務所長等に提出するものとする。なお、2. (2)②及び2. (3)②にあっては、同表に定める届出先区分により使用の本拠の位置を管轄する事務所長等に提出するものとする。
3. (2)	この場合、使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所を経由することができるものとする。	この場合において、届出書等の提出は郵送等によることができる。 ただし、普通郵便等、事務所等への到達の事実が確認できない方法にて届出書等を提出する場合であって、到達した事実を確認する必要があるときは、届出者が挙証責任を負うものとする。
3. (4) 以下同じ	運輸局長	事務所長等
4. (3)	別表添付資料一覧表	規程別表
4. (4)	届出書及び添付資料を 1 部、説明書を 2 部	届出書、添付資料及び説明書を 1 部
5.	届出書、説明書及び添付資料は、記載内容に不備がないこと及び所要の添付資料が添付されていることを確認のうえ、受理するものとする。 なお、提出のあった届出書、説明書及び添付資料により十分な審査を行うことができない場合は、別途必要となる資料を求めることができること	5. 1. 受理 (1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れがなく、かつ、形式的要件を満たしていると判断した場合には、当該届出書等を受理するとともに、書面審査の終了の連絡について必要か否かを確認するものとする。

	とし、当該資料の提出があった時点で届出を受理するものとする。 (2) 受理した届出書等については、様式 12 の改造自動車等受付台帳に必要事項を記載するものとし、改造自動車等届出書(第9号様式(表面))に受付印を押印するとともに、受付番号を記載するものとする。 なお、改造自動車等受付台帳への記載をもって文書管理規程で定める受付に代えるものとする。 5.2. 不受理 (1) 提出された届出書等について、必要な書面等に記載漏れがあるもの又は不足しているなど形式的要件を欠いていると判断した場合には、当該届出書等を不受理とし、その旨を届出者に口頭にて通知するとともに、記載漏れの補正又は不足している書面等の提出を求めるものとする。 なお、3. (2) による郵送等により提出された場合にあっては、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。 ① 届出書等に記載された届出者の連絡先に電話等により通知する。 ② 届出書等に記載された届出者の住所又は郵送等の場合の差出人の住所あてに、不受理となる旨及び不足書面等を記載した通知文を添えて、届出書等を返送することにより通知する。 (2) 不受理通知をした届出書等については、記載漏れの補正又は不足書面等の提出があり、届出書等の形式的要件を満たすまでは、受理しないものとする。
--	--

		なお、(1) ①の方法により通知した場合であって、最初の通知日から 1 か月を経過した後も受理できない場合には、届出者に届出書等を返送するものとする。 5.3. 届出書等の取下げ (1) 取下願出書は、規程 2-15-1(3) に規定する様式 11 とする。 (2) 提出された取下願出書について、その記載事項を確認し、適当であると判断した場合には、当該取下願出書を受理するとともに、届出書等を届出者に返却するものとする。 (3) 受理した取下願出書については、受付印を押印するとともに、様式 12 の改造自動車等受付台帳中の当該取下願出書にかかる箇所の備考欄に取下処理を行った旨（例：○年○月○日取下げ）を記載するものとする。
6. (2)	試作車・組立車審査結果通知書（提出のあった説明書を試作車・組立車審査結果通知書としたもの。以下「試作車等通知書」という。）	改造自動車等審査結果通知書等
6. (2)	試作車等通知書	改造自動車等審査結果通知書等
6. (3)	試作車・組立車改造審査結果通知書（提出のあった説明書を試作車・組立車改造審査結果通知書としたもの。以下「改造通知書」という。）	改造自動車等審査結果通知書等
6. (3)	改造通知書	改造自動車等審査結果通知書等
7. (1)	当該運輸支局等と同一敷地内にある事務所長等	事務所長等
7. (1) 7. (2)	試作車等通知書又は改造通知書	改造自動車等審査結果通知書

2-16 特種用途自動車の検査

2-16-1 規定の適用

- (1) 特種用途自動車に適用する規定については、それぞれの規定において、受検車両の受検時における各々の要素（例：自動車の種別、乗車定員、車両総重量等）を基に判断するものとする。

この場合において、次のいずれかに該当する特種用途自動車については「貨物の運送の用に供する自動車」とみなして取扱うものとし、それ以外の特種用途自動車については「専ら乗用の用に供する自動車」とみなして取扱うものとする。

- ① 用途区分通達4-1-3(1)「特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車」に規定する特種用途自動車

車体の形状：「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「冷蔵冷凍車（トラクタ）」

※セミトレーラ、フルトレーラにあつては、車体の形状を次例のとおり読み替える。

例：「粉粒体運搬車」→粉粒体運搬セミトレーラ、
粉粒体運搬フルトレーラ

- ② 指定自動車等を架装した特種用途自動車（①の自動車を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「乗用」、「幼児専用」又は「特種」以外のもの

イ 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する用途が「特種」であつて、型式の頭部に付与されている排出ガス規制の識別記号が「乗用車」又は「二輪車」以外のもの

- ③ 指定自動車等以外の自動車を架装した特種用途自動車（①の自動車を除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 車両型式認可を受けた時点のカテゴリが「M₁」、「M₂」、「M₃」、「L₃」、「L₄」又は「L₅」以外のもの

イ FMVSS ラベル又は CMVSS ラベルに表示された TYPE が「Passenger Vehicle」、「Multipurpose Passenger Vehicle」又は「BUS」以外のもの

ウ 当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における貨物自動車等に分類されるもの

- (2) 次の①に掲げるいずれかに該当する特種用途自動車については、(1)の規定にかかわらず、②に掲げる規定において、「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しないものとして取扱うことができる。

- ① 対象となる特種用途自動車

ア 用途区分通達 4-1-3(1)に規定する特種用途自動車以外の特種用途自動車

イ 消防車

ウ 職務遂行に必要な放水装置を備えた警察車

② 対象となる規定

ア 審査事務規程 6-37, 7-37, 8-37 突入防止装置

2-16-2 車体の形状の判定

用途区分通達及び用途区分細部取扱い通達によるほか、次により取扱うものとする。

(1) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車であつて、当該自動車に装備されている特種用途の設備を除いた状態において用途区分通達における乗用自動車等に分類されるものについては、用途区分通達 4-1(3)①における「型式認証等を受けた自動車の用途が乗用自動車」とみなすものとし、同項中の「車体の形状」の判断については、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6. 2. 7. を準用するものとする。

(2) 用途区分細部取扱い通達に規定する車いす移動車は、車いす利用者の安全な乗車を確保できるものとして乗降口及び車いす固定装置に至るまでの通路は、有効幅 440mm 以上、有効高さ 1130mm 以上、車いすを固定する場所は、有効長さ 700mm 以上、有効幅 440mm 以上、有効高さ 1130mm 以上であること。

ただし、新規検査又は構造等変更検査において、当該自動車の車いす利用者の安全な乗車を確保することが確認できる写真の提出又は当該自動車による車いす利用者の乗車が確認できる場合にあっては、この限りでない。

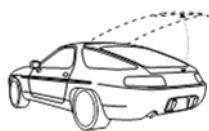
2-17 貨物自動車の検査

2-17-1 用途の判定

用途区分通達によるほか、次によるものとする。

(1) ハッチバッククーペ（同様の構造をもつ自動車を含む。）は、用途区分通達における物品積載設備の上方が開放される構造の自動車とは判断しない。

(参考図)



ハッチバッククーペ



クーペ

(2) 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車の乗車人員の携帯品の積載箇所は、用途区分通達における物品積載設備とは判断しない。

ただし、車体の形状がステーションワゴンのもの（ステーションワゴン以外の自

動車であるが審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.7.を準用した場合にステーションワゴンと分類できるもの又は幌型の自動車であって座席後方の幌が車両の最後尾附近までであるものを含む。)に限り、後部座席等の取外し(座席定員の設定が複数ある状態で認証等を受けたものについて、後部座席の取外しを行った状態のものと同様な状態で認証等を受けたものを含む。)又は床面への格納固定を行い、これによってできた床面及び当該床面と連続した乗車人員の携帯品の積載箇所については物品積載設備とするものとする。

なお、次に掲げる自動車にあつては、この限りでない。

- ① 高齢者、障害者等が移動のための車いすその他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能な自動車
 - ② 運転者席より後方に備えられた座席が回転することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車
 - ③ 運転者席より後方に備えられた乗車を補助する装置が昇降することにより、高齢者、障害者等が円滑に車内に乗り込むことが可能な自動車
- (3) 用途区分通達 3-1-1 (1) の「自動車の乗車設備を最大に利用した場合」については、次に掲げる要件を適用し検査するものとする。

ただし、貨物自動車として認証を受けた指定自動車等であつて、物品積載設備等の基本構造に変更がないものにあつては、諸元表に記載された荷台の内側寸法を参考として検査することができる。

- ① 運転者席及びこれと並列の座席にあつては、次に掲げる状態とする。
 - ア 前後又は上下に調節できるものにあつては、最も前方の位置に調節した状態
 - イ 背あて部分の角度を調節できるものにあつては、最も前方に傾けた位置に調節した状態
 - ウ 高さを調節できる頭部後傾抑止装置が装着されているものにあつては、最も下方の位置に調節した状態
- ② 運転者席及びこれと並列の座席の後方にある座席にあつては、次に掲げる状態とする。

ただし、隔壁又は保護仕切によりその作動が遮られるものにあつては、次に掲げる状態に最も近い状態とする。

 - ア 前後又は上下に調節できるものにあつては、最も後方の位置に調節した状態
 - イ 背あて部分の角度を調節できるものにあつては、最も後方に傾けた位置に調節した状態
- ③ 「乗車設備の床面積」の測定位置は、次に掲げる位置とする。(運転者席及びこれと並列の座席の後方に設けられた座席の前方又は側方に物品が積載される構造の自動車を除く。)
 - ア 乗車設備の床面積の前方の測定位置は、次のいずれかの位置

(ア) 運転者席及びこれと並列の座席の直後に隔壁又は保護用の仕切を有する場合にあっては、隔壁又は保護用の仕切の最後端の位置

(イ) (ア) 以外の場合にあっては、運転者席及びこれと並列の座席の背あて部分（装備義務がある頭部後傾抑止装置を含む。）及び当該座席の座面部分のうち最後端の位置

イ 乗車設備の床面積の後方の測定位置は、最後部座席の背あて部分（取外すことができる頭部後傾抑止装置は含まない。）及び当該座席の座面部分のうち最後端の位置

(4) 車体側に保護仕切又は保護用の仕切を備えるための受け口を設けずに内側から押し広げる力によって両側壁等をつっ張る仕組みのものにあっては、保護仕切及び保護用の仕切には該当しないものとする。

(5) 型式を「不明」とする並行輸入自動車又は型式が「不明」の自動車については、(1)、(3)、(4)及び用途区分通達により検査するものとする。

2-17-2 制動装置の規定の適用

乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた指定自動車等及びこれらの自動車に対し「指定自動車等と関連」に区分される並行輸入自動車（乗車定員 10 人未満（平成 15 年 12 月 31 日以前に製作された自動車にあっては、乗車定員 11 人未満）のものに限る。）の用途を貨物自動車（車両総重量 3.5t 以下のものに限る。）に変更する場合の制動装置の規定については、審査事務規程 7-15 の規定にかかわらず、審査事務規程 7-16 の規定を適用することができる。

2-18 破壊試験

この規程に規定する衝突等による衝撃と密接な関係を有する技術基準等については、当該技術基準等が適用される装置と同一の構造を有する装置の破壊試験により適合するかどうかの判定を行わなければならないものとする。ただし、審査事務規程 7-13-1-2(3)、7-23-1-2(3)、7-25-1-2(2)、7-26-1-2-2(1)①から⑥まで及び⑨、7-29-1(1)、7-30-1(1)、7-31-1(1)、7-32-1(1)及び 7-33-1(2)②に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等を、同一の構造を有する装置が他に存在しない又は著しく少ないため破壊試験を行うことが著しく困難である次の装置に適用する場合にあっては、この限りでない。

(1) 次に掲げる装置以外の装置

① 指定自動車等に備える装置

② 法第 75 条の 2 の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部に備えられている装置

③ 法第 75 条の 3 の規定によりその型式について指定を受けた装置

④ 原動機用蓄電池

(2) (1)①から③までに掲げる装置（原動機用蓄電池を除く。）であって改造が行われ

たもの

2-19 自動車検査証の記録事項の変更等に係る保安基準適合性の確認

- (1) 牽引自動車と被牽引自動車の組合せの変更、車両重量の変更等の自動車検査証の記録事項の変更等に係る保安基準適合性については、書面等適切な方法により確認するものとする。

なお、検査の実施方法等については、2-7 に準ずるものとする。

- (2) 自動車検査証の記録事項の変更に係る保安基準適合性の確認の場合であって、自動車の提示がなく確認に必要となる測定ができないとき（軽自動車以外の牽引自動車の追加等を除く。）及び確認に必要となる値が不明なときは、申請者に対し確認できないため確認を中断する旨を口頭で通告する。

2-20 架装等により車両重量が増加した乗用自動車等の検査

- (1) 次の①及び②のいずれにも該当する乗用自動車の審査事務規程 7-16-2-2 (1) 又は 7-15-2-2 (2) に規定する技術基準等若しくは「従前規定の適用」においてこれらに代えて適用する技術基準等への適合性検査については、2-12-1 (1) に規定する書面により当該技術基準等に適合することが確認できる場合を除き、第 4 章によるほか、(2) 及び (3) により取扱うものとする。

① 乗用自動車（車体の形状が箱型、幌型又はステーションワゴンのものに限る。）として認証を受けた四輪以上の指定自動車等（諸元表において許容限度が不明なものに限る。）

② 架装等により車両重量が増加した自動車であって、自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為による制動装置の変更がないもの

- (2) 受検車両の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きい場合には、当該技術基準等に係る書面等による審査を省略することができる。

- (3) 提出された書面により次の①から③までのいずれかに該当することが確認できる場合には、当該技術基準等に適合するものとする。

① 制動装置について同一構造を有する自動車の諸元表に記載された類別区分番号に対応する車両総重量に 1.1 を乗じた値が、受検車両の車両総重量と同一又は大きいもの

② 特種用途自動車、緊急自動車又は道路維持作業用自動車であって、アからエまでのいずれかを満たすもの

$$\text{ア } 6.43(\text{m/s}^2) \leq \text{平均飽和減速度}(\text{m/s}^2) \times \frac{\text{諸元表に記載された車両総重量}(\text{kg})}{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}$$

$$\text{イ } 70(\text{m}) \geq \text{制動停止距離}(\text{m}) \times \frac{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}{\text{諸元表に記載された車両総重量}(\text{kg})}$$

$$\text{ウ } 5.0(\text{m/s}^2) \leq \text{平均飽和減速度}(\text{m/s}^2) \times \frac{\text{諸元表に記載された車両総重量}(\text{kg})}{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}$$

$$\text{エ } 36.72(\text{m}) \geq \text{制動停止距離}(\text{m}) \times \frac{\text{受検車両の車両総重量}(\text{kg})}{\text{諸元表に記載された車両総重量}(\text{kg})}$$

注 1 「平均飽和減速度」「制動停止距離」「諸元表等に記載された車両総重量」は、受検車両の諸元表等に記載された類別区分番号に対応する数値を用いること。

注 2 霊柩車の場合には、「受検車両の車両総重量」に 100kg を加算して計算すること。

注 3 ア及びイの計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 100km/h の自動車に適用する。

注 4 ウ及びエの計算式は、諸元表に記載された制動初速度が 60km/h の自動車に適用する。

- ③ UN R13H-01 附則 3 又は UN R13-13 附則 4 の「タイプ 0 試験（原動機切り離し）〔常温時制動試験〕の積載状態」及び「タイプ I 試験〔フェード試験〕」の基準に適合することが、ア又はイにより確認できるもの（試験成績書中の試験時重量が、受検車両の車両総重量と同一又は重いものに限る。）

ア 当該自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。）

イ 制動装置について同一構造を有する自動車の試験成績書（写しをもって代えることができる。）

2-21 自動運行装置を備える自動車の検査

自動運行装置を備える自動車の検査については、次により取扱うものとする。

2-21-1 走行環境条件付与書の適用

走行環境条件付与書は、記載されている車台番号又はシリアル番号が、自動運行装置を備える自動車の車台番号又はシリアル番号と同一である場合にあっては、2-21-2 の規定に係る書面として取扱うとともに、2-12-1（1）⑧の規定に基づく自動運行装置に係る審査事務規程 7-113-2（1）の規定の適合性を証する書面として取扱うものとする。

なお、2-21 の規定において「走行環境条件付与書の提示」とあるのは、原本の提示及びその写しの提出を求めることをいう。この場合において、提出された写しに原本と照合済みである旨を表示するものとする。

2-21-2 自動運行装置を備える自動車の判断

- （1）新規検査又は予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査を除く。）に係る自動車にあつ

ては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。

① 指定自動車等

審査事務規程別添 2「新規検査等提出書面審査要領」に定める新規検査等届出書（第 1 号様式（その 1））の「その他」欄に自動運行装置を備える旨の記載があるもの

② 並行輸入自動車

審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」に定める並行輸入自動車届出書（第 1 号様式（その 2））の「自動運行装置」欄の「有」に○印が付されており、かつ、走行環境条件付与書の提示があるもの

③ 試作車又は組立車

走行環境条件付与書の提示があるもの

- (2) 新規検査若しくは予備検査（自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に限る。）、構造等変更検査又は継続検査に係る自動車にあつては、自動車の種別に応じて、それぞれ次に定めるとおり自動運行装置を備える自動車と判断するものとする。

① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の提示がある自動車

当該書面の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記録があるもの

② 新たに自動運行装置を取付けた旨の申告がなされた自動車

走行環境条件付与書の提示があるもの

2-21-3 走行環境条件付与書の提示等

- (1) 2-21-2 (1) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあつては、新たに運行の用に供しようとする初めての検査の際、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。

① 自動運行装置を備えるものとして認証を受けた指定自動車等であつて、当該装置の機能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がない自動車に備える自動運行装置については、審査事務規程 7-113-2 (2) ①に規定する装置として取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。

② 自動運行装置を備えないものとして認証を受けた指定自動車等であつて、新たに当該装置を備えた旨の申告があつた自動車又は自動運行装置の性能に影響のある装置の変更等（自動運行装置の取外しを除く。）を行った旨の申告があつた自動車若しくは指定自動車等以外の自動車については、走行環境条件付与書の提示を求めるものとする。

- (2) 2-21-2 (2) の規定により自動運行装置を備える自動車と判断した自動車にあつ

ては、走行環境条件付与書の提示について、次のとおり取扱うものとする。

- ① 自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記録がある自動車であって、自動運行装置の性能に影響がある装置の変更等を行った旨の申告がないものは、自動運行装置に係る変更等がないものとして取扱い、走行環境条件付与書の提示は不要とする。
- ② 新たに自動運行装置を備えた旨の申告があった自動車又は自動運行装置の性能に影響のある装置の変更等（自動運行装置の取外しを除く。）を行った旨の申告があった自動車については、走行環境条件付与書の提示を求めるものとする。

2-21-4 自動運行装置を備える自動車の検査中断

2-21-3 に規定する走行環境条件付与書の提示の求めに応じない場合又は自動運行装置を取外した旨の申告があった自動車であって、当該自動車の自動車検査証、自動車予備検査証、登録識別情報等通知書、自動車検査証返納証明書又は限定自動車検査証の備考欄に自動運行装置搭載車である旨の記録がある場合は、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告する。

2-22 軌陸車等の架装の仕様の確認

- (1) 軌陸車等にあつては、新規検査及び予備検査に限り、使用者が架装事業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面（以下 2-22 において「仕様書等」という。）の提示を求め、架装の仕様の確認を行うものとする。

この場合において、仕様書等の提示のないとき及び仕様書等に記載されている内容と当該自動車の装置が相違するときは、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を口頭で通告するものとする。

- (2) 架装の仕様の確認は、①から⑦までに掲げる装置について、仕様書等に記載されている内容と当該自動車に相違があるかどうかにより行うものとする。

なお、特に必要と認められる場合は、①から⑦までに掲げる装置以外の装置について、仕様の確認を行うことができるものとする。

- ① 軌道用車輪及びガイド車輪
 - ② 軌道用車輪の駆動装置（駆動用のエンジンを含む。）
 - ③ アウトリガー
 - ④ 転車台
 - ⑤ 物品積載装置
 - ⑥ 作業台
 - ⑦ 工具箱
- (3) 新規検査及び予備検査後初めて継続検査の申請があった軌陸車等にあつては、重量計等を用いて車両重量を測定し、当該自動車検査証に記録されている車両重量と

相違があるかどうかを確認するものとする。

ただし、高度化システムに保存した画像と照合した結果、架装の仕様が当該自動車と同一であることが目視等により判断できる場合にあってはこの限りでない。

2-23 圧縮水素ガス、圧縮天然ガス又は液化天然ガスを燃料とする自動車のガス容器等再試験

- (1) 審査事務規程 7-25 又は 8-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準への適合性について、次に掲げる試験機関が発行した審査事務規程様式 16 によるガス容器等再試験結果証明書の提出を求め検査するものとする。(道路運送車両法施行規則第 36 条第 14 項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準(平成 19 年国土交通省告示第 857 号)関係)

① 高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)第 49 条第 1 項及び第 49 条の 4 第 1 項に規定されている試験機関

② ガス容器及びガス容器附属品の再試験を行うために必要な設備及び能力を有していることが書面等により確認できる試験機関

- (2) 次に掲げる全ての要件を満たす場合は、有効なガス容器等再試験結果証明書として取扱うものとする。

① 検査当日において、ガス容器等再試験結果証明書に記載されたガス容器等再試験結果証明書の有効期限(ガス容器及びガス容器附属品の再試験を実施した日の 1 年 1 か月後の日とする。)を経過していないこと

② ガス容器等再試験結果証明書に記載された「ガス容器一覧」と車載容器一覧証票に記載された「容器の製造番号又は容器の記号及び番号」が一致すること

③ ガス容器及びガス容器附属品(目視が困難な場合にあってはガス容器取付部附近の車体外表面)が著しく損傷していないこと

- (3) 型式指定自動車又は多仕様自動車について法第 59 条の規定による新規検査又は法第 71 条の規定による予備検査に係る検査を行う場合(法第 71 条の規定による自動車予備検査証の交付を受けた自動車、法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。)であって、次に掲げる自動車の種類に応じてそれぞれに定める全ての要件を満たすものについては、有効なガス容器等再試験結果証明書の提出に代えることができる。

① 型式指定自動車

ア 完成検査終了証(検査当日において発行後 9 か月を経過していないものに限る。)の提示があること

イ 型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと

② 多仕様自動車

ア 出荷検査証(備考欄に「ガス容器等再試験実施済」と記載があり、かつ、検査

当日において発行後 11 か月を経過していないものに限る。) の提示があること
イ 型式の指定を受けた状態から、ガス容器及びガス容器附属品に変更がないこと
(4) 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（検査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 5 年 12 月 20 日以前のものについては、(1) の規定にかかわらず、審査事務規程 7-25 に規定するガス容器及びガス容器附属品の再試験に係る基準は適用しない。（適用関係告示第 13 条第 25 項関係）

2-24 車台番号等の打刻依頼等

検査等の際、法第 32 条の各号に該当する自動車については、その旨を運輸支局等へ連絡するものとする。

2-25 出張検査

出張検査にあつては、この規程の定めるところによるほか、別に定めるところにより実施するものとする。

2-26 街頭検査

街頭検査にあつては、別に定めるところにより実施するものとする。

2-27 量産型超小型モビリティの検査

量産型超小型モビリティとしての検査は第 4 章及び第 5 章の規定によるほか次により取扱うものとする。

- (1) 長さ 2.50m 幅 1.30m を超える変更を行う場合は、第 4 章の規定を適用し、認証時に衝突試験に係る試験速度を読み替えて適用された基準並びに適用の除外を受けた基準の適合性を証する書面として 2-12-1 (1) に規定する書面の提出を求めることとする。
- (2) 最高速度 60 k m / h を超える旨の申告があつた場合は、第 4 章の規定を適用し、最高速度を証する書面及び認証時に衝突試験に係る試験速度を読み替えて適用された基準並びに適用の除外を受けた基準の適合性を証する書面として 2-12-1 (1) に規定する書面の提出を求めることとする。

第 3 章 自動車検査証等及び高度化システムへの記録又は軽自動車検査票の記載

3-1 自動車検査証等の記録

自動車検査証等の記録は、3-3 の規定に基づき電子情報処理システムへ入力することにより行うものとする。

3-2 検査結果通知情報の高度化システムへの記録又は軽自動車検査票への検査結果の記載

- (1) 高度化システムにより検査を行う場合は、3-3 に掲げる検査結果通知情報を別に定める方法により高度化システムに記録するものとする。

なお、当分の間は、軽自動車検査票の各所定の欄及び合格印欄に検査担当者印を

押印するものとし、検査機器による検査結果を軽自動車検査票 1 に印字するものとする。

(2) 軽自動車検査票により検査を行う場合は、3-3 に掲げる検査結果通知情報を次により記載するものとする。

- ① ボールペン等容易に消すことができないものを用いて記載する。
- ② 記載を行おうとする欄に文字等が記載されているものについては、該当する事項について「○」で囲むことにより記載する。
- ③ 記載事項を変更、訂正又は抹消するときは、不用の記載事項を「－」をもって抹消し、検査担当者印の押印を行う。
- ④ 完成検査終了証（発行後 9 月を経過したものに限る。）又は自動車検査証返納証明書が交付されている自動車の検査に際し、構造等に関する事項に変更がない場合にあっては、軽自動車検査票 1 に「構造等変更無」と記載し、検査担当者印の押印を行うことにより、軽自動車検査票 2 に係る必要な事項の記載に代えることができる。
- ⑤ 軽自動車検査票を表裏で用いる場合は、重複する事項は軽自動車検査票 1 のみ記載することで足りることとする。

3-3 軽自動車検査票の記載方法及び検査結果通知情報

軽自動車検査票により検査結果の記録を行う場合は次のとおりとし、高度化システムにより検査結果通知情報の記録を行う場合は、各々の規定に準じて検査結果通知情報を記録し、自動車検査証等に記録するものとする。

3-3-1 車台番号欄

軽自動車検査票の車台番号欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

2-9 の規定により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。なお、運輸支局等で職権により車台番号を打刻したものにあつてはその番号とする。

3-3-2 走行距離計表示値欄

軽自動車検査票 1 の走行距離計表示値欄は、2-10 の規定によるほか、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

- ① 受検車両の走行距離計の表示値を走行距離計表示値欄に記載し、当該欄に検査担当者印の押印を行う。

この場合において、走行距離計の表示値については、走行距離計の 100 の位未満は切り捨てるものとする。

- ② 受検車両の走行距離計がマイル表示であると判断した場合は、走行距離計表示値欄の「mile」を「○」で囲む。

3-3-3 初度検査年月欄

軽自動車検査票 2 の初度検査年月欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

初度検査年（初めて自動車検査証の交付された日の属する年及び月の数）を初度検査年月欄に記載し、不明のものは「－」とする。

ただし、初めて自動車検査証の交付された日の属する年及び月の数のうち月の数の不明のものは年のみとする。

また、車両番号の指定を受けたことがない自動車の予備検査にあつては「－」とするものとする。

3-3-4 車名欄及び型式欄

軽自動車検査票 2 の車名欄及び型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

なお、電子情報処理システムにおいてコード設定されている車名についてはその表記とすること。

- ① 多仕様自動車、製造過程自動車及び新型届出自動車にあつては、諸元表に記載された車名及び型式
- ② 試作車にあつては、当該自動車製作者の定める車名及び型式
ただし、車名又は型式を定めていないときは、該当欄に「試作」
- ③ 組立車にあつては「組立」
- ④ 審査事務規程別添 4「改造自動車審査要領」別表第 1 に規定する範囲の改造を行った自動車（②、③、⑥及び⑦ただし書の自動車を除く。）にあつては、改造前の車名及び改造後の型式（改造前の型式に「改」と付記したものとする。）
- ⑤ 輸入自動車特別取扱自動車にあつては、当該自動車の輸入自動車特別取扱届出済書に記載された車名及び型式
- ⑥ 並行輸入自動車にあつては、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.5.により判定した車名及び型式
- ⑦ ①から⑤まで以外の自動車にあつては、現に存する車名及び型式
ただし、車名又は型式が不明のときは、該当欄に「不明」

3-3-5 原動機の型式欄

軽自動車検査票の原動機の型式欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

2-9 の規定により受検車両と書面の同一性確認をしたときは、軽自動車検査票の所定の欄に検査担当者印の押印を行うものとする。なお、運輸支局等で職権により原動機の型式を打刻したものにあってはその型式、原動機に表示された打刻等（鋳造浮出しを含む。）により原動機の型式が判明するものにあってはその型式、並行輸入自動車にあつては、審査事務規程別添 3「並行輸入自動車審査要領」6.2.10.により判定した原動機の型式を記載し、電気式ハイブリッド自動車（ガソリン、LPG 又は CNG を燃料とする自動車であつて、

原動機として内燃機関及び電動機を備え、かつ、当該自動車の運動エネルギーを電気エネルギーに変換して電動機駆動用蓄電装置（以下「蓄電装置」という。）に充電する機能を備えたもの（ただし、蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えている自動車を除く。）等複数の原動機により駆動する自動車にあつては、それぞれの原動機の型式を「－」でつなぐものとする。

3-3-6 用途欄

- (1) 軽自動車検査票 2 の用途欄は、(2) の区分により次のいずれかを「○」で囲むことにより記載し、自動車検査証等に記録するものとする。
- ① 乗用自動車にあつては「乗用」
 - ② 貨物自動車にあつては「貨物」
 - ③ 特種用途自動車にあつては「特種」
 - ④ 道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）第 52 条の規定により許可を受けた自家用自動車にあつては「貸渡」
- (2) 用途の定義は用途区分通達による区分による。なお、次の各号に掲げる自動車は、公安委員会の発行する緊急自動車に係る指定書を確認し、保安基準第 1 条第 1 項第 13 号に規定する緊急自動車の公共用応急作業自動車として取扱うものとする。
- ① 電気事業、ガス事業において危険防止のための応急作業に使用する自動車
 - ② 「移動無線車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和 34 年自車第 165 号）による移動無線自動車
 - ③ 「水防用自動車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和 35 年自車第 523 号）による水防用自動車
 - ④ 「鉄道事業又は軌道事業において使用する自動車を緊急自動車として指定することについて」（昭和 40 年鉄総第 413 号の 3）により指定を受けた自動車
 - ⑤ 「高速自動車国道等における日本自動車連盟作業車の緊急自動車の取扱いについて」（昭和 48 年 3 月 22 日付け自車第 188 号）における応急作業に使用する自動車

3-3-7 自家用・事業用欄

軽自動車検査票 2 の自家用・事業用の別欄は、「自家用」又は「事業用」のいずれかを「○」で囲むことにより記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

なお、予備検査においては、事業用としての適否について記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

3-3-8 車体の形状欄

軽自動車検査票 2 の車体の形状欄は、下表のいずれかを記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

自動車の分類	車体の形状
乗用自動車	「箱型」「幌型」「ステーションワゴン」

貨物自動車	「ボンネット」「キャブオーバ」「バン」「ダンプ」「ピックアップ」「コンテナ専用車」「脱着装置付コンテナ専用車」
	「トラクタ」
	「フルトレーラ」「セミトレーラ」「バンフルトレーラ」「バンセミトレーラ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」「コンテナフルトレーラ」「コンテナセミトレーラ」
特種用途自動車	【用途区分通達 4-1-1 専ら緊急の用に供するための自動車】 「救急車」「消防車」「警察車」「臓器移植用緊急輸送車」「保線作業車」「検察庁車」「緊急警備車」「防衛省車」「電波監視車」「公共応急作業車」「護送車」「血液輸送車」「交通事故調査用緊急車」
	【用途区分通達 4-1-2 法令等で特定される事業を遂行するための自動車】 「給水車」「医療防疫車」「採血車」「軌道兼用車」「図書館車」「郵便車」「移動電話車」「路上試験車」「教習車」「霊柩車」「広報車」「放送中継車」「理容・美容車」
	【用途区分通達 4-1-3(1) 特種な物品を運搬するための特種な物品積載設備を有する自動車】 「粉粒体運搬車」「タンク車」「現金輸送車」「アスファルト運搬車」「コンクリートミキサー車」「冷蔵冷凍車」「活魚運搬車」「保温車」「販売車」「散水車」「塵芥車」「糞尿車」「ボートトレーラ」「オートバイトレーラ」「スノーモービルトレーラ」「粉粒体運搬車（トラクタ）」「冷蔵冷凍車（トラクタ）」
	【用途区分通達 4-1-3(2) 患者、車いす利用者等を輸送するための特種な乗車設備を有する自動車】 「患者輸送車」「車いす移動車」
	【用途区分通達 4-1-3(3) 特種な作業を行うための特種な設備を有する自動車】 「消毒車」「寝具乾燥車」「入浴車」「ボイラー車」「検査測定車」「穴掘建柱車」「ウインチ車」「クレーン車」「くい打車」「コンクリート作業車」「コンベア車」「道路作業車」「梯子車」「ポンプ車」「コンプレッサー車」「農業作業車」「クレーン用台車」「空港作業車」「構内作業車」「工作車」「工業作業車」「レッカー車」「写真撮影車」「事務室車」「加工車」「食堂車」「清掃車」「電気作業車」「電源車」「照明車」「架線修理車」「高所作業車」
	【用途区分通達 4-1-3(4) キャンプ又は宣伝活動を行うための特種な設備を有する自動車】 「キャンピング車」「放送宣伝車」「キャンピングトレーラ」

注 1. 乗用自動車又は貨物自動車で三輪のものにあつては、「三輪」である旨を付記すること。(例三輪〇〇)

2. 特種用途自動車でフルトレーラ又はセミトレーラにあつては、その旨(例〇〇フルトレーラ、〇〇セミトレーラ)を付記すること。

3-3-9 乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄

軽自動車検査票 2 の乗車定員欄、最大積載量欄及び車両総重量欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

① 折畳式座席又は脱着式座席を有する乗用自動車にあつては、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び車両総重量を記載する。

② 折畳式座席又は脱着式座席を有する貨物自動車にあつては、当該座席を折り畳み又は取外し物品積載装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を記載するほか、乗車装置を最大に利用した状態において定めた乗車定員及び最大積載量を括弧書で付記する。

なお、最大積載量の算定にあつては、審査事務規程第 7 章(7-124(7-124(5)から(9)までを除く))の規定にかかわらず 100 から 350 までは 50 毎とする(単位は kg)。ただし、二輪車で牽引される被牽引軽自動車又は超小型モビリティであつて 100 未満の場合は 10 毎とする(単位は kg)。

③ 幼児用座席を備える幼児専用車、専ら座席の用に供する床面の UN R14 又は UN R145 に適合する取付具に年少者用補助乗車装置を備える自動車、UN R44-04 の 4.、6. から 8. まで及び 15. に適合する UN R44-04 の 2. 1. 2. 4. 2. に規定する装置(専ら年少者が着席するためのものに限る。)を備える自動車にあつては、乗車定員は「大人定員+小人定員/1.5」の例によることとし、車両総重量は車両重量、最大積載量及び 55kg に乗車定員を乗じて得た重量(大人定員×55kg+小人定員×55kg÷1.5 により得た重量。1kg 未満は切り捨てる。)の総和とする。

3-3-10 車両重量欄

軽自動車検査票 2 の車両重量欄は、空車状態における自動車の重量を記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

なお、燃料について全量を搭載していない場合には、計算により算出した不足相当分の重量を各軸に配分して加算すること。

3-3-11 長さ欄、幅欄及び高さ欄

(1) 軽自動車検査票 2 の長さ欄、幅欄及び高さ欄は、審査事務規程 7-2 の規定に基づき計測した数値を記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

ただし、自動車の最も前方及び後方に当たる部分が車両番号標又は字光式車両番号標用照明用具等の番号標に係る部品であるときは、当該部分を除いた状態で審査事務規程 7-2 の規定に基づき測定した数値を記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

- (2) 作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、次の例により軽自動車検査票 2 に記載するものとする。なお、備考欄は、当該附属装置等を装着した状態を記載するものとし、附属装置名についても記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

(例)

				車体の形状		
				キャブオーバ		
車台番号				燃料の種類	総排気量又は定格出力	
型式	原動機の型式			前軸重	後軸重	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
2 人	350 kg	930 kg	1390 kg	250 cm	148 cm	175 cm

備考欄

(記録例)

*附属装置 *スノープラウ

スノープラウ装着時 乗車定員 2 人 最大積載量 100 kg 車両重量 1280 kg 車両総重量 1490 kg 長さ 339 cm 幅 148 cm 高さ 175 cm

(記載例)

附属装置

- (3) 走行装置としてゴム履帯を有する自動車は、ゴム履帯等を装着した状態で 3-3-9 により算定及び計測した数値（ゴムタイヤを装着した状態と同じ場合を除く。）を次の例により軽自動車検査票 2 に記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

(例)

				車体の形状		
				キャブオーバ		
車台番号				燃料の種類	総排気量又は定格出力	
型式	原動機の型式			前軸重	後軸重	
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	長さ	幅	高さ
2 人	350 kg	930 kg	1390 kg	339 cm	148 cm	175 cm

備考欄

(記録例)

【ゴム履帯装着時】 乗車定員 2 人 最大積載量 300 kg 車両重量 1030 kg

車両総重量 1440 kg 長さ 339 cm 幅 148 cm 高さ 197 cm

(記載例)

その他

3-3-12 燃料の種類欄

軽自動車検査票 2 の燃料の種類欄は、「ガソリン」、「軽油」、「LPG」、「灯油」、「電気」、「ガソリン LPG」、「ガソリン 灯油」、「ガソリン・LPG」、「ガソリン・灯油」、「メタノール」、「CNG」、「LNG」、「ANG」、「圧縮水素」、「ガソリン・電気」、「LPG・電気」、「軽油・電気」又は「その他」のいずれかを記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

この場合において、それぞれの燃料の種類の間を「 」(1 字空白)でつないでいるものは切替式を示し、「・」でつないでいるものは併用式を示す。

また、「その他」とは、当該自動車に用いている燃料の種類が上記に掲げられていない場合に記載するものとする。

3-3-13 総排気量又は定格出力欄

軽自動車検査票 2 の総排気量又は定格出力欄は、次により記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

- ① 総排気量は、単位をℓとし、小数第 2 位(小数第 3 位切り捨て)までとする。ただし、総排気量が 0.661ℓから 0.669ℓまでのものにあつては、0.67ℓとし、施行規則別表第 1 に定める軽自動車に該当しないものとする。

この場合において、総排気量を算出する必要があるときは、円周率を 3.14 とし、内径及び行程については、単位を mm とし、小数第 1 位(小数第 2 位切り捨て)までの値とする。

なお、総排気量が増加する構造を有する原動機(気筒休止等により総排気量が増加するものをいう。)にあつては、最大値を用いるものとする。

- ② 定格出力は、単位を kW とし、小数第 2 位以下を切り捨て小数第 1 位までとし、1 kW 未満の場合、小数第 3 位以下を切り捨て小数第 2 位までとする。

ただし、小数第 2 位が不明なものは小数第 2 位を「0」とする。

3-3-14 軸重欄

軽自動車検査票 2 の軸重欄は、審査事務規程 7-5-1(5)の規定に基づき計測した数値を記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

なお、作業用附属装置、除雪装置、道路清掃装置等を随時取外し、又は取替えて使用できる自動車については、当該附属装置等を装着した状態のうちの最も重い車両重量のときの数値とする。

3-3-15 備考欄

- (1) 自動車検査証等の備考欄への記録が必要な次表左欄に掲げる自動車について、同表中央左欄の記録されるべき趣旨を同表中央右欄の記録例により軽自動車検査票 2 の備考欄に記載し、同表中央右欄の記録例及び同表右欄の記載例により自動車検査証等に記録する。記載例において、同じ記載例に該当する事項が複数あった場合で

も記載は一つとする。(2)において同じ。) また、その他必要な事項についても必要に応じて記載し、自動車検査証等に記録するものとする。

ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載するものとする。

記録を要する自動車	記録されるべき趣旨	記録例	記載例
1. 法第 43 条第 1 項の規定による制限の付加又は保安基準第 55 条の規定による基準の緩和の処分を受ける自動車	処分年月日 処分の内容 附した制限	認定年月日 平成 13 年 7 月 1 日 北海道運輸局第 123 号 緩和事項「長さ」 緩和制限「自動車の後面及び運転者席には、長さを表示すること。」	基準緩和事項 制限附加
2. 細目告示第 42 条第 2 項、第 3 項、若しくは第 6 項、第 120 条第 2 項、第 3 項、第 6 項若しくは第 7 項、細目告示第 121 条第 3 項、細目告示第 198 条第 2 項、第 3 項、第 6 項、若しくは第 7 項、細目告示第 199 条第 3 項又は別添 52 「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」の規定により、地方運輸局長の指定を受けた自動	認定内容 認定年月日	前照灯の取付位置 関整車第 123 号 平成 13 年 7 月 1 日	その他

車			
3. 保安基準第 56 条第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた自動車	認定内容 認定年月日	大臣認定 メタノール自動車 国自審第 234 号 平成 13 年 1 月 15 日	その他
4. タンク自動車	積載物品名 最大積載容量 比重又は定数	品名 第一石油類 容積 400 リットル 比重 0.75	タンク車 第一石油類 400L 0.75
4-1. 荷台に危険物のタンクを固定し、かつ、タンク以外に積載量を有する自動車	タンクに積載する物品名及び積載量の内訳	品名 第二石油類 容積 200 リットル 比重 0.80 積載量内訳 タンク 160kg 荷台 150kg	タンク付車 第二石油類 200L 0.80
4-2. 危険物運搬用タンク車であって、積載の組合せが多数あり、備考欄に記載することができない自動車	積載の組合せが備考欄以外にある旨	積載の組み合わせは、設置許可書等による	積載の組み合わせは設置許可証による
4-3. セメント、骨材及び水を混ぜた生コンクリート以外のものを積載物品とするコンクリートミキサー車	積載物品名 最大積載容積 比重	品名 流動化処理土 容積 0.2 m ³ 比重 1.65	その他
5. 被けん引自動車（施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 14 号に規定するものに限る。）	けん引自動車の車名及び型式	けん引車 日野 P-AA	牽引車有
(1) けん引自動車	けん引車の型式にシリアル	フオード 不明	牽引車有

車の型式が「不明」のもの	アル番号の一連番号を除く部分を付記	(ABCD1234)	
5-1. けん引自動車であって、次の各号に掲げるもの（施行規則第35条の3第2項の規定により記載するもの及び同第35条の4第2項の規定により記録するものに限る。）			
(1) 被けん引自動車の型式が「不明」のもの	被けん引車の型式にシリアル番号の一連番号を除く部分を付記	被けん引車 パーストナー不明 (ABDE234)	被牽引車有
(2) 被けん引自動車の型式が「組立」及び「試作」のもの	被けん引自動車の型式に車台番号を付記	被けん引車 組立 (東 41567 東)	被牽引車有
(3) (1) 及び (2) 以外のもの	被けん引自動車の車名及び型式	被けん引車 フルハーフ BCD	被牽引車有
6. 燃料の種類欄に「その他」と記録した自動車	燃料の種類	燃料 水素	その他
6-1. メタノールを燃料とする自動車であって、次の各号に掲げるもの			

(1) メタノールとガソリン等を混合したものを燃料とするもの	メタノールとガソリン等を 85 : 15 の比率で混合したもの (M85) を燃料とする旨	燃料 メタノール (M85)	燃料 メタノール (M85)
(2) 補助燃料としてガソリンを使用するもの	メタノール (M100 又は M85) を主燃料とし、補助燃料としてガソリンを使用する旨	燃料 主メタノール (M100 又は M85) 補助ガソリン	燃料 主メタノール (M100 又は M85) 補助 ガソリン又は軽油
(3) ガソリン併用式のもの	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 メタノール・ガソリン 併用	燃料 メタノール・ガソ リン併用
(4) 通常はメタノールとガソリンの混合物を使用し、ガソリンのみも使用可能なもの	通常はメタノールとガソリンを併用し、ガソリンのみも使用することができ旨	燃料 メタノール・ガソリン 混合物 (混合率可変)	燃料 メタノール・ガソ リン混合物 (混合率可 変)
6-2. CNG を燃料とする自動車であって、ガソリン併用式のもの	ガソリンを併用することが可能である旨	燃料 CNG・ガソリン併用	燃料 CNG・ガソリン併 用
6-3. ハイブリッド自動車であって、次の各号に掲げるもの			
(1) 電気式又は蓄圧式のもの (2) に掲げるものを除く。	ハイブリッド自動車である旨	ハイブリッド自動車	ハイブリッド車

(2) 蓄電装置を充電するための外部充電装置を備えるもの	プラグインハイブリッド自動車である旨	プラグインハイブリッド自動車	プラグインハイブリッド車
6-4. 圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えた自動車	燃料電池自動車である旨	燃料電池自動車	燃料電池車
7. 緊急自動車であって次の各号に掲げるもの			
(1) 用途区分通達4-1-1の自動車以外のもの ((2) に掲げるものを除く。)	緊急自動車である旨	緊急自動車	緊急自動車
(2) 在宅傷病者緊急往診用自動車に該当するもの	在宅傷病者緊急往診用自動車である旨	緊急自動車（在宅傷病者緊急往診用）	緊急自動車
8. 道路維持作業用自動車	道路維持作業用自動車である旨	道路維持作業用自動車	道路維持作業用
9. 附属装置を有する自動車	附属装置装着時の諸元を示す旨	＊附属装着＊スノーブラウ ＊スノーブラウ装着時 ＊乗車定員 2 人 最大積載量 100 kg 車両重量 1280 kg 車両総重量 1490 kg	附属装置

		長さ 339 cm 幅 148 cm 高さ 175 cm	
10. 改造自動車	改造された装置名 改造通知書番号 (改造審査番号) 改造通知年月日 (改造審査年月日)	改造内容操縦装置 26 軽検技改第 123 号 平成 26 年 1 月 6 日	改造内容 操縦装置
10-1. 走行装置としてゴム履帯を有する自動車	ゴム履帯装着時の諸元を示す旨	【ゴム履帯装着時】 乗車定員 2 人 最大積載量 300 kg 車両重量 1030 kg 車両総重量 1440 kg 長さ 339 cm 幅 148 cm 高さ 197 cm	その他
11. 並行輸入自動車	適用する保安基準の判定年月日又は製作年月日 原動機型式打刻位置 原動機の最高出力時の回転数	保安基準適用年月日又は製作年月日 平成○年○月○日 原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面左前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm	保安基準適用日 平成○年○月○日 原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上面左前部 原動機最高出力時回転数 9,000rpm
11-1. 並行輸入自動車であって次の各号に掲げるもの (1) 専ら乗用の用に供する軽自動車に適用される排出ガス			
	規制の対象となる排出ガス規制の適合格年	12 年排出ガス規制適合	12 年排出ガス規制適合

に適合したもの			
(2) 3-3-4④に該当する改造により装置が変更されているもの	変更された装置名	変更内容 緩衝装置	その他
(3) 初めて自動車検査証を交付する検査時に、消音器の加速走行騒音性能規制の適合性を、消音器自体の表示以外の方法により確認したもの (平成 26 年騒音規制前の規制を適用する自動車に限る。)	消音器の加速走行騒音性能規制の適合性確認に用いた書面又は表示	初回検査時確認書面等 (騒音試験成績表) (WVTA) (車両データプレート) (COC) (外国登録証) (認可書)	その他
12. 職権打刻をした自動車	車台番号打刻位置 (打刻届出に係る位置に打刻した場合を除く。) シリアル番号を有する場合のシリアル番号 塗まつた車台番号(塗まつた車台番号が職権打刻である場合を除く。)	車台番号打刻位置 エンジンルーム内右側後部上面 シリアル番号 ABCDEFGH123456789 シリアル番号 ABCDEFGH123456789	車台番号打刻位置 エンジンルーム内右側後部上面 シリアル番号 ABCDEFGH123456789 (記載なし)

	原動機型式打刻位置 (打刻届出に係る位置 に打刻した場合を除く。)	原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上 面前部	原動機型式打刻位置 シリンダーブロック上 面前部
13. 土砂以外の物品を専用に運搬するダンプ	土砂を運搬しない旨	積載物品名 土砂以外	土砂以外
14. 熱害対策装置等を有する自動車であって、次の各号に掲げるもの(並行輸入自動車等、諸元表等による識別が困難なものに限る。)			
(1) 断続器の形式が接点式のため熱害対策装置等の装着が必要なもの	断続器の形式が接点式である旨	接点式	その他
(2) 断続器の形式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により OBD II システムを備えていることが確認されたもの	OBD II システムを備えている旨	接点式、OBD2	その他
(3) 断続器の形	失火検知システムを備	接点式、失火警報	その他

式が接点式であって、公的試験機関の試験結果により失火検知システムを備えていることが確認されたもの	えている旨		
(4) 公的試験機関の試験結果により細目告示第 41 条第 2 項第 3 号、第 119 条第 2 項第 3 号又は第 197 条第 2 項第 3 号ただし書き中「異常温度以上に上昇することを防止する装置」に該当することが確認されたもの	燃料カット方式の異常温度上昇防止装置を備えている旨	接点式、異常温度上昇防止システム搭載車（燃料カット方式）	その他
15. 平成 10 年騒音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 (15-1. に掲げる自動車を除く。)	騒音規制に適合している旨及び近接排気騒音規制値	平成 10 年騒音規制車 近接排気騒音規制値 96dB	平成 10 年騒音 96dB
15-1. 平成 28 年騒	・騒音規制に適合してい	・平成 28 年騒音規制	平成 28 年騒音 M1A1A

音規制適合自動車及びそれ以降に規制強化がなされた騒音規制適合自動車 ※1	る旨 ・騒音カテゴリ ・UN R51 に基づき測定された近接排気騒音値 ※2 ・相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※3 ・絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数 ※4 ・消音器の加速走行騒音性能規制が適用される旨	車、騒音カテゴリ M1A1A／近接排気騒音値 85dB／測定回転数 3,750rpm (旧基準適用時測定回転数 4,500rpm) ・マフラー加速騒音規制適用車	85dB 3,750rpm (旧) 4,500rpm マフラー加速適用車
16. 車いすを車体に固定することができる装置を有する自動車(車いす専用のスペースを有するものに限る。)	車いすを固定するための装置を有する旨	車いす固定装置付 (1基)	車いす固定装置付
17. 用途区分通達 4-1-1 及び 4-1-2 に掲げる自動車	使用者を変更した場合において、変更後の使用者の事業等が変更前の使用者の事業等と異なる場合には、当該自動車の用途及び車体の形状が変更となる場合がある旨	この自動車は、使用者の事業により特種用途に該当	特種用途(使用者限定)
18. 用途区分通達 4-1-3(3) 及び (4) に掲げる自動車 (19. に掲げる場合を除く。)	平成 13 年から施行される構造要件が適用される旨	平成 13 年特種構造要件適用車	平成 13 年特種構造要件適用車

19. 用途区分通達 4-1-3(4) に掲 げる自動車 のうちのキャン ピング車	平成 15 年から施行され る構造要件が適用され る旨	平成 15 年特種構造要 件適用車	平成 15 年特種構造要 件適用車
20. 自主防犯活動 用自動車	自主防犯活動に使用す る自動車である旨	自主防犯活動用自動車	自主防犯活動用
21. 「自動車の排 出ガス低減性 能を向上させ る改造の認定 実施要領」(平 成 19 年国土交 通省告示第 131 号。以下「排ガ ス低減性能向 上改造認定実 施要領」とい う。) 第 3 条の 規定により、認 定を受けた改 造を行った自 動車	排ガス低減性能向上改 造が行われている旨 排ガス低減性能向上改 造の認定番号及び低減 性能向上改造証明書の 交付番号	排ガス低減性能向上改 造有 認定番号 MLIT-RLEV-1 交付番号 123	その他
22. 1-4 の規定に より、二輪自動 車の保安基準 を適用する自 動車	二輪自動車の基準を適 用する旨	二輪自動車の保安基準 を適用	二輪車基準適用
23. 走行距離計を 備える自動車 (最高速度 20km/h 未満の 自動車及び被 けん引自動車			

を除く。)であ って次の各号 に掲げるもの			
(1) 2-10(1)①、 ②又は③に掲 げる検査を受 ける自動車	走行距離計の表示値 (検査申請日)	走行距離計表示値 9,000 k m (平成 21 年 1 月 5 日)	(記載なし)
(2) 走行距離計 の表示値が前 回の表示値を 下 回 る も の ((1) の自動車 に限る。)	走行距離計表示値のう ち最大値 (検査申請日)	走行距離記録最大値 200,000km (平成 29 年 1 月 1 日)	(記載なし)
24. 算定燃費値取 得済証の交付 を受けて、類型 を特定した特 定改造自動車	燃費値の算定を受けた 特定改造自動車である 旨及び算定済証記載の 改造車等燃費算定番号・ 区分番号	90001・0001(算定燃費 値取得済特定改造自動 車)	算定燃費
25. 排出ガス値及 び燃費値に影 響を与える原 動機、一酸化炭 素等発散防止 装置、動力伝達 装置又は燃料 の種類に変更 が行われたこ とを、新規検査 若しくは予備 検査又は構造 等変更検査時 に公的試験機 関の試験結果 又は現車によ	排ガス燃費影響装置等 に変更がある旨	排ガス燃費影響装置等 変更	排ガス燃費影響装置等 変更

り確認した型式指定自動車又は一酸化炭素等発散防止装置指定自動車〔自動車排出ガス規制の識別記号が3桁以上の自動車に限る〕			
26. 平成 22 年 4 月 1 日以降に製作された自動車	消音器の加速走行騒音性能規制（以下「マフラー加速騒音規制」という。）が適用される旨	マフラー加速騒音規制適用車	マフラー加速適用車
27. 多仕様自動車（出荷検査証が発行されたものであって、発行日から起算して11か月を経過しないものに限る。）	適用する保安基準の判定年月日（出荷検査証発行日）※5	保安基準適用年月日平成 28 年 11 月 1 日	保安基準適用日平成 28 年 11 月 1 日
28. 法第 41 条第 2 項に定める自動運行装置を備えた自動車			
(1) 指定自動車等であって、自動運行装置（走行環境条件を含む。）に係る変更がないもの及び法第 99 条の 3 第 1 項の規定による許可を受け、	自動運行装置搭載車である旨	自動運行装置搭載車	自動運行装置搭載車

特定改造等を行ったもの (2) (1)以外のもの	自動運行装置搭載車である旨 走行環境条件付与書の文書番号及び付与年月日	自動運行装置搭載車 近運技第 123 号 令和 2 年 4 月 1 日	自動運行装置搭載車
29. 施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 29 号の規定に基づく自動車	施行規則第 35 条の 3 第 1 項第 29 号の規定に基づく自動車である旨	この自動車の装置の一部は、長さ 2.5m、幅 1.3m、高さ 2m を超えない軽自動車であって、最高速度 60km 毎時以下のもののうち、高速自動車国道等において運行しないものとして基準への適合性の判定を行っています。	高速道路等走行不可
30. 令和 3 年 10 月 1 日（輸入自動車にあっては令和 4 年 10 月 1 日）以降に指定を受けた型式指定自動車及び多仕様自動車（指定を受けた時点における細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」1. に規定する対象装置の性能が令和 3 年 9 月 30 日（輸入自	OBD 検査の対象である旨及び OBD 検査が開始となる年月日	OBD 検査対象車 OBD 検査開始年月日 令和 6 年 10 月 1 日	OBD 検査対象

動車にあつては 令和4年9月30 日)以前に指定 を受けた型式指 定自動車又は多 仕様自動車と同 一であるもの並 びに二輪自動 車、側車付二輪 自動車及び大型 特殊自動車を除 く。)			
31. OBD 検査対象 車であったが、 構造装置の改造 等により、OBD 検 査対象外となっ た自動車	OBD 検査の対象外である 旨	OBD 検査対象外車	(記載なし)

※1 15-1. の内容は、新たに運行の用に供しようとする自動車の初めての検査の際に確認したものを記録する。

※2 近接排気騒音値は、それぞれに掲げる書面等に記載された整数位(小数第1位四捨五入)までを騒音値とする。

なお、複数の近接排気騒音値が記載されている場合にあっては、最大値とする。

自動車(三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。)

① 指定自動車等

ア 諸元表

イ 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表

ウ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示

② 指定自動車等以外の自動車

ア 認定証

イ COC ペーパー(車両データプレート内又はその近くに表示されているUN R51 に基づく㊦マーク(UN R51-03 以降のものに限る。))が確認できる場合に限る。)

ウ 加速走行騒音試験結果成績表の提出がある場合には、当該成績表

エ 細目告示別添112「後付消音器の技術基準」に規定する市街地加速走行騒音有効
防止後付消音器に係る性能等確認済表示がある場合には、当該表示

オ 自動車製作者が発行した技術基準等適合証明書

※3 相対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数
位（小数第1位切り上げ）までの値を記録する。

区分	記録する回転数
① 原動機の最高出力時の回転数が毎分 7500 回転以上の自動車	最高出力時の回転数の 50% の回転数
② 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車であって、原動機の最高出力時の回転数が毎分 5000 回転を超え 7500 回転未満のもの	3750 回転
③ ①及び②以外の自動車	最高出力時の回転数の 75% の回転数
④ 過回転防止装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①から③までに定める回転数に達しないもの	過回転防止装置が作動する回転数の 95% の回転数
⑤ ④の自動車であって、アイドリング時において加速ペダルの操作により原動機回転数を任意の回転数に調整することができないもの	過回転防止装置が作動する回転数

※4 絶対値規制を適用するときの近接排気騒音の測定回転数は、次の区分に応じた整数
位（小数第1位切り上げ）までの値を記録する。

区分	記録する回転数
① 二輪自動車及び側車付二輪自動車以外の自動車	最高出力時の回転数の 75% の回転数
② 過回転防止装置を備えた自動車であって、当該装置の作動により原動機の回転数が①に定める回転数に達しないもの	過回転防止装置が作動する回転数

※5 2-5-2(1)の規定を適用したものにあっては、保安基準の判定年月日を「令和 6 年 3
月 31 日」とする。

(2) 下表の「装置の性能等」欄に掲げる内容に関し、2-18 ただし書の規定により破壊試験による適合性の判断を行わず、「審査事務規程より適用した規定」欄に掲げる規定により判断を行った場合は、軽自動車検査票 2 の備考欄に「記録例」欄の例により記載し、「記録例」及び「記載例」欄の例により自動車検査証等に記録するものとする。

ただし、自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載するものとする。

装置の性能等	審査事務 規程より 適用した 規定	記録例	記載例	備考 欄コード
① 衝突時のかじ 取装置の乗員保 護に係る性能等	7-13-1- 2(5)	この自動車に備える かじ取装置は、保安基 準第1条の3ただし書 の規定により、衝撃 吸収式かじ取装置の 基準への適合性の判 定に当たり同一の構 造を有する装置に対 する破壊試験を行っ ていません。	破壊試験未実施車	468
② 衝突時等にお ける燃料漏れ防 止に係る性能等	7-23-1- 2(5)	この自動車に備える 燃料装置は、保安基準 第1条の3ただし書の 規定により、衝突時等 の燃料漏れ防止の基 準への適合性の判定 に当たり同一の構造 を有する装置に対す る破壊試験を行って いません。	破壊試験未実施車	460
③ 衝突時等にお ける圧縮水素ガ スの燃料漏れ防 止に係る性能等	7-25-1- 2(5)	この圧縮水素ガスを 燃料とする自動車に 備える燃料装置は、保 安基準第1条の3ただ し書の規定により、衝 突時等の燃料漏れ防 止の基準への適合性 の判定に当たり同一 の構造を有する装置 に対する破壊試験を 行っていません。	破壊試験未実施車	469
④ 衝突時等にお	7-26-1-	この自動車に備える	破壊試験未実施車	471

ける高電圧による乗員保護に係る性能等	2-2(3)	電気装置は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時の高電圧による乗車人員の保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。		
⑤ 前面衝突時の乗員保護に係る性能等	7-29-1(3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	破壊試験未実施車	461
⑥ オフセット衝突時の乗員保護に係る性能等	7-30-1(3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、オフセット衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	破壊試験未実施車	470
⑦ 側面衝突時の乗員保護に係る性能等	7-31-1(3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判	破壊試験未実施車	462

		定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。		
⑧ ポールとの側面衝突時の乗員保護に係る性能等	7-32-1(3)	この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、ポールとの側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	破壊試験未実施車	476
⑨ 歩行者保護に係る性能等	7-33-6-1(4)	(頭部保護のみの場合) この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	破壊試験未実施車	467
	7-33-1(4)	(頭部及び脚部保護の場合) この自動車に備える車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、歩行者頭部及び脚部保護の基準への適合性の判定に当たり同一の	破壊試験未実施車	475

		構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。		
⑩ ②又は③及び⑤により判断を行った場合	7-23-1-2(5) 7-25-1-2(5) 7-29-1(3)	この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び前面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	破壊試験未実施車	472
⑪ ②又は③、⑤及び⑦により判断を行った場合	7-23-1-2(5) 7-25-1-2(5) 7-29-1(3) 7-31-1(3)	この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準並びに前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。	破壊試験未実施車	473
⑫ ②又は③及び⑦により判断を行った場合	7-23-1-2(5) 7-25-1-2(5) 7-31-1(3)	この自動車に備える燃料装置並びに車枠及び車体は、保安基準第1条の3ただし書の規定により、衝突時等の燃料漏れ防止の基準及び側面衝突時の	破壊試験未実施車	474

		乗員保護の基準への適合性の判定に当たり同一の構造を有する装置に対する破壊試験を行っていません。		
--	--	---	--	--

- (3) 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量を算出した場合は、次の例により軽自動車検査票 2 の備考欄に記載し、自動車検査証等に記録（自動車予備検査証及び限定自動車検査証の備考欄については、記録例により記載）するものとする。

ただし、他の書面等で算出した場合であって、次の例が記載されているものにあつては、この限りではない。

なお、各記号の意味は次のとおりとする。

m : 牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量 (kg)

M : 牽引自動車の車両総重量 (kg)

M' : 牽引自動車の車両重量 (kg)

W d : 牽引自動車の駆動軸重 (kg)

KW : 牽引自動車の諸元表等に記載された原動機の最高出力 (kW)

V : 牽引自動車の諸元表等に記載された制動初速度 (km/h)

S v : 牽引自動車の諸元表等に記載された V km/h からの制動距離 (m)

a : 牽引自動車の諸元表等に記載された減速度 (m/s^2)。ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であつてその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であつて、制動距離及び減速度が不明な場合は、測定した牽引自動車の制動力を M で除した値とする。

F S : 牽引自動車の諸元表等に記載された駐車ブレーキ力 (N)。ただし、新規検査又は予備検査を受ける自動車であつてその検査において制動装置に係る基準に適合することが明らかな自動車又は有効な自動車検査証が交付されている自動車であつて、操作力が細目告示に規定された値よりも小さいもの場合は、細目告示に規定された操作力による駐車ブレーキ力を比例計算により求めた値とする。なお、駐車ブレーキ力が不明なもの場合は、測定した値を用いるものとする。

(例)

備考欄

(記録例)

けん引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、主ブレーキありの場合及び主ブレ

ーキなしの場合、それぞれ 1,000kg 及び 500kg とする。

(記載例)

牽引可能車両総重量

- ① 主ブレーキを備えた牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次のアからオまでで算出された重量以下の申請された値(10kg 未満は切捨て)とする。

ア $0.85FS - M = m$

イ $7.36 \left[\frac{V^2}{147 (Sv - 0.1V)} - 1 \right] M = m$

ただし、制動距離が諸元表等に記載されていない自動車にあつては、次式により算出する。

$$7.36 \left[\frac{a}{5.67} - 1 \right] M = m$$

ウ $164.51 \times KW - 1900 - M = m$

エ $4 \times Wd - M = m$

オ $1,990 = m$

- ② 主ブレーキを省略した牽引可能なキャンピングトレーラ等の車両総重量は、次のアからカまでで算出された重量以下の申請された値(10kg 未満は切捨て)とする。

ア $0.85FS - M = m$

イ $\left[\frac{V^2}{147 (Sv - 0.1V)} - 1 \right] M = m$

ただし、制動距離が諸元表等に記載されていない自動車にあつては、次式により算出する。

$$\left[\frac{a}{5.67} - 1 \right] M = m$$

$$\text{ウ } M' / 2 = m$$

$$\text{エ } 164.51 \times KW - 1900 - M = m$$

$$\text{オ } 4 \times Wd - M = m$$

$$\text{カ } 750 = m$$

- (4) 持込検査の結果、限定自動車検査証を交付する場合には、軽自動車検査票 1 にその旨を記載し、次のとおり限定自動車検査証に記載するものとする。

なお、②記載文中の「〇年〇月〇日」は、継続検査の申請の際に提出された自動車検査証の有効期間の満了する日とする。

- ① 新規検査又は予備検査の結果交付するもの

「この限定自動車検査証では運行することはできません」

- ② 継続検査の結果交付するもの

ア 継続検査の結果交付する限定自動車検査証の有効期間より、提出された自動車検査証の残存有効期間が多い場合

「限定自動車検査証の有効期間内において、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます。なお、申請の際に提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です」

イ 継続検査の結果交付する限定自動車検査証の有効期間が、提出された自動車検査証の有効期間の満了日を超える場合

「〇年〇月〇日（申請の際提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日）までの間に、必要な整備を行う場合又は継続検査の申請をする場合に運行できます」

ウ 自動車検査証の有効期間の満了日後に限定自動車検査証を交付する場合

「この限定自動車検査証では運行することはできません。なお、申請の際に提出のあった自動車検査証の有効期間の満了する日は、〇年〇月〇日です」

- (5) 継続検査の申請があった自動車について、当該自動車の自動車検査証の備考欄に受検種別、定期点検整備実施状況及び受検形態を次のとおり記録するものとする。

- ① 保安基準適合証（保安基準適合証に記載されるべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を含む。）又は限定保安基準適合証の提出があった自動車

[受検種別]	[検査時の点検整備実施状況]	[受検形態]
指定整備車	点検整備記録簿記載あり	指定整備工場
指定整備車（限定保安基準適合証の提出）		

(注) 限定保安基準適合証の提出があった自動車については、受検種別のみ記録する。

② その他の自動車

[受検種別]	[検査時の点検整備実施状況]	[受検形態]
持込検査車	点検整備記録簿記載あり	認証整備工場
	点検整備記録簿記載なし	
	点検整備記録簿記載あり	使用者
	点検整備記録簿記載なし	
	点検整備記録簿記載あり	その他（使用者以外の者により受検が代行された場合）
	点検整備記録簿記載なし	

- (6) 従前の規程による取扱いにより交付された自動車検査証等の備考欄については、3-3-1 から 3-3-15(5) までにより交付されたものとみなして、法第 67 条第 1 項の規定による記録事項の変更についての変更記録は要さないものとする。

3-3-16 許容荷重欄

許容荷重は、指定自動車等にあつては諸元表に記載された許容限度とし、指定自動車等以外の自動車にあつては、自動車製作者等が定めた値とする。

また、改造等により当該諸元表の構造及び装置と受検車両の構造及び装置が相違することにより許容限度に影響を与えるおそれがある場合には、提示のあった書面等を審査し、適当と認められる許容限度とすることができる。

3-3-17 有効期間

有効期間の起算日について施行規則第 44 条第 1 項ただし書きの規定による有効期間の満了する日の 2 月前の日は、下表の例に示すところによるものとする。

(例)

自動車検査証の有効期間の満了する日	自動車検査証の有効期間の満了する日の 2 月前の日
1 月 30 日及び 31 日	11 月 30 日
2 月 15 日	12 月 15 日
4 月 29 日及び 30 日	2 月 28 日（閏年にあつては 29 日）
8 月 30 日及び 31 日	6 月 30 日

3-4 検査結果の通知

3-4-1 検査結果通知

検査結果の通知は、検査当日に行うものとする。

3-4-2 適合

持込検査を行った場合において、自動車の構造及び装置が保安基準に適合すると認め

られ、かつ、2-6-3 (3) ①に掲げる事由に該当しないときは、軽自動車検査票 1 又は検査結果通知書 2 (障害等により高度化システムによる検査が行えない場合は軽自動車検査票 2) の該当する所定の箇所に検査担当者印の押印を行うとともに、高度化システムにより適合の入力を行うものとする。

この場合において、当日中に自動車検査証の交付又は返付が行えない事由がある場合にあっては、受検者と内容について確認するものとし、当該自動車の検査合格日から起算して 15 日以内 (有効な限定自動車検査証の提出があった場合は、当該限定自動車検査証の有効期間が満了する日まで) であれば、既に通知を行った検査結果通知情報及び軽自動車検査票を有効なものとして処理して差し支えない。

なお、再入場による検査を行った場合において、保安基準に適合すると認めたときは、該当する構造又は装置を検査した者が軽自動車検査票又は検査結果通知書の適合しない旨の記載を抹消することなく、軽自動車検査票の所定の箇所へ検査担当者印の押印を行うとともに、高度化システムにより適合の入力を行うものとする。

3-4-3 不適合

持込検査を行った場合において、自動車の構造又は装置が保安基準に適合すると認められないときは、高度化システムから出力された検査結果通知書により受検者に通知するものとする。

ただし、出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票の当該項目を「○」で囲む等により保安基準に適合しない部分及び不具合の状況が容易に分かるように記載し、受検者に説明するものとする。

3-4-4 使用停止

持込検査を行った場合において、当該自動車が次に掲げる事例のように明らかに危険な状態で運行されると認められるときは、法第 71 条の 2 第 1 項の規定により当該自動車の使用を停止する必要があると認める場合として、軽自動車検査票 1 の備考欄に「使用停止」と朱書きにより記載するものとする。

- ① ロッド及びアーム類の脱落等かじ取装置の著しい損傷
- ② ブレーキ系統が失陥している等による制動能力の著しい不足
- ③ 燃料ホース・燃料パイプの切損、容易に修復できない燃料タンクの亀裂等による燃料装置からの著しい燃料漏れ

なお、当該自動車の自動車検査証を複写したものに「使用停止」と朱書きにより記載し、これを手渡すものとする。

また、当該修理が行われた旨の申告があった際は、6-2 の規定により限定自動車検査証を交付するものとする。

3-4-5 検査中断

- (1) 検査途中において 2-1 (4) 若しくは (7) の措置を講じた場合又は 2-6-3 (3) ⑤、2-7 (7)、2-8-2 (5)、2-9 (2)、2-12-2 (6) ④、2-12-2 (8) ①、2-13-1 (1) ③、2-13-1 (2) ⑥、

2-14-1 (5)、2-15-1 (5)、2-19(2)、2-21-4 及び 2-22(1)の規定に基づき、受検者に対し検査できないため検査を中断する旨を通告した場合には、その理由又は 2-1(1)若しくは(3)に該当する番号等のいずれかが記載された検査結果通知書にて受検者に通知するものとする。

ただし、出張検査又は障害等により高度化システムを使用できない場合は、軽自動車検査票にて受検者に説明するものとする。

この場合において、2-9(2)、2-12-2(6)④、2-15-1(5)及び 2-22(1)の規定に基づく通告の理由は、それぞれ①、②及び③の例によるものとする。

- ① 「車台番号相違」若しくは「車台番号相違のおそれ」又は「原動機型式相違」若しくは「原動機型式相違のおそれ」
 - ② 「仕様書の提示なし」又は「仕様書と相違あり」及び「相違する装置名」
 - ③ 「外観図、各装置の詳細図なし」又は「外観図と相違あり」及び「相違する装置名」
- (2) (1)の規定による通知ができない場合であって、他の事務所等における申請が予想されるときは、高度化システムにより検査中断の通知ができない理由を入力する。

ただし、出張検査又は障害等により高度化システムが使用できない場合は、新たな軽自動車検査票 2 を用い、備考欄に車両番号又は車台番号及び検査中断の通知ができない理由を記載し、他の事務所に通知するものとする。

- (3) 初回の検査を行った日から起算して 15 日以内に受検者から適正な検査が可能となった旨の申し出があった場合は、新たに 2-6-2 に規定する手数料を徴収しないものとし、軽自動車検査票 1 の検査に支障のない部分に受付日付印を押印し、検査を再開するものとする。

なお、検査を中断する前に検査済みの装置等については、検査を省略することができる。

3-4-6 記録事項の変更等に係る通知

2-19 の規定による確認を実施した場合には、3-4-2 から 3-4-5 までの規定にかかわらず、その結果を受検者に説明するものとする。

第 4 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

4-1 適用

- (1) 指定自動車等について新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）の保安基準適合性の判定は、審査事務規程第 6 章及び第 9 章の規定を準用して適用するものとする。

ただし、審査事務規程 7-124 の規定による最大積載量の算出にあたっては、その

最大値を 350 kg とする。(次項及び第 3 項において同じ。)

また、審査事務規程 7-6-1(3)②の規定による傾斜角度計算により算出する場合における前車輪を揚げたときの揚程については、「60cm 以上」を「40cm 以上」と、審査事務規程 7-52-1(1) ②の規定は「専ら砂利、土砂の運搬に用いる軽自動車の荷台（荷台が傾斜するものに限る。）であって、当該自動車の最大積載量を当該荷台の容積（0.1 m³未満は切り捨てるものとする。）で除した数値が、1.3 t / m³未満のもの」と、それぞれ読み替えるものとする。

- (2) 指定自動車等以外の自動車について、新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合を除く。）の保安基準適合性の判定は、審査事務規程第 7 章及び第 9 章の規定を準用して適用するものとする。
- (3) 新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合に限る。）、継続検査及び構造等変更検査に係る検査の保安基準適合性の判定は、審査事務規程第 7 章及び第 9 章の規定を準用して適用するものとする。
- (4) (3) の場合において、次に掲げる全てを満たすと認められる部分については、(3) の規定にかかわらず、第 5 章の規定を適用するものとする。
 - ① 自動車又はその部品の改造、装置の取付け又は取外しその他これらに類する行為により、構造、装置又は性能に係る変更が行われていない部分
 - ② 構造又は取付に関する定量要件に影響を及ぼす損傷等が生じていない部分
 - ③ 用途、車体の形状又は使用方法等の変更があった自動車においては、その前後で適用される基準に相違がない部分
- (5) 保安基準第 56 条第 4 項の規定により認定を受けた自動車について、当該認定が効力を失った後の初めて、新規検査又は予備検査（法第 16 条の規定による一時抹消登録を受けた自動車又は法第 69 条第 4 項の規定により自動車検査証が返納された自動車の新規検査又は予備検査に係る検査を行う場合に限る。）を行う場合には、当該認定の対象となっていた構造、装置又は性能に関する部分については、(4) の規定は適用しない。

第 5 章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査

(改造等による変更のない使用過程車)

5-1 適用

4-1(4) の規定を適用する検査の保安基準適合性の判定は、審査事務規程第 8 章及び第 9 章の規定を準用して適用するものとする。

第 6 章 車両番号の指定等、自動車検査証等の交付等に係る処理

6-1 車両番号の指定等

新規検査に合格した自動車及び自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付をする自動車並びに自動車検査証の変更記録申請に伴い車両番号が変更となる自動車及び車両番号標が滅失し、き損し、又はその識別が困難となった、又は次に掲げる理由により車両番号の変更の申請があった自動車には、施行規則第 36 条の 17 の規定によるほか、別に定める「検査対象軽自動車の車両番号の指定等に関する達」（平成 16 年 11 月 1 日付け理事長達第 18 号）により車両番号を指定し、又は変更するものとする。

- (1) 車両番号の分類番号が二字以下の自動車であって施行規則第 1 号様式備考(3)及び第 12 号様式備考(3)の規定に基づき、「自動車登録番号標及び車両番号標の塗色を定める告示」（平成 29 年 2 月 13 日国土交通省告示第 99 号）により国土交通大臣の定める塗色とした車両番号標へ交換申請があった場合。

6-2 限定自動車検査証の交付

- (1) 持込検査の結果、不適合の通知を行ったときは、限定自動車検査証を交付するものとする。この場合において、限定自動車検査証の有効期間の起算日は、不適合の通知を行った日とする。ただし、検査当日のうちに 2-11 に規定する再入場を認める場合は、限定自動車検査証を交付しないことができるものとする。

なお、当該自動車が自動車点検基準（昭和 26 年運輸省令第 70 号）別表第 8 に該当する状態が複数ある等自動車全体の劣化・摩耗が進行していると認められるときはこの限りでない。

- (2) 限定自動車検査証を交付するときは、次の各号によるものとする。
 - ① 自動車検査証又は限定自動車検査証（新規検査又は予備検査にあつては自動車検査証返納証明書）と電子情報処理システムから出力した限定自動車検査証（その 1）を照合する。
 - ② 電子情報処理システムから出力した限定自動車検査証（その 2）の保安基準に適合しない部分の欄に、手書きにて軽自動車検査票 1 の保安基準に適合しない部分を記載する。

この場合において、高度化システムを用いて検査状況を記録した車両にあつては、検査結果通知書 1（疑義が生じた場合は高度化システムにより検査結果通知情報を確認）を確認し、限定自動車検査証（その 2）に保安基準に適合しない部分を記載する。

なお、提出された自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-3 自動車重量税の納付

新規検査及び自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付並びに継続検査、臨時検

査及び構造等変更検査による自動車検査証の返付は、自動車重量税法第 8 条又は第 10 条の 2（OSS 申請をする場合に限る。）の規定により自動車重量税を納付した後でなければ行わないものとする。

6-3-1 自動車重量税の納付の確認等

(1) 自動車重量税法第 8 条の規定による納付の確認等は、自動車重量税関係法令によるほか、次によるものとする。

- ① 自動車重量税は、自動車重量税印紙を自動車重量税納付書に貼付して納付させること。
- ② 自動車重量税納付書は所定の欄に記載があることを確認すること。
- ③ 自動車重量税印紙が貼付された自動車重量税納付書の提出があったときは、自動車重量税納付書に貼付された自動車重量税印紙が真性のものであること及び貼付された自動車重量税印紙の額が当該自動車に課されるべき自動車重量税の額と相違していないことを確認し、当該自動車重量税納付書の紙面と自動車重量税印紙の彩紋にかけ受付日付印をもって消印すること。

(2) 自動車重量税法第 10 条の 2 の規定による納付の確認は、申請者から納付された自動車重量税納付情報を財務省が所有する歳入金電子納付システムから取得することによって確認するものとする。

6-3-2 非課税自動車の取扱い

昭和 49 年 4 月 30 日以前に法第 97 条の 3 第 1 項又は法第 60 条第 1 項の規定により車両番号の指定を受けたことがある自動車については、非課税自動車として取扱うものとする。

この場合において、自動車重量税納付書には、非課税自動車である旨の記述をした上で受付日付印を押印すること。

6-3-3 自動車重量税の還付

租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 90 条の 15 第 4 項及び租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 51 条の 5 第 7 項の規定により、還付金を受けようとする使用済自動車の所有者に、解体届出と同時に、自動車重量税還付申請書を軽自動車検査協会に対し提出させるものとする。

6-4 自動車損害賠償責任保険契約等の確認

新規検査及び自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付並びに継続検査、臨時検査及び構造等変更検査による自動車検査証の返付は、自動車損害賠償保障法（昭和 30 年法律第 97 号）第 9 条及び第 9 条の 5 の規定により、自動車損害賠償責任保険証明書の保険期間又は自動車損害賠償責任共済証明書の共済期間が当該自動車検査証に記録する有効期間の全部と重複するものでなければ行ってはならない。

6-5 放置違反金滞納情報の確認

(1) 継続検査後の自動車検査証の有効期間の更新又は構造等変更検査後の記録事項

を変更した自動車検査証の返付であって、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 51 条の 7 第 2 項の規定に基づく放置違反金の滞納によって、自動車検査証の有効期間の更新又は記録事項を変更した自動車検査証の返付ができない場合には、自動車検査証の備考欄（備考欄に記載できない場合は余白部分等）に「放置違反金滞納情報あり」である旨の記載と受付日付印を押印し、申請書並びに添付書面（軽自動車検査票を除く。）を申請者に返却するものとする。

なお、放置違反金の納付後に、再度申請が行われ、当該検査の合格日から起算して 15 日以内の場合は、回収済の軽自動車検査票が有効なものとして処理して差し支えない。この場合において、放置違反金の滞納が無いことが確認されれば、新たに自動車検査証を発行し返付するものとする。

- (2) 継続検査申請にかかる限定自動車検査証交付の場合であって、申請に係る自動車が道路交通法第 51 条の 6 第 2 項の規定に基づく国家公安委員会から放置違反金滞納の通知を受けている場合には、限定自動車検査証の備考欄に「放置違反金滞納情報あり」である旨を記載し、限定自動車検査証を交付するものとする。

6-6 軽自動車税種別割の滞納がないことの確認

継続検査に係る自動車検査証の返付は、提示された軽自動車税（種別割）納税証明書等により軽自動車税種別割の滞納がないことを確認した後でなければ行わないものとする。

6-7 自動車検査証等の記録、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書及び検査記録事項等証明書の記載

自動車検査証等の記録、自動車検査証返納証明書、輸出予定届出証明書及び検査記録事項等証明書の記載は、第 3 章の規定による他、電子情報処理システムへ入力することにより行うものとする。

6-8 申請書等

6-8-1 申請書等の様式

検査等に係る申請書等の様式は、様式省令に定めるもののほか、次に掲げる様式についても、様式省令に定めるものと同様に使用することができるものとする。

- ① 様式省令に定められた軽第 2 号様式に準じた様式 7-2
- ② 様式省令に定められた軽第 4 号様式に準じた様式 7-4
- ③ 様式省令に定められた軽第 4 号様式の 2 に準じた様式 7-4-2
- ④ 様式省令に定められた軽第 4 号様式の 3 に準じた様式 7-4-3

6-8-2 申請書等の受理

検査等に関し、申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請による提出があったときは、申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請並びにこれらの添付書面（以下「申請書等」という。）に不備のないことを確認したうえ、当該申請書、請求書若しくは届出書又は光ディスク申請一覧に受付日付印を押印して受理するものとする。

OSS 申請により、6-9 及び 6-10 の規定による申請があった場合には、当該申請に必要な

提出書面が電磁的方法により提出された申請データに不備がないことを確認したうえ、受理するものとする。

申請に際し代理人申請を行う場合には、申請依頼書又はこれと同等の書面を提出させるものとする。

6-9 新規検査

6-9-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

(1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車（新車）

- ① 新規検査申請書（様式省令に定められた軽第 2 号様式、軽第 5 号様式又は様式 7-2 は、自動車の諸元等に変更があり必要な場合に限る。ただし、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合を除く。）
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書
- ③ 完成検査終了証（完成検査終了証が交付された場合に限る。ただし、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。）
- ④ 排出ガス検査終了証（排出ガス検査終了証が交付された場合に限る。ただし、排出ガス検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。）
- ⑤ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ⑥ 施行規則第 36 条第 5 項に係る書面
- ⑦ 施行規則第 36 条第 6 項に係る書面
- ⑧ 譲渡証明書（譲渡証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。）又は販売証明書等（以下「使用者であることを証する書面」という。）
- ⑨ 使用者の住所を証する書面（国若しくは地方公共団体の使用する自動車又は自動車運送事業の用に供する自動車の場合には不要。以下同じ。）

ア 使用者が個人の場合

発行されてから 3 ヶ月以内のものであって、住民票、印鑑（登録）証明書、大使館又は領事館若しくは官公署が発行したもので氏名及び住所が記載されたサイン証明書（写しでもよい。）

ただし、OSS 申請であって、公的個人認証サービスが発行する署名用電子証明書の送信があった場合は当該電子証明書

イ 使用者が法人の場合

- a 発行されてから 3 ヶ月以内のものであって、商業登記簿謄（抄）本若しくは登記事項証明書又は印鑑（登録）証明書（写しでもよい。）

ただし、OSS 申請であって、商業登記電子証明書の送信があった場合は当該電子証明書

- b a に掲げる書面が存在しない法人にあつては、発行されてから 3 ヶ月以内のものであって、公的機関が発行する事業証明書、営業証明書、課税証明書等又は電気・都市ガス・水道・固定電話料金領収書（写しでもよい。）

- ⑩ 申請依頼書等（代理人による申請、届出又は請求の場合。以下同じ。）
 ⑪ 保険証明書（保険証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。以下同じ。）
 ⑫ 自動車重量税納付書
 ⑬ 軽自動車検査票（自動車の提示が必要な場合に限る。）
 ⑭ その他の書面（次の左欄に該当する自動車にあつては、それぞれ右欄に示す書面。以下同じ。）

自動車の別	書 面
事業用自動車	事業用自動車であることを証する書面の写し（運輸支局、運輸監理部又は陸運事務所の確認印をもって代えることができる。）
道路運送法施行規則第 52 条の規定を受けた自家用自動車	許可を受けたことを証する書面の写し（運輸支局、運輸監理部又は陸運事務所の確認印をもって代えることができる。）
爆発性液体を運送するため車台にタンクを固定した自動車	当該タンクについて消防法第 11 条第 5 項の市町村等の行う完成検査に合格したことを証する書面
緊急自動車	公安委員会の指定申請済証明書又は届出済証明書等
道路維持作業用自動車	
自主防犯活動用自動車	警視總監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。）が交付した有効な証明書の写し
2-13 の規定による当日提出書面審査の対象となる自動車	新規検査等届出書、自動車を特定する書面及び当日提出書面審査に係る添付資料
2-15 の規定による改造自動車であらかじめ書面審査を受けた自動車	改造自動車等審査結果通知書及び改造等審査に係る添付資料
輸入車特別取扱自動車	輸入自動車特別取扱届出済書
2-14 の規定による並行輸入自動車であらかじめ書面審査を	自動車通関証明書、並行輸入自動車審査に係る添付資料

受けた自動車	
保線作業車	使用者が架装業者等に発注した架装の仕様書その他の実際に運行の用に供する際の架装状態を示す書面
軌道兼用車	

(2) 車両番号の指定を受けたことがある自動車

- ① 新規検査申請書（車両番号欄に返納時の車両番号を記載させるものとし、様式省令に定められた軽第2号様式、軽第5号様式又は様式7-2は、自動車の諸元等に変更があり必要な場合に限る。ただし、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合を除く。）
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書
- ③ 限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。）
- ④ 保安基準適合証又は限定保安基準適合証（保安基準適合証（保安基準適合証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。以下同じ。）又は限定保安基準適合証の提出がある場合に限る。）
- ⑤ 自動車検査証返納証明書、軽自動車届出済証返納証明書（交付を受けている自動車に限る。）又は軽自動車届出済証（昭和48年9月30日以前に交付を受けている自動車に限る。）
- ⑥ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ⑦ 使用者であることを証する書面（軽自動車検査証返納確認書を含む。）
- ⑧ 使用者の住所を証する書面
- ⑨ 点検整備記録簿
- ⑩ 保険証明書
- ⑪ 自動車重量税納付書
- ⑫ 申請依頼書等
- ⑬ 軽自動車検査票（自動車の提示が必要な場合に限る。）
- ⑭ その他の書面

6-9-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書にあつては収納済印影部分を含む。）に押印するものとする。
- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3の規定により行うものとする。
- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定し、自動車検査証に記録するものとする。

OSS 申請にあつては、電子情報処理システムにより申請車両を確定し、車両番号を指定後、自動車検査証に記録するものとする。

6-9-3 自動車検査証及び検査標章の交付

軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果、若しくは完成検査終了証又は自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の記載内容と電子情報処理システムから出力した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

なお、検査標章の表示箇所は、次の各号によるものとする。(以下第6章において同じ。)

- ① 前面ガラスの運転者席側上部で、車両中心から可能な限り遠い位置であり、前方かつ運転者席から見易い位置とする。

ただし、その位置が運転者の視野を妨げる場合は、運転者の視野を妨げない、前方かつ運転者席から見易い位置とする。

- ② 運転者室又は前面ガラスを有しない自動車については、自動車の後面に取りつけられた車両番号標の左上部の見易い位置とする。

ただし、道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和47年法律第62号）施行前の改正前の施行規則第14号様式の車両番号標を取付けた自動車の場合は、車体後面の左側で見易い位置とする。

6-10 継続検査

6-10-1 必要な書面

6-8-2に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 継続検査申請書
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（継続検査申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証
- ④ 保安基準適合証又は限定保安基準適合証（保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出がある場合に限る。）
- ⑤ 点検整備記録簿（保安基準適合証の提出がある場合を除く）
- ⑥ 保険証明書（保険証明書の提示を省略しない場合に限る。ただし、保安基準適合標章を交付した自動車であって、保険証明書の提示を省略しない場合は、当該保険証明書の写し。）
- ⑦ 軽自動車税（種別割）納税証明書、軽自動車税納税証明書又は納付に係る領収書（税関係機関の確認印をもって代えることができる。）
ただし、軽自動車税種別割を課した市町村（特別区を含む。）に、その額の納付の有無の事実を電磁的方法により確認することで行う場合を除く。
- ⑧ 自動車重量税納付書
- ⑨ 申請依頼書等

⑩ 軽自動車検査票（自動車の提示が必要な場合に限る。）

6-10-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、収納済印影部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、収納済印影部分））に押印するものとする。
- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3 の規定により行うものとする。
- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車検査証に記録するものとする。

この場合において、3-3-15(5)②の規定に基づき自動車検査証の備考欄に「点検整備記録簿記載なし」を記録する自動車（前面ガラスのない自動車を除く。）については、検査標章（裏面下部の余白部）に「法定点検未実施（車検時）」を記載するものとする。

OSS 申請にあつては、電子情報処理システムにより申請車両を確定するものとする。

6-10-3 自動車検査証の返付及び検査標章の交付

軽自動車検査票若しくは限定自動車検査証に記載された検査結果又は保安基準適合証及び自動車検査証又は限定保安基準適合証及び限定自動車検査証の記載内容と電子情報処理システムから出力した自動車検査証又は提出のあった自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証を返付及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を構ずるものとする。

ただし、電子情報処理システムを常設していない出張検査場において検査標章を交付する場合には、予め一括して検査標章を出力しておき、これを自動車検査証の返付をする際に同時に交付するものとする。

なお、保安基準適合証及び保険証明書に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合においては、登録情報処理機関に記載すべき事項の照会を行い処理することとする。軽自動車税種別割の滞納がないことの確認は、軽自動車税種別割を課した市町村（特別区を含む。）に、その額の納付の有無の事実を電磁的方法により確認することで行うことができる。

6-11 構造等変更検査

6-11-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- (1) 諸元欄事項以外にも変更がある場合
 - ① 自動車検査証変更記録申請書（様式省令に定められた軽第2号様式、軽第5号様式又は様式7-2は、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合を除く。）
 - ② 申請審査書

- ③ 譲渡証明書（所有者に変更がある場合に限る。）
- ④ 自動車検査証又は限定自動車検査証
- ⑤ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ⑥ 点検整備記録簿
- ⑦ 保険証明書
- ⑧ 自動車重量税納付書
- ⑨ 申請依頼書等
- ⑩ 軽自動車検査票
- ⑪ その他の書面

(2) 諸元欄事項以外には変更がない場合

- ① 自動車検査証変更記録申請書（様式省令に定められた軽第2号様式、軽第5号様式又は様式7-2は、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合は、諸元欄事項等への記入は不要とする。）
- ② 申請審査書
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証
- ④ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ⑤ 点検整備記録簿
- ⑥ 保険証明書
- ⑦ 自動車重量税納付書
- ⑧ 申請依頼書等
- ⑨ 軽自動車検査票
- ⑩ その他の書面

(3) (1)(2)の場合であって、自動車予備検査証の交付を受けている場合

- ① 自動車検査証変更記録申請書（様式省令に定められた軽第2号様式、軽第5号様式又は様式7-2は、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合を除く。）
- ② 申請審査書
- ③ 自動車予備検査証
- ④ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ⑤ 点検整備記録簿（車両番号の指定を受けたことがある自動車）
- ⑥ 申請依頼書等
- ⑦ 軽自動車検査票
- ⑧ その他の書面

6-11-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書にあつては収納済印影部分を含む。）に押印するものとする。

- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3 の規定により行うものとする。
- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を変更し（用途等の変更により車両番号の変更を伴う場合に限る。）、自動車検査証に記録するものとする。
なお、予備検査にあつては、自動車予備検査証番号を自動車予備検査証に記載するものとする。

6-11-3 自動車検査証及び検査標章又は自動車予備検査証の交付

軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果と電子情報処理システムから出力した自動車検査証又は自動車予備検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章又は自動車予備検査証を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証、限定自動車検査証又は旧自動車予備検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-12 臨時検査

6-12-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 臨時検査申請書
- ② 申請審査書（臨時検査申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証
- ④ 点検整備記録簿
- ⑤ 保険証明書
- ⑥ 自動車重量税納付書
- ⑦ 軽自動車検査票

6-13 予備検査

6-13-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- (1) 車両番号の指定を受けたことがない自動車
 - ① 自動車予備検査申請書（様式省令に定められた軽第 2 号様式、軽第 5 号様式又は様式 7-2 は、自動車の諸元等に変更があり必要な場合に限る。ただし、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合を除く。）
 - ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書
 - ③ 完成検査終了証（完成検査終了証が交付された場合に限る。ただし、完成検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供された場合を除く。）
 - ④ 排出ガス検査終了証（排出ガス検査終了証が交付された場合に限る。ただし、排出ガス検査終了証に記載すべき事項が電磁的方法により登録情報処理機関に提供

された場合を除く。)

- ⑤ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
 - ⑥ 施行規則第 36 条第 5 項に係る書面
 - ⑦ 施行規則第 36 条第 6 項に係る書面
 - ⑧ 所有者であることを証する書面
 - ⑨ 申請依頼書等
 - ⑩ 軽自動車検査票（当該自動車の提示が必要な場合に限る。）
 - ⑪ その他の書面
- (2) 車両番号の指定を受けたことがある自動車
- ① 自動車予備検査申請書（車両番号欄に返納時の車両番号を記載させるものとし、様式省令に定められた軽第 2 号様式、軽第 5 号様式又は様式 7-2 は、自動車の諸元等に変更があり必要な場合に限る。ただし、諸元等の情報が高度化システムにより電磁的に記録された場合を除く。）
 - ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書
 - ③ 限定自動車検査証（限定自動車検査証の交付を受けている場合に限る。）
 - ④ 保安基準適合証又は限定保安基準適合証（保安基準適合証又は限定保安基準適合証の提出がある場合に限る。）
 - ⑤ 自動車検査証返納証明書又は軽自動車届出済証返納証明書（交付を受けている自動車に限る。）
 - ⑥ 所有者であることを証する書面（軽自動車検査証返納確認書含む。）
 - ⑦ 申請依頼書等
 - ⑧ 点検整備記録簿
 - ⑨ 軽自動車検査票（当該自動車の提示が必要な場合に限る。）
 - ⑩ その他の書面

6-13-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書にあつては収納済印影部分を含む。）に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車予備検査証番号を指定し、自動車予備検査証に記載するものとする。

6-13-3 自動車予備検査証の交付

軽自動車検査票又は限定自動車検査証に記載された検査結果、若しくは完成検査終了証又は自動車検査証返納証明書及び保安基準適合証又は限定自動車検査証及び限定保安基準適合証の記載内容と電子情報処理システムから出力した自動車予備検査証を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-14 自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付

6-14-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 自動車検査証交付申請書（車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載させる。）
- ② 自動車予備検査証
- ③ 自動車検査証返納証明書又は軽自動車届出済証返納証明書（交付を受けている自動車に限る。）
- ④ 使用者であることを証する書面（軽自動車検査証返納確認書を含む。）
- ⑤ 使用者の住所を証する書面
- ⑥ 保険証明書
- ⑦ 自動車重量税納付書
- ⑧ 申請依頼書等
- ⑨ その他の書面

6-14-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3 の規定により行うものとする。
- (3) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を指定し、自動車検査証に記録するものとする。

6-14-3 自動車検査証及び検査標章の交付

申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力した自動車検査証を照合したうえ、自動車検査証及び検査標章を交付するものとする。

この場合において、自動車予備検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-15 自動車予備検査証の変更記録

6-15-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 自動車予備検査証変更記録申請書（車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載させる。）
- ② 自動車予備検査証又は限定自動車検査証
- ③ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ④ 譲渡証明書（所有者に変更がある場合に限る。）

6-15-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車予備検査証に記載するものとする。

る。

6-15-3 自動車予備検査証の交付

申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力した自動車予備検査証を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、旧自動車予備検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-16 自動車検査証の変更記録

6-16-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 自動車検査証変更記録申請書
- ② 自動車検査証又は限定自動車検査証
- ③ 算定燃費値取得済証（提出された場合に限る。）
- ④ 使用者の住所を証する書面
- ⑤ 申請依頼書等
- ⑥ 譲渡証明書又はその他の変更の事実を確認する書面

6-16-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、車両番号を変更し（使用の本拠の位置の変更、車両番号標の滅失等により車両番号の変更を伴う場合に限る。）、自動車検査証に記録するものとする。
- (3) 自動車検査証返納を前提とした自動車検査証変更記録申請の場合においては、自動車検査証を出力しないことができる。

6-16-3 自動車検査証又は限定自動車検査証の交付

申請書及び添付資料と電子情報処理システムから出力した自動車検査証、提出のあった自動車検査証又は限定自動車検査証を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-17 自動車検査証返納届出等

6-17-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- (1) 自動車検査証返納届出（(2)から(4)の場合を除く。）
 - ① 自動車検査証返納届出書
 - ② 自動車検査証又は限定自動車検査証（6-16-2(3)の場合を除く。）
 - ③ 申請依頼書等

- (2) 自動車検査証返納証明書交付申請
 - ① 自動車検査証返納証明書交付申請書
 - ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（自動車検査証返納証明書交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
 - ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証（6-16-2(3)の場合を除く。）
 - ④ 申請依頼書等
- (3) 自動車検査証返納・解体届出・自動車重量税還付申請
 - ① 解体届出書
 - ② 自動車検査証又は限定自動車検査証（6-16-2(3)の場合を除く。）
 - ③ 申請依頼書等及び委任状（自動車重量税還付申請であって、還付金の受領権限を委任する場合に限る。）
- (4) 解体等届出（滅失・用途廃止等）
 - ① 解体等届出書
 - ② 自動車検査証又は限定自動車検査証（6-16-2(3)の場合を除く。）
 - ③ 滅失等の事実を証する書面
 - ④ 申請依頼書等
- (5) 自動車検査証返納後の郵送による解体届出（自動車重量税還付申請を除く。）
 - ① 解体届出書
 - ② 解体届出（自動車重量税還付申請なし）の届出送付票（様式 8）
 - ③ 送返信用封筒（日本産業規格角形 2 号以上）

6-17-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、収納済印影部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、収納済印影部分））に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、6-17-1(2)は自動車検査証返納証明書、6-17-1(3)（自動車重量税還付申請の場合に限る。）は、自動車重量税還付申請書付表を出力するものとする。

6-17-3 自動車検査証返納証明書及び自動車重量税還付申請書付表の交付

- (1) 自動車検査証返納証明書を交付するときは、申請書と電子情報処理システムから出力した自動車検査証返納証明書を照合のうえ、交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。
- (2) 自動車重量税還付申請書付表 1 を交付するときは、申請書と電子情報処理システムから出力した自動車重量税還付申請書付表 1 を照合のうえ、交付するものとする。

この場合において、自動車検査証又は限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-18 輸出予定届出証明書交付申請

6-18-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 輸出予定届出証明書交付申請書
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（輸出予定届出証明書交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証
- ④ 申請依頼書等

6-18-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、収納済印影部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、収納済印影部分））に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、輸出予定届出証明書を出力するものとする。

6-18-3 輸出予定届出証明書の交付

申請書及び自動車検査証と電子情報処理システムから出力した輸出予定届出証明書を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、自動車検査証又は限定自動車検査証には、受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-19 輸出予定届出証明書返納届

6-19-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 輸出予定届出証明書返納届出書
- ② 輸出予定届出証明書
- ③ 申請依頼書等

6-19-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入するものとする。

6-20 再輸入見込届

6-20-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

- ① 再輸入見込届出書
- ② 自動車検査証

③ 施行規則第 40 条の 9 第 2 項に係る書面

④ 申請依頼書等

6-20-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。

(2) 電子情報処理システムに申請書を投入するものとする。

6-21 自動車検査証返納後の所有者変更記録申請

6-21-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

① 所有者変更記録申請書

② 譲渡証明書

③ 新所有者の住所を証する書面

④ 申請依頼書等

6-21-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分に押印するものとする。

(2) 電子情報処理システムに申請書を投入する。

6-22 検査記録事項等証明書交付請求

6-22-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

この場合において、申請書の記載事項を電子情報処理システムと照合するものとする。

① 検査記録事項等証明書交付請求書

② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（検査記録事項等証明書交付請求書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）

③ 申請依頼書等

6-22-2 受付日付印の押印及び処理

(1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、収納済印影部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、収納済印影部分））に押印するものとする。

(2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、検査記録事項等証明書を出力するものとする。

6-22-3 検査記録事項等証明書の交付

申請書と電子情報処理システムから出力した検査記録事項等証明書を照合したうえ、交付するものとする。

6-23 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の再交付

6-23-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。

この場合において、申請書の記載事項を電子情報処理システムと照合するものとし、(3)にあつては、申請書を自動車検査証（新規検査又は予備検査にあつては申請書）及び軽自動車検査票に添付されている検査結果通知書 1 と照合し 6-2(2)に準じて行うものとする。

(1) 自動車検査証の再交付

- ① 自動車検査証再交付申請書
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（自動車検査証再交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証（滅失の場合を除く。）
- ④ 申請依頼書等

(2) 自動車予備検査証の再交付

- ① 自動車予備検査証再交付申請書（軽第 3 号様式（車両番号欄に自動車予備検査証番号を記載させる。））
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（自動車予備検査証再交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車予備検査証（滅失の場合を除く。）
- ④ 申請依頼書等

(3) 限定自動車検査証の再交付

- ① 限定自動車検査証再交付申請書
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（限定自動車検査証再交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 限定自動車検査証（滅失の場合を除く。）
- ④ 申請依頼書等

6-23-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、収納済印影部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、収納済印影部分））に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証を出力するものとする。

この場合において、自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証（その 1）の備考欄に再交付の旨を記録するものとする。

6-23-3 自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証の交付

申請書と電子情報処理システムから出力した自動車検査証、自動車予備検査証又は限定自動車検査証と照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証、旧自動車予備検査証又は旧限定自動車検査証が提出されたときは、当該自動車検査証等には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-24 検査標章の再交付

6-24-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる書面の記載内容を確認するものとする。なお、き損し、又はその識別が困難となったことを事由とするときは、当該検査標章の提出を求めること。

- ① 検査標章再交付申請書
- ② 申請審査書又は申請手数料一括納付書（検査標章再交付申請書に収納済印影の表示を行わない場合に限る。）
- ③ 自動車検査証又は限定自動車検査証
- ④ 申請依頼書等

6-24-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を申請書の下部余白部分（手数料を必要とする申請にあつては、収納済印影部分（申請審査書又は申請手数料一括納付書の提出がある場合にあつては、収納済印影部分））に押印するものとする。
- (2) 電子情報処理システムに申請書を投入し、検査標章を出力するものとする。

なお、限定自動車検査証の提出があつた場合は検査標章及び限定自動車検査証を出力するものとする。

6-24-3 検査標章の交付

申請書と自動車検査証又は電子情報処理システムから出力した限定自動車検査証を照合したうえ、交付するものとする。

この場合において、旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

6-25 光ディスクによる申請

様式省令第7条第2項及び自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示に基づき、OCR（光学的文字読取装置をいう。）に代えて光ディスクによる申請の場合の受理にあたっては、それぞれ次に示す書面の記載内容を確認するものとする。

6-25-1 必要な書面

6-8-2 に規定する申請書等の受理にあたっては、次に掲げる光ディスクの記録内容及び書面の記載内容を確認するものとする。

- (1) 新規検査（車両番号の指定を受けたことのない型式指定自動車であつて、諸元事項に変更の無い車両に限る。）
 - ① 申請にかかる光ディスク

- ② 光ディスク申請一覧
- ③ 6-9-1(1)②以降の各号を準用する。(ただし、⑩を除く。)
- (2) 自動車検査証変更記録申請（氏名・名称、住所又は使用の本拠の位置のいずれかに変更がある場合に限る。）
 - ① 申請にかかる光ディスク
 - ② 光ディスク申請一覧
 - ③ 6-16-1の②以降の各号を準用する。(ただし、⑤を除く。)
- (3) 自動車検査証返納証明書交付申請
 - ① 申請にかかる光ディスク
 - ② 光ディスク申請一覧
 - ③ 6-17-1(2)の②以降の各号を準用する。(ただし、④を除く。)

6-25-2 受付日付印の押印及び処理

- (1) 受付日付印を光ディスク申請一覧の下部余白部分及び手数料を必要とする申請にあつては、申請手数料一括納付書の収納済印影部分に押印するものとする。
- (2) 自動車重量税納付書の確認等は、6-3の規定により行なうものとする。(6-25-1(1)の規定による申請に限る。)
- (3) 電子情報処理システムに光ディスクを投入し、車両番号を指定後(6-25-1(1)及び6-25-1(2)(使用の本拠の位置の変更により車両番号の変更を要するものに限る。))に、自動車検査証又は自動車検査証返納証明書を出力するものとする。

6-25-3 自動車検査証又は自動車検査証返納証明書の交付

完成検査終了証の記載内容(6-25-1(1)の規定によるものに限る。)、光ディスク申請一覧及び添付資料と電子情報処理システムから出力した自動車検査証又は自動車検査証返納証明書と照合したうえ、自動車検査証又は自動車検査証返納証明書を交付するものとする。

この場合において、旧自動車検査証又は旧限定自動車検査証には受付日付印等を押印するなどにより無効の措置を講ずるものとする。

第7章 電子情報処理組織による軽自動車検査ファイルへの記録

7-1 電子情報処理システム

電子情報処理組織による軽自動車検査ファイルに記録する検査対象軽自動車に係る検査等に関する第6章に係る事務処理は、電子情報処理システムにより、オンライン・リアルタイム処理方式により行うものとする。

7-2 電子情報処理システムへの入力

電子情報処理システムへの入力は、OCR、光ディスク又は電気通信回線を通じて行うものとする。

7-3 検査等事項の略号化等

電子情報処理システムに関する検査等に関する事項の一部は略号により、検査等に関する事項の表示に用いる文字等は、漢字、平仮名、アラビア数字、ローマ字等により記録するものとする。

7-4 検査記録内容等

- (1) 自動車検査証の備考欄の記録は、3-3-15 に掲げる例によるものとする。
- (2) 6-10-3 の規定により自動車検査証を返付したときは、電子情報処理システムに継続検査を受けた年月日並びに事務所等名を記録するものとする。
- (3) 軽自動車検査ファイルの記録事項の変更、訂正又は復元の処理は、記録の際に用いた申請書又は業務用申請書で行うものとする。

7-5 電子情報処理システムに重度の故障が発生した場合の特例等

電子情報処理システムが重度の故障等に陥り、電子情報処理システムから印字した自動車検査証等を交付できない場合は、電子情報処理システムが復旧してから自動車検査証等を出力し返付又は交付するものとする。

ただし、電子情報処理システムから印字せずに交付することが適当であると理事長が判断した場合は、継続検査に限り、自動車検査証又は限定自動車検査証（その 1）に有効期間を記入し、その記入した有効期間の末尾に事務所名小印を押印するとともに、限定自動車検査証（その 2）の車台番号の末尾に事務所名小印を押印し、自動車検査証を返付又は限定自動車検査証を交付できるものとする。

この場合において、検査標章を交付する場合にあつては、電子情報処理システムの一部を利用し印字して交付できるものとする。

第 8 章 臨時検査

8-1 適用

この章の規定は、臨時検査に係る検査を行う場合に適用する。

8-2 検査の実施の方法

臨時検査における臨時検査合格標章及び検査の実施方法については、その都度、理事長が定める。

第 9 章 雑則

9-1 自動車検査証用紙及び検査標章の管理

自動車検査証用紙及び検査標章の使用枚数については、電子情報処理システムによる出力枚数と日々照合するものとする。

9-2 申請書等の保存期間

申請書等の保存は以下によるものとし、申請書等の保存期間の起算日は申請届出された日以後、初めて迎える 4 月 1 日とする。

保存期間	申請書等（添付書面を含む。）
5 年	①解体届出書（返納と同時届出を含む。） ②自動車重量税納付書 ③自動車重量税還付申請書 ④被災した車両に係る自動車重量税の特例的な還付申請書
3 年	①新規検査申請書 ②予備検査申請書 ③自動車予備検査証に基づく自動車検査証交付申請書
2 年	①継続検査申請書（臨時検査を含む。） ②自動車検査証変更記録申請書（構造等変更検査及び予備検査を含む。） ③自動車検査証返納届出書 ④自動車検査証返納証明書交付申請書 ⑤輸出予定届出証明書交付申請書 ⑥輸出予定届出証明書返納届出書 ⑦再輸入見込届出書 ⑧自動車検査証返納後の所有者変更記録申請書 ⑨検査記録事項等証明書交付請求書 ⑩自動車検査証・検査標章・限定自動車検査証・自動車予備検査証再交付申請書 ⑪解体等届出書 ⑫輸出届出書 ⑬非課税証明書

9-3 焼却等の措置

無効の措置を講じた自動車検査証、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び提出された自動車予備検査証、限定自動車検査証並びに書き損じ等により不用となった検査標章は、焼却等再使用を防止するための適切な措置を講ずるものとする。

なお、9-2 の保存期間を経過した申請書等についても、同様の措置を講ずるものとする。

9-4 経過措置

(1) 次の各号に掲げる軽自動車については、「軽自動車の使用届出等に関する取扱いについて」（昭和 40 年 9 月 6 日自管第 122 号）第 2 により車両番号を指定することができる。

ア 道路運送車両法の一部を改正する法律（昭和 47 年法律第 62 号）の施行前に使用の届出をした軽自動車

イ ア以外の軽自動車であって昭和 50 年 3 月 31 日以前に新規検査を受けた軽自動

車のうち車体の構造等により、施行規則等の一部を改正する省令（昭和 48 年運輸省令第 33 号）による改正後の施行規則第 13 号様式の 3 の車両番号標を表示することができない軽自動車

- (2) (1) アに掲げる軽自動車にあつては、その自動車検査証の初度検査年月欄の記載は「－」とするものとする。

附 則

この規程は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 〔昭和 49 年 6 月 24 日協会規程第 5 号〕

この規程は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 〔昭和 49 年 8 月 30 日協会規程第 10 号〕

この規程は、次の各号に定める区分にしたがい、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 1 条の規定は、昭和 49 年 9 月 1 日
- 2 第 2 条の規定は、昭和 50 年 1 月 1 日
- 3 第 3 条の規定は、昭和 50 年 4 月 1 日

附 則 〔昭和 50 年 2 月 22 日協会規程第 2 号〕

この規程は、次の各号に定める区分にしたがい、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 1 条の規定 昭和 50 年 4 月 1 日
- 2 第 2 条の規定 昭和 50 年 12 月 1 日

附 則 〔昭和 52 年 4 月 1 日協会規程第 1 号〕

この規程は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 〔昭和 53 年 4 月 13 日協会規程第 5 号〕

この規程は、次の各号の区分にしたがい、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 1 第 1 条の規定 昭和 53 年 5 月 1 日
- 2 第 2 条の規定 昭和 53 年 7 月 30 日
- 3 第 3 条の規定 昭和 54 年 1 月 1 日

附 則〔昭和 53 年 11 月 16 日協会規程第 8 号〕

この規程は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 53 年 12 月 25 日協会規程第 11 号〕

この規程は、昭和 54 年 1 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 54 年 10 月 20 日協会規程第 3 号〕

この規程は、昭和 54 年 10 月 20 日から施行する。

ただし、第 1 条の規定は、昭和 54 年 12 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 58 年 10 月 1 日協会規程第 10 号〕

この規程は、昭和 58 年 10 月 1 日から施行する。ただし、3-3-26 に(10)を加える改正規定は昭和 59 年 1 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 59 年 3 月 23 日協会規程第 3 号〕

この規程は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 60 年 3 月 19 日協会規程第 6 号〕

この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 60 年 12 月 24 日協会規程第 11 号〕

この規程は、昭和 60 年 12 月 24 日から施行する。

ただし、3-3-38(3)の改正規定は、昭和 62 年 9 月 1 日（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車であって輸入された自動車以外のものにあつては昭和 62 年 3 月 1 日、輸入された自動車にあつては昭和 63 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則〔昭和 61 年 3 月 19 日協会規程第 3 号〕

この規程は、昭和 61 年 3 月 19 日から施行する。

附 則〔昭和 61 年 9 月 30 日協会規程第 7 号〕

この規程は、昭和 61 年 10 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 62 年 1 月 28 日協会規程第 1 号〕

この規程は昭和 62 年 1 月 28 日から施行する。

ただし、施行日以前に製作された自動車にあつては、3-3-44(3)の改正規定にかかわらず従前の例によることができる。

附 則〔昭和 62 年 10 月 1 日協会規程第 8 号〕

この規程は、昭和 62 年 10 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 63 年 1 月 14 日協会規程第 1 号〕

この規程は昭和 63 年 1 月 14 日から施行する。

附 則〔昭和 63 年 3 月 22 日協会規程第 2 号〕

この規程は、昭和 63 年 6 月 1 日から施行する。

附 則〔昭和 63 年 3 月 22 日協会規程第 3 号〕

この規程は、昭和 63 年 3 月 22 日から施行する。

附 則〔昭和 63 年 9 月 27 日協会規程第 7 号〕

この規程は、昭和 63 年 9 月 1 日から施行する。

附 則〔平成元年 1 月 19 日協会規程第 3 号〕

この規程は、平成元年 1 月 19 日から施行する。

附 則〔平成元年 3 月 29 日協会規程第 6 号〕

この規程は、平成元年 5 月 1 日から施行する。

附 則〔平成元年 6 月 22 日協会規程第 10 号〕

この規程は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 2 年 3 月 15 日協会規程第 1 号〕

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 3 年 7 月 18 日協会規程第 10 号〕

この規程は、平成 3 年 11 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 6 年 3 月 30 日協会規程第 4 号〕

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 6 年 9 月 30 日協会規程第 14 号〕

この規程は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 7 年 5 月 29 日協会規程第 5 号〕

この規程は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 7 年 7 月 13 日協会規程第 7 号〕

この規程は、平成 7 年 7 月 13 日から施行する。

附 則〔平成 7 年 11 月 21 日協会規程第 11 号〕

この規程は、平成 7 年 11 月 22 日から施行する。

平成 8 年 3 月 31 日以前において、懸架装置について改造自動車等検査結果通知書が交付され、検査された自動車については、3-3-2 の 2 の改正規定に係わず従前の例によることができる。

附 則〔平成 7 年 12 月 28 日協会規程第 12 号〕

この規程のうち、3-3-1 及び 3-3-2 の 2 の改正規定は、平成 8 年 1 月 1 日から、それ以外の改正規定は、平成 8 年 2 月 1 日から施行する。ただし、3-3-1 の改正規定については、平成 8 年 1 月 1 日時点で検査証の交付を受けている自動車にあっては、法（昭和 26 年法律第 185 号）第 67 条に基づき検査証の記入申請があった日又は第 69 条に基づき検査証が返納された後、第 59 条の新規検査を受けようとする日から適用することとする。

附 則〔平成 8 年 4 月 15 日協会規程第 1 号〕

この規程は、平成 8 年 4 月 15 日から施行する。

ただし、3-3-38 の改正規定は、平成 8 年 6 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 9 年 2 月 26 日協会規程第 1 号〕

この規程は、平成 9 年 2 月 26 日から施行する。

附 則〔平成 9 年 3 月 31 日協会規程第 6 号〕

この規程は、平成 9 年 3 月 31 日から施行する。

ただし、3-3-24 の 3 の改正規定は、平成 9 年 4 月 1 日から、5-2-4 の改正規定は、平成 9 年 10 月 1 日から、それぞれ施行する。

附 則〔平成 9 年 12 月 25 日協会規程第 9 号〕

この規程は、平成 10 年 1 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 10 年 3 月 30 日協会規程第 2 号〕

この規程は、平成 10 年 3 月 30 日から施行する。

附 則〔平成 10 年 8 月 31 日協会規程第 3 号〕

この規程は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 10 年 11 月 20 日協会規程第 5 号〕

この規程は、平成 10 年 11 月 24 日から施行する。

ただし、平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、改正後の 3-3-42(1)(イ)、3-3-42 の 2、3-3-43(2)、3-3-45(1)(イ)、3-3-48(1)及び 3-3-49(1)(イ)の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則〔平成 11 年 4 月 20 日協会規程第 4 号〕

この規程は、平成 11 年 4 月 20 日から施行する。

附 則〔平成 11 年 9 月 1 日協会規程第 10 号〕

この規程は、平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 11 年 12 月 9 日協会規程第 13 号〕

この規程は、平成 11 年 12 月 9 日から施行する。

附 則〔平成 12 年 3 月 16 日協会規程第 3 号〕

この規程は、平成 12 年 3 月 16 日から施行する。

附 則〔平成 12 年 4 月 28 日協会規程第 4 号〕

この規程は、平成 12 年 4 月 28 日から施行する。

ただし、平成 17 年 12 月 31 日以前に製作された自動車については、改正後の 3-3-42(1)(イ)、3-3-46(1)(イ)、3-3-50(3)(イ)及び 3-3-51(1)(イ)の規定にかかわらず、従前の例による。

附 則〔平成 12 年 12 月 12 日協会規程第 11 号〕

この規程は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則〔平成 13 年 3 月 27 日協会規程第 7 号〕

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 13 年 4 月 12 日協会規程第 8 号〕

1. この規程は、平成 13 年 4 月 12 日から施行する。ただし、5-2-7、及び 5-2-17 の 13 から 16 の改正規定は平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

2. 平成 13 年 9 月 30 日現在特種用途自動車として車両番号の指定を受けている自動車にあっては、その自動車の構造・装置に変更がない限りにおいては、従前の例によることができる。

附 則〔平成 13 年 7 月 13 日協会規程第 9 号〕

この規程は、平成 13 年 7 月 13 日から施行する。

附 則〔平成 14 年 7 月 12 日協会規程第 8 号〕

この規程は、平成 14 年 9 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 15 年 1 月 20 日協会規程第 1 号〕

この規程は、平成 15 年 1 月 20 日から施行する。ただし、3-3-65 の改正規定

は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 15 年 6 月 9 日協会規程第 10 号〕

この規程は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 15 年 8 月 1 日協会規程第 11 号〕

この規程は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 15 年 9 月 19 日協会規程第 16 号〕

この規程は、平成 15 年 10 月 14 日から施行する。

附 則〔平成 16 年 3 月 23 日協会規程第 4 号〕

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 16 年 6 月 30 日協会規程第 10 号〕

この規程は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 16 年 12 月 13 日協会規程第 18 号〕

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 16 年 12 月 22 日協会規程第 23 号〕

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 17 年 6 月 22 日協会規程第 9 号〕

この規程は、平成 17 年 6 月 22 日から施行する。

附 則〔平成 17 年 9 月 27 日協会規程第 10 号〕

この規程は、平成 17 年 9 月 27 日から施行する。

附 則〔平成 18 年 1 月 12 日協会規程第 1 号〕

この規程は、平成 18 年 1 月 12 日から施行する。

附 則〔平成 18 年 6 月 29 日協会規程第 8 号〕

本改正規程のうち、自主防犯活動用自動車の自動車検査証備考欄への記載については、平成 18 年 7 月 1 日から施行し、その他の改正規定は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 18 年 10 月 4 日協会規程第 11 号〕

この規程は、平成 18 年 10 月 10 日から施行する。

附 則〔平成 18 年 12 月 13 日協会規程第 12 号〕

この規程は、平成 19 年 1 月 4 日から施行する。

附 則〔平成 19 年 1 月 5 日協会規程第 1 号〕

この規程は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

なお、平成 19 年 1 月 9 日以前に届出があつた自動車の車体の形状が「防衛庁車」にあつては「防衛省車」と読み替える。

附 則〔平成 19 年 4 月 2 日協会規程第 6 号〕

この規程は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

附 則〔平成 19 年 6 月 29 日協会規程第 8 号〕

この規程は、平成 19 年 6 月 29 日から施行する。

附 則〔平成 20 年 7 月 11 日協会規程第 7 号〕

この規程は、平成 20 年 7 月 11 日から施行する。

ただし、3-2-6～3-2-8 及び 5-1-6 の改正規定は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 20 年 12 月 4 日協会規程第 9 号〕

この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 21 年 3 月 27 日協会規程第 6 号〕

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 21 年 8 月 31 日協会規程第 8 号〕

この規程は、平成 21 年 8 月 31 日から施行する。

附 則〔平成 22 年 3 月 24 日協会規程第 3 号〕

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 23 年 12 月 28 日協会規程第 10 号〕

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 24 年 2 月 28 日協会規程第 2 号〕

この規程は、平成 24 年 6 月 4 日から施行する。

附 則〔平成 25 年 12 月 26 日協会規程第 10 号〕

1. この規程は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。ただし、3-2-8 の規定及び 9-9 に係る部分は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2. 施行規則及び様式省令の一部を改正する省令（平成 25 年国土交通省令第 93 号）による検査標章の表示箇所については、改正後の 7-1-2 の規定に係わらず従前の例によることができる。

附 則〔平成 26 年 12 月 4 日協会規程第 16 号〕

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 27 年 3 月 9 日協会規程第 2 号〕

1. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2. 改正前の検査事務規程取扱細則第 8 号様式（軽自動車検査票（甲、乙））は、改正後の様式 4 及び様式 5 の様式にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

3. 改造自動車等の取扱いについて（平成 7 年 11 月 21 日 7 軽検業第 173 号 7 軽検技第 88 号）第 1 号様式、第 2 号様式は改正後の様式 9 及び様式 10 の様式に係わらず、平成 27 年 9 月 30 日までの届出に限りこれを使用することができる。

附 則〔平成 27 年 7 月 30 日協会規定第 20 号〕

この規程は、平成 27 年 7 月 30 日から施行する。

附 則〔平成 27 年 11 月 30 日協会規程第 27 号〕

この規程は、平成 27 年 11 月 30 日から施行する。

ただし、様式 7-4-3 の規程改正は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

なお、改正前の様式 7-4-3 については、改正後の様式にかかわらず、重量税還付申請を除き、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則〔平成 28 年 2 月 8 日協会規程第 1 号〕

この規程は、平成 28 年 2 月 8 日から施行する。

附 則〔平成 28 年 3 月 31 日協会規程第 10 号〕

この規程は、平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

ただし、1-2、2-12-2 第 5 号様式に限る)、2-12-3、2-13-2 (第 8 号様式に限る) 及び 2-14-2 の改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 28 年 5 月 17 日協会規程第 12 号〕

この規程は、平成 28 年 5 月 17 日から施行する。

附 則〔平成 28 年 7 月 8 日協会規程第 15 号〕

この規程は、平成 28 年 7 月 8 日から施行する。

ただし、2-13-2 の規定については、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 28 年 12 月 20 日協会規程第 23 号〕

この規程は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

なお、改正前の様式 7-1、7-2、7-3 及び 7-7 については、改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則〔平成 29 年 1 月 19 日協会規程第 1 号〕

この規程は、平成 29 年 1 月 19 日から施行する。

附 則〔平成 29 年 3 月 28 日協会規程第 31 号〕

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、2-11-12 及び 2-12 の改正規定は、平成 29 年 5 月 1 日から施行することとし、平成 29 年 9 月 30 日までの間は改正後の 2-11-12 及び 2-12 の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成 29 年 7 月 19 日協会規程第 37 号〕

この規程は、平成 29 年 7 月 19 日から施行する。

ただし、2-17 の改正規定は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 29 年 11 月 8 日協会規程第 42 号〕

この規程は、平成 29 年 11 月 8 日から施行する。

附 則〔平成 30 年 4 月 2 日協会規程第 13 号〕

この規程は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

ただし、3-3-15(2)、様式 5 及び様式 7-2 の改正規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

なお、改正前の様式 5 (軽自動車検査票 2) 及び様式 7-2 については、改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則〔平成 30 年 12 月 18 日協会規程第 20 号〕

この規程は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

附 則〔令和元年 8 月 30 日協会規程第 9 号〕

1. この規程は、令和元年 9 月 1 日から施行する。
2. 令和元年 9 月 30 日以前に検査する自動車については、2-7、2-12-1、2-12-2 の規定にかかわらず、令和元年 8 月 30 日付け協会規程第 9 号による改正前の 2-12-1、2-12-2 の規定によることができる。
3. 3-3-12 の改正規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔令和元年 9 月 30 日協会規程第 13 号〕

1. この規程は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
ただし、2-6-2 の改正規定は、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。
2. 平成 31 年度以前の年度分の地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 1 条第 5 号の 4 に掲げる規定による改正前の地方税法に規定する軽自動車税を課されたことがある自動車についての 6-6 の改正規定の適用については、「軽自動車税種別割」とあるのは「平成 31 年度以前の年度分の旧軽自動車税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）附則第 1 条第 5 号の 4 に掲げる規定による改正前の地方税法に規定する軽自動車税をいう。）又は軽自動車税種別割」とする。

附 則〔令和 2 年 10 月 2 日協会規程第 15 号〕

1. この規程は、令和 2 年 10 月 2 日から施行する。
2. 検査において、分解整備記録簿の提示があった場合については、2-7(4)の改正規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
3. 改正前の様式 2、様式 3、様式 4-1、様式 5-1、様式 6、様式 9 及び様式 10 については、改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間なおこれを使用することができる。

附 則〔令和 2 年 12 月 23 日協会規程第 16 号〕

1. この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。
2. 改正前の様式 7-1、様式 7-2、様式 7-3、様式 7-4、様式 7-4-2、様式 7-4-3、様式 7-5、様式 7-6、様式 7-7、様式 9 及び様式 11 については、改正後のそれぞれにかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則〔令和 3 年 3 月 9 日協会規程第 2 号〕

1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 3 年 6 月 18 日協会規程第 8 号〕

1. この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
ただし、2-6-2 の規程による収納済印影（様式 1）及び様式 3 については、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。
2. 令和 3 年 9 月 30 日までに印字された改正前の様式 1 による収納済印影については、

改正施行後も有効なものとみなす。

附 則〔令和 3 年 9 月 21 日協会規程第 12 号〕

1. この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則〔令和 4 年 2 月 24 日協会規程第 2 号〕

1. この規程は、令和 4 年 2 月 24 日から施行する。

ただし、令和 4 年 3 月 31 日以前に 2-15 の規定により改造自動車等届出書が提出された自動車については、2-15 の規定にかかわらず、改正前の 2-15 の規定によることができる。

2. 様式 9、様式 10 及び様式 13 については、令和 4 年 3 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則〔令和 4 年 12 月 22 日協会規程第 15 号〕

1. この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

2. 次に掲げる自動車であって、令和 4 年 10 月 28 日以降に当該自動車の構造及び装置に変更がないものについては、2-4 (1) ①カ、2-17-1 (3) 及び (4) 並びに審査事務規程 1-3 (「座席」に限る。) の規定は適用しないことができる。

① 令和 4 年 10 月 27 日において使用の過程にある自動車

② 令和 4 年 10 月 27 日以前に使用されていたことが自動車検査証返納証明書により確認できる自動車

③ 令和 4 年 10 月 27 日以前に交付された有効な自動車予備検査証に基づき自動車検査証を交付する自動車

附 則〔令和 5 年 6 月 12 日協会規程第 5 号〕

この規程は、令和 5 年 7 月 3 日から施行する。

附 則〔令和 5 年 9 月 27 日協会規程第 8 号〕

1. この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、2-1 (5) において、2-1 (3) ①セ及び①については令和 6 年 9 月 30 日まで適用しない。

2. 改正前の様式 4-1 については、改正後の様式 4-1 にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

3. 様式 9 (裏面) については、試作車又は組立車以外の届出の場合、令和 5 年 9 月 27 日協会規程第 8 号による改正前の様式 9 (裏面) とすることができる。

附 則〔令和 5 年 12 月 13 日協会規程第 14 号〕

1. この規程中 2-23 規定は、令和 5 年 12 月 21 日から、その他の規定は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

2. 改正前の様式 8 については、改正後の様式 8 にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

3. 令和 6 年 3 月 31 日以前に改造自動車等届出書が提出された自動車については、令和 5 年 12 月 13 日付け規程第 14 号による改正前の様式 10 によることができる。

様式 1（検査手数料収納済印影）

手数料収納済 ≈0000 円 自動車技術総合機構	手数料収納済 00.00.00 0000000  ≈000000 円 軽自動車検査協会
--	---

様式 2（申請審査書（手数料納入補助シート））

手数料欄 3			手数料欄 2			手数料欄 1		
申請審査書（手数料納入補助シート）								
年 月 日 申請者の氏名又は名称（使用者／所有者） 車両番号（又は車台番号）								
☐新規検査（☐指定 ☐非指定） ☐予備検査 ・申請書（☐C用シート） ・重量税納付書 ・申請書封書 ・点検員資格証明書 ・完成検査終了証 ・軽自動車検査票 ・保安基準適合証（又は保安検査基準適合証） ・自動車検査票記載証明書（交付されている場合に添付） ・保安基準適合証（又は保安検査基準適合証） ・点検員資格証明書（又は保安検査基準適合証） ・申請書封書等（申請を依頼する場合） ・その他（検査に必要な書類等）			☐構造等変更検査 ・申請書（☐C用シート） ・重量税納付書 ・申請書封書 ・点検員資格証明書 ・軽自動車検査票 ・自動車検査票（又は保安検査基準適合証） ・予備検査証 ・申請書封書等（申請を依頼する場合） ・その他（検査に必要な書類等）			☐自動車検査票記載証明書交付 ・申請書（☐C用シート） ・申請書封書 ・自動車検査票（又は保安検査基準適合証） ・申請書封書等（申請を依頼する場合）		
☐再交付 ☐検査票返却 ☐保安検査票返却 ☐予備検査返却 ・申請書（☐C用シート） ・申請書封書 ・自動車検査票 ・申請書封書等（申請を依頼する場合）			☐検査中止証明証明書交付 ・申請書（☐C用シート） ・申請書封書 ・申請書封書等（申請を依頼する場合） ・自動車検査票及び自動車検査票記載証明書（交付されている場合に添付）			☐検査廃止（☐指定 ☐非指定） ・申請書（☐C用シート） ・重量税納付書 ・申請書封書 ・点検員資格証明書 ・軽自動車検査票 ・保安基準適合証（又は保安検査基準適合証） ・自動車検査票（又は保安検査基準適合証） ・申請書封書等（申請を依頼する場合） ・検査証明書		
理由印等			車両番号検査納税印			譲与印		交付印

（日本産業規格 A 列 4 番）

年 月 日

申請手数料一括納付書

合計金額 (ア) + (イ)
円

項目	単位		件数	金額	
	住所情報管理手数料	検査手数料		住所情報管理手数料	検査手数料
	円	円	件	円	円
	円	円	件	円	円
	円	円	件	円	円
	円	円	件	円	円
合計			件	(ア) 円	(イ) 円

軽自動車検査協会

事務所長 殿

納付責任者

様式 4-1 (軽自動車検査票 1)

120

様式 4-2（検査結果通知書 1）

検査結果通知書 1				発 行 日： 発行番号：				
コース	検査の種類	入場回数	検査結果					
車 両 番 号		車台番号	原動機の型式					
工具合/確認項目 (1頁/1頁)								
[備考欄]								
						走行距離		合格印

様式 5-1（軽自動車検査票 2）

軽 自 動 車 検 査 票 (2)										
年度検査年月	車 名	型 式	車 台 番 号	原動機の型式	前客室 [内側寸法]	高さ (a)	乗 員 オフセット	前 席		
用途	自家用・事業用の別	車体 の 形状	キャブオーバーハング・サイド・リアの長さ	2名乗車時	長さ (b)	幅	2名乗車時	2名乗車時		
特殊・貨物・乗用 貨物	自家用・事業用	形状	キャブオーバーハング・サイド・リアの長さ	4名乗車時	高さ	高さ	4名乗車時	4名乗車時		
重量分布	重量分布	重量分布	重量分布	重量分布	オーバーハング (±1/2W・2/3W)	ホイールベース (mm)	前輪荷重割合 (±20% (三輪18%))	空 車 時	乗員重量時	
前 輪	前 輪	前 輪	前 輪	前 輪	同左[内側(c)]	標準車の 最大積載量	kg	kg	kg	
後 輪	後 輪	後 輪	後 輪	後 輪	タイヤサイズ	タイヤ	軸重	GVW		
合 計	合 計	合 計	合 計	合 計	前)	kg	kg	kg	kg	
車 両 寸 法	長さ	幅	高さ	燃料の種類	後)	kg	kg	kg	kg	
備考欄					型式指定番号					類別区分番号
備考欄					備考欄					備考欄
[備考欄]										

〔注〕 1. 年度検査年月欄等、備考欄及び確認印等欄を合わせた大きさは、縦180mm横270mm程度とし、用紙の大きさは日本産業規格A列4番とすること。
2. 備考欄及び確認印等欄は、検査測定結果の押印等検査業務に応じた内容を記載すること。

様式 5-2（検査結果通知書 2）

検査結果通知書 2															発行日： 発行番号：			
初度検査年		車 名				型 式				車台番号				原動機の型式				
用 途		自家用・事業用の別				車体の形状				荷台客室(内側)寸法		長さ(a) 幅 高さ		オフセット(e=a/2-c) 荷台(e)		乗員1 乗員2 乗員3 乗員4		
荷重分布		乗車定員		最大積載量		車両重量		車両総重量		リヤオーバーハング 同上[内側(c)]		ホイールベース(W) 前輪荷重割合		最大安定傾斜角度 左 右		標準車の最大積載量		
前輪																		
後輪																		
合計																		
車両寸法		長さ		幅		高さ		燃料の種類		総排気量又は定格出力		等価慣性重量		排出ガス試験結果成績表		改造自動車等参考番号		
検査証備考欄記載事項															入場回数		検査担当印	

様式 6（自動車重量税納付書）

自動車重量税納付書（検査対象軽自動車）									
提出年月日		年 月 日		使用者		(氏名又は名称)			
車両番号又は車台番号						(住 所)			
自動車検査証の有効期間		☐ 3 年 ☐ 2 年		自家用・事業用の別		☐ 自家用 ☐ 事業用		納付税額 円	
備 考									
自動車重量税印紙貼付欄									
(注) 使用者が2名以上いる場合は、その者の氏名及び住所を、又所有者・使用者が相違する場合（所有権留保の場合を除く。）は所有者の氏名及び住所を備考欄に記載すること。									

（日本産業規格 A 列 4 番）

様式 7-1

[illegible]

様式 7-2

☒ 自動車検査証交付入 申請書 ☐ 新検査車、予備検査車、自動検査車証交付入 申請書 ☐ 自動車検査証交付入 自動車検査証再交付入 申請書 (その2)		軽自動車検査協会 第2号様式	
☐ 1 検査種別 ☐ 2 検査種別 ☐ 3 検査種別		☐ 4 検査種別 ☐ 5 検査種別 ☐ 6 検査種別	
☐ 7 検査種別 ☐ 8 検査種別 ☐ 9 検査種別		☐ 10 検査種別 ☐ 11 検査種別 ☐ 12 検査種別	
☐ 13 検査種別 ☐ 14 検査種別 ☐ 15 検査種別		☐ 16 検査種別 ☐ 17 検査種別 ☐ 18 検査種別	
☐ 19 検査種別 ☐ 20 検査種別 ☐ 21 検査種別		☐ 22 検査種別 ☐ 23 検査種別 ☐ 24 検査種別	
☐ 25 検査種別 ☐ 26 検査種別 ☐ 27 検査種別		☐ 28 検査種別 ☐ 29 検査種別 ☐ 30 検査種別	
☐ 31 検査種別 ☐ 32 検査種別 ☐ 33 検査種別		☐ 34 検査種別 ☐ 35 検査種別 ☐ 36 検査種別	
☐ 37 検査種別 ☐ 38 検査種別 ☐ 39 検査種別		☐ 40 検査種別 ☐ 41 検査種別 ☐ 42 検査種別	
☐ 43 検査種別 ☐ 44 検査種別 ☐ 45 検査種別		☐ 46 検査種別 ☐ 47 検査種別 ☐ 48 検査種別	
☐ 49 検査種別 ☐ 50 検査種別 ☐ 51 検査種別		☐ 52 検査種別 ☐ 53 検査種別 ☐ 54 検査種別	
☐ 55 検査種別 ☐ 56 検査種別 ☐ 57 検査種別		☐ 58 検査種別 ☐ 59 検査種別 ☐ 60 検査種別	
☐ 61 検査種別 ☐ 62 検査種別 ☐ 63 検査種別		☐ 64 検査種別 ☐ 65 検査種別 ☐ 66 検査種別	
☐ 67 検査種別 ☐ 68 検査種別 ☐ 69 検査種別		☐ 70 検査種別 ☐ 71 検査種別 ☐ 72 検査種別	
☐ 73 検査種別 ☐ 74 検査種別 ☐ 75 検査種別		☐ 76 検査種別 ☐ 77 検査種別 ☐ 78 検査種別	
☐ 79 検査種別 ☐ 80 検査種別 ☐ 81 検査種別		☐ 82 検査種別 ☐ 83 検査種別 ☐ 84 検査種別	
☐ 85 検査種別 ☐ 86 検査種別 ☐ 87 検査種別		☐ 88 検査種別 ☐ 89 検査種別 ☐ 90 検査種別	
☐ 91 検査種別 ☐ 92 検査種別 ☐ 93 検査種別		☐ 94 検査種別 ☐ 95 検査種別 ☐ 96 検査種別	
☐ 97 検査種別 ☐ 98 検査種別 ☐ 99 検査種別		☐ 100 検査種別 ☐ 101 検査種別 ☐ 102 検査種別	
☐ 103 検査種別 ☐ 104 検査種別 ☐ 105 検査種別		☐ 106 検査種別 ☐ 107 検査種別 ☐ 108 検査種別	
☐ 109 検査種別 ☐ 110 検査種別 ☐ 111 検査種別		☐ 112 検査種別 ☐ 113 検査種別 ☐ 114 検査種別	
☐ 115 検査種別 ☐ 116 検査種別 ☐ 117 検査種別		☐ 118 検査種別 ☐ 119 検査種別 ☐ 120 検査種別	
☐ 121 検査種別 ☐ 122 検査種別 ☐ 123 検査種別		☐ 124 検査種別 ☐ 125 検査種別 ☐ 126 検査種別	
☐ 127 検査種別 ☐ 128 検査種別 ☐ 129 検査種別		☐ 130 検査種別 ☐ 131 検査種別 ☐ 132 検査種別	
☐ 133 検査種別 ☐ 134 検査種別 ☐ 135 検査種別		☐ 136 検査種別 ☐ 137 検査種別 ☐ 138 検査種別	
☐ 139 検査種別 ☐ 140 検査種別 ☐ 141 検査種別		☐ 142 検査種別 ☐ 143 検査種別 ☐ 144 検査種別	
☐ 145 検査種別 ☐ 146 検査種別 ☐ 147 検査種別		☐ 148 検査種別 ☐ 149 検査種別 ☐ 150 検査種別	
☐ 151 検査種別 ☐ 152 検査種別 ☐ 153 検査種別		☐ 154 検査種別 ☐ 155 検査種別 ☐ 156 検査種別	
☐ 157 検査種別 ☐ 158 検査種別 ☐ 159 検査種別		☐ 160 検査種別 ☐ 161 検査種別 ☐ 162 検査種別	
☐ 163 検査種別 ☐ 164 検査種別 ☐ 165 検査種別		☐ 166 検査種別 ☐ 167 検査種別 ☐ 168 検査種別	
☐ 169 検査種別 ☐ 170 検査種別 ☐ 171 検査種別		☐ 172 検査種別 ☐ 173 検査種別 ☐ 174 検査種別	
☐ 175 検査種別 ☐ 176 検査種別 ☐ 177 検査種別		☐ 178 検査種別 ☐ 179 検査種別 ☐ 180 検査種別	
☐ 181 検査種別 ☐ 182 検査種別 ☐ 183 検査種別		☐ 184 検査種別 ☐ 185 検査種別 ☐ 186 検査種別	
☐ 187 検査種別 ☐ 188 検査種別 ☐ 189 検査種別		☐ 190 検査種別 ☐ 191 検査種別 ☐ 192 検査種別	
☐ 193 検査種別 ☐ 194 検査種別 ☐ 195 検査種別		☐ 196 検査種別 ☐ 197 検査種別 ☐ 198 検査種別	
☐ 199 検査種別 ☐ 200 検査種別 ☐ 201 検査種別			

様式 7-3

[illegible]

様式 7-4

[illegible]

様式 7-4-2

[illegible]

様式 7-4-3

[illegible]

様式 7-5

[illegible]

様式 7-6

自動車検査証記入申請書 (使用者、所有者、住所変更専用)										軽自動車第1号様式	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	
0322		4		0322		0322		0322		0322	

様式 7-7

[illegible]

様式 8 (解体届出 (自動車重量税還付申請なし) の届出送付票)

解体届出(自動車重量税還付申請なし)の届出送付票

届出書類の不備(記載漏れ、誤記載等)を防ぐため、下記事項について記入及びチェックのうえ、届出書類とともに送付してください。

- ・解体届出とは、既に一時使用中止の手続きを行い、その後、当該自動車をスクラップ(解体)にしたときに行う手続きです。
※車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合は、解体届出と同時に自動車重量税還付申請を行うことにより、還付を受けることができます。
- ・自動車検査証の交付を受けている軽自動車の解体届及び重量税還付申請を行うものにつきましては、送付による取扱いは行っておりませんので、取扱窓口をご確認のうえ、事務所又は支所の窓口へ申請してください。

届出者	チェック項目	チェック欄
1.	自動車検査証送納届出の手続きが行われていますか？	はい ☐
2.	使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がありましたか？	はい ☐
3.	解体届の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか？	① 重量税還付 ② 償還期間 ③ 返還金受取等 ④ 返納(返付) ☐ ☐ ☐ ☐
4.	解体届の届出者/申請者(所有者)の記入欄は黒色で記入し、記載漏れ、誤記はありませんか？ (訂正箇所は薄緑で修正されていますか？)	届出者/申請者(所有者)の氏名又は名称 住所 申請年月日 届出書類の枚数 ☐ ☐ ☐ ☐
5.	80 重量税還付申請の有無の欄に「0」が記載されていますか？	はい 還付申請を行わない。 ☐ 車検の残存期間が1ヶ月以上ある場合でも自動車重量税が還付されません。
6.	返還用封筒に宛名及び切手の貼付はありますか？ 返還用封筒に宛名を記載し、切手(円分)を貼ってください。 なお、送付用、返還用ともにA4サイズが新らずに入る「角2」封筒を使用して下さい。	返還用封筒 宛名 切手 ☐ ☐
7.	封筒内内容(送付するもの)の確認	申請書 返還用封筒 送付票(本紙) ☐ ☐ ☐

※軽自動車検査協会使用欄(返還連絡欄)

不備事項

不備事項

不備事項

不備事項

不備事項

不備事項

不備事項

※注意事項 (必ずお読み下さい。)

(1)送付による解体届出を行える軽自動車は、次のすべての要件を満たしていること。
※ 自動車検査証送納届出の手続きが行われていること。
※ 重量税還付申請がないこと。(解体届出後の重量税還付申請はできません。)
※ 使用済自動車を引取った事業者(引取業者)から解体が完了した旨(解体報告)の連絡がなされた軽自動車であること。

(2)送付に係る費用(返還用を指す)は、届出者の負担となります。
※書類不備(記載漏れ、誤記載)等の場合であっても返還用送付費用を使用いたします。
補正後に再度郵送を行う際には、あらかじめ返還用封筒が必要となります。

(3)事務所、支所の窓口へ届出書を提出される場合は、当日帰還させて頂いておりますが、送付による場合は、帰還に時間を要します。

(4)自動車重量税還付申請(車検残存期間が1ヶ月以上ある場合に限り)の印刷につきましては、重税庁ホームページをご確認ください。
なお、重量税還付申請を行う場合は、解体届出と同時に窓口へ申請してください。(解体届出後の重量税還付申請はできません。)

※ お手数ですが、特内の記載をお願いします。
下記の車両の解体届出について、送付により届出ます。

年 月 日		届出者の氏名又は名称	
車両番号		姓 所	
車台番号		電話番号	

上記の解体届出について書類をご送付しましたが、解体届出の届出送付票
お預「補正等の連絡欄」のとおり不備がございましたので、ご連絡いたします。
ご送付頂きました書類一式をご返還いたしますので、お手数ですが、補正のうえ再度郵送されるか、
最寄りの協会事務所窓口へ提出してください。
なお、再度送付される場合は、返還用封筒(切手貼付)が必要となります。

この度、ご送付頂きました届出・申請につきましては、送付による取扱いを行っておりません。
ご送付頂きました書類一式をご返還いたしますので、お手数ですが、申請窓口をご確認のうえ、
協会事務所窓口へ申請してください。

(取扱連絡先)

〒 108-0075
東京都港区港南3-3-7
軽自動車検査協会
解体届出受付窓口
TEL 03-6433-1555 応答時間 8:45~17:00(土・日・祝日・12/29~1/3を除く)

128

様式 9 (改造自動車等届出書)

第9号様式

年 月 日

軽自動車検査協会

事務所長 殿

届出者の氏名又は名称

住 所

連絡先 (担 当 者)

電 話 番 号

改 造 自 動 車 等 届 出 書

車 名 ・ 型 式		種 別	軽自動車	用 途	
改 造 内 容 等	(1)-(1)	車 枠 及 び 車 体	(4)-(1)	走 行 装 置	(7)-(2) 緩 衝 装 置
	(1)-(2)	"	(4)-(2)	"	(8) 連 結 装 置
	(2)-(1)	原 動 機	(4)-(3)	"	(9) 燃 料 装 置
	(2)-(2)	"	(5)-(1)	操 縦 装 置	(10)-(1) 電 気 装 置
	(3)-(1)	動 力 伝 達 装 置	(5)-(2)	"	(10)-(2) style="text-align: center;">"
	(3)-(2)	"	(5)-(3)	"	試 作 車
	(3)-(3)	"	(5)-(4)	"	組 立 車
	(3)-(4)	"	(6)	制 動 装 置	試作車・組立車の改造
	(3)-(5)	"	(7)-(1)	緩 衝 装 置	
改造予定車両数		主たる使用地域			
車台番号 (複数台数届出は限定した車両)					

注 : 該当する改造内容等を○で囲むこと。

(日本産業規格 A列4番)

裏面

第9号様式(裏面)

改造内容等 (別表1関係)		添 付 資 料																												
		(1)	(1)	(2)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(4)	(4)	(5)	(5)	(5)	(5)	(7)	(7)			(10)	(10)							
		①	②	①	②	①	②	③	④	⑤	①	②	③	①	②	③	④	(6)	①	②	(8)	(9)	①	②						
添付資料		車 枠 及 び 車 体	原 動 機	動 力 伝 達 装 置					走 行 装 置			操 縦 装 置				制 動 装 置		緩 衝 装 置		連 結 装 置		燃 料 装 置		電 気 装 置		試 作 車	組 立 車	の 試 改 造 車 ・ 組 立 車		
届 出 書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改 造 概 要 等 説 明 書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改造自動車等審査結果通知書又は 試作車・組立車審査結果通知書																													○	
車 両 を 特 定 す る 資 料		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
技術基準等への適合性を証する 書面		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△
主 要 諸 元 要 目 表																										※ ○	※ ○	※ ○		
保安基準適合検討書		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電 気 装 置 の 要 目 表			※ ○																						○	○			※ △	
外 観 図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
改 造 部 分 詳 細 図		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※ ○	※ ○		※ △
装 置 の 詳 細 図																											○	○		
車 枠 (車 体) 全 体 図		※ ○	※ ○																								○	○	△	
最大安定傾斜角度計算書											○	※ ○							※ ○	※ ○							○	○	※ △	
制 動 能 力 計 算 書																		○									○	○	△	
最 小 回 転 半 径 計 算 書		※ ○	※ ○										※ ○		○												○	○	※ △	
走 行 性 能 計 算 書																											※ ○	※ ○	※ △	
強 度 検 討 書	車 枠 (車 体)	○	○																								○	○	△	
	動 力 伝 達 装 置			○	○	○	○		○																		○	○	△	
	走 行 装 置									○	○																○	○	△	
	操 縦 装 置													○	○	○	○										○	○	△	
	制 動 装 置																	○									○	○	△	
	緩 衝 装 置																		○	○							○	○	△	
	連 結 装 置																				○						○	○	△	
電 気 装 置																								○		○	○	△		
そ の 他 書 面		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

注:添付資料を省略する場合には、添付資料欄に×を付すこと。また、添付資料の詳細は、別表(注)書き参照のこと。

(日本産業規格 A列4番)

様式 10（改造自動車等審査結果通知書）表面

第10号様式（表面）

第 号

年 月 日

軽自動車検査協会 事務所長

改造概要等説明書(改造自動車等審査結果通知書)

殿

[指示事項]

主要諸元比較表

標準車欄の類別等を記載する。()

(改造車・試作車・組立車)

項 目	標準車	改造車	基準・限度	項 目	標準車	改造車	基準・限度
車 名				乗 車 定 員 人			
型 式				最大積載量 kg			≦
自動車の種類	軽自動車	軽自動車		車 両 重 量 kg	前前軸重		(kg)
用 途					前後軸重		(kg)
車 体 の 形 状					後前軸重		(kg)
燃 料 の 種 類					後後軸重		(kg)
原 動 機 型 式					計		(kg)
総排気量(l)又は定格出力(kw)					最大安定傾斜角度°		一般≧35° その他≧30°
長 さ m			≦ m	タ イ ヤ サ イ ズ	前前軸		(kg)
幅 m			≦ m		前後軸		(kg)
高 さ m			≦ m		後前軸		(kg)
軸 距 m					後後軸		(kg)
軸 距 m	前 軸			前輪荷重割合%	空車		≧18, 20%
	後 軸				積車		
室内又は荷台の内幅 m				リヤ・オーバーハング m			≦ 1/2, 2/3L (m)
側 の 寸 法 高 さ m					荷台オフセット m		
車 両 重 量 kg	前前軸重			最小回転半径 m			≧12m
	前後軸重						
	後前軸重						
	後後軸重						
計							

能 力 強 度 等 検 討 書

制 動 能 力	踏 力	N	km/h	m	車 軸 強 度	$\sigma u / \sigma$	/	=	≧1.6	
	空気圧	kPa				$\sigma v / \sigma$	/	=	≧1.3	
操 縦 強 度	回転数	Nc/Np	/	=	≧1.3	操縦装置強度	$\sigma u / \sigma$	/	=	≧1.6
	強度	$\sigma u / \tau$	/	=	≧1.6	緩衝装置強度	$\sigma u / \sigma$	/	=	≧1.6
車 枠 強 度		$\sigma u / \sigma$	/	=	≧1.6	制動装置強度	$\sigma u / \sigma$	/	=	≧1.6
		$\sigma v / \sigma$	/	=	≧1.3	連結装置強度	$\sigma u / \sigma$	/	=	≧1.6

注1：能力検討欄は、該当しないものは－、省略したものは×を記入すること。

注2：指示事項欄又は強度検討書欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加、削除することができる。

注3：現車検査の際は、通知書及び改造部分詳細図等の添付資料を提示すること。

（日本産業規格 A列4番）

裏面

第10号様式（裏面）

改 造 等 の 概 要

目 的	
車 枠 及 び 車 体	
原 動 機	
動 力 伝 達 装 置	
走 行 装 置	
操 縦 装 置	
制 動 装 置	
緩 衝 装 置	
連 結 装 置	
燃 料 装 置	
電 気 装 置	

注 1： 変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。

注 2： 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法（昭和26年6月1日法律第185号）に基づく勧告、命令を受ける場合があります。（第57条の2、第63条の2、第63条の3関係）

注 3： 自動車検査証記録事項について変更が生じる場合は、当該事項の変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証記録事項の変更が必要となります。（第67条関係）

（日本産業規格 A列4番）

様式 11 (改造自動車等届出書の取下願出書)

改造自動車等届出書の取下願出書		
軽自動車検査協会		
殿		
年 月 日		
(届出者の氏名又は名称)		
年 月 日に提出した下記自動車の届出書等について、取下げ致します。		
記		
1. 車 名		
2. 型 式		
3. 車台番号（記載できる場合に限る。）		
4. 取下げ理由（該当項目に○印）		
☐ 車両故障のため		
☐ 顧客との売買契約解除のため		
☐ その他（理由を記載すること。）		

[illegible][illegible]